

相模原市文化財保存活用地域計画 (案)

相模原市教育委員会

目 次

序 章

第1節	計画作成の背景と目的及び経緯	序-1
第2節	本計画の位置付け	序-3
第3節	計画期間	序-11
第4節	計画の進行管理と評価の方法	序-11
第5節	本計画における用語の定義	序-13

第1章 相模原市の概況

第1節	自然的・地理的環境	1-1
第2節	社会的環境	1-8
第3節	歴史的環境	1-18

第2章 文化財に関する調査

第1節	既往の文化財調査の概要	2-1
第2節	既往の文化財調査の内容と成果	2-2

第3章 さがみはら地域遺産の概要と歴史文化の特性

第1節	さがみはら地域遺産の概要	3-1
第2節	相模原市の歴史文化の特性	3-10

第4章 文化財の保存・活用に関する将来像と基本方針

第1節	文化財の保存・活用に関する取組状況	4-1
第2節	文化財の保存・活用に関する将来像	4-4
第3節	文化財の保存・活用に関する目指すべき方向性	4-6
第4節	文化財の保存・活用に関する課題	4-7
第5節	文化財の保存・活用の基本方針	4-10

第5章 文化財の保存・活用に関する取組

第1節	取組の考え方	5-1
第2節	文化財の保存・活用に関する取組	5-1

第6章 文化財の一体的・総合的な保存・活用

第1節	関連文化財群	6-2
第2節	文化財保存活用区域	6-26
第3節	地域遺産制度の創設	6-29
第4節	さがみはら地域遺産ネットワーク	6-30

第7章 文化財の防災・防犯

第1節	文化財の防災・防犯に関する現状と課題	7-1
第2節	文化財の防災・防犯に関する方針と取組	7-7
第3節	文化財の防災・防犯の連携による体制整備	7-8

第8章 文化財の保存・活用の実施体制及び推進体制

第1節	計画の実施体制	8-1
第2節	計画の推進体制	8-4

資料編

- | | | |
|---|-------------|--------|
| 1 | 検討組織体制と検討経緯 | 資料編-1 |
| 2 | 指定等文化財 | 資料編-3 |
| 3 | 調査報告書等文献 | 資料編-12 |

用語解説

- | | |
|------|--------|
| 用語解説 | 用語解説-1 |
|------|--------|

序 章

第1節 計画作成の背景と目的及び経緯

1. 計画作成の背景と目的

相模原市（以下「本市」という。）は西部に山地、東部に台地が広がっています。市域西部の津久井地域は、四万十帯の関東山地から愛川層群・丹沢層群からなる丹沢山地が広がり、神奈川県立陣馬相模湖自然公園や丹沢大山国定公園を有する自然豊かな地域です。一方市域東部の相模原地域は、かつての広大な相模川の扇状地に主に富士山を供給源とする火山灰が降り積もって堆積した段丘堆積物からなり、相模野台地と呼ばれるひな段状の台地に市街地が広がっています。相模野台地は、相模川が何度も流れを変え、悠久の年月をかけ平地や急な崖を形成した結果、現在の3段の段丘となりました。また、川が形成した「河成段丘」の模式地として知られています。これらの豊かな自然が広がる山間部と特徴的な段丘地形が相模原市の歴史の舞台となります。

現在の相模原市域に人々が住み始めたのは3万4千年前と推定されています。市内では旧石器時代の国内最古の建物跡が発見された田名向原遺跡や、縄文時代の勝坂遺跡・川尻石器時代遺跡などが国史跡に指定されています。これらの遺跡をはじめとして、相模川や道志川、境川といった主要な河川沿いには数多くの遺跡が分布しています。

その後も、中世に台頭した武士団横山党に関連する伝矢部氏居館跡、鎌倉時代末期の時宗寺院無量光寺、戦国時代の津久井城跡など、各時代の重要な施設が設けられました。江戸時代に入ると、津久井地域に甲州街道が整備されたことにより、小原・与瀬・吉野・関野の4つの宿場が設置されました。小原宿には本陣建物が県内唯一現存します。江戸時代中期には、相模野台地の開発が始まり、江戸時代末期までに多くの新田（畑地・薪炭林）が開かれました。人々の往来の増加や生産力の向上とともに、養蚕・織物などの産業が発展し、俳諧など豊かな地方文化が育まれました。

近代になると日本初の近代水道である横浜水道が敷設され、昭和10年代には陸軍士官学校を皮切りに旧陸軍関係施設が相次いで相模野台地に移されると、軍都として都市整備が進められました。戦後は都市近郊の市街地整備が進み、内陸工業都市として発展するとともに、首都圏のベッドタウンとして人口が急増しました。

現在の本市は平成18（2006）年に旧津久井町、旧相模湖町、平成19（2007）年に旧城山町、旧藤野町と合併して市域を大きく拡大し、平成22（2010）年に指定都市に移行しました。本市においては、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の開通や米軍相模総合補給廠の一部返還、橋本駅周辺へのリ



図序-1 津久井地域と相模原地域

ニア中央新幹線駅の設置決定などを受けて市域の開発ニーズが高まる一方、中山間地域の過疎化の進行や全国的な少子高齢化の流れなど、人口減少社会が目前に迫っています。さらに、全国的な新型コロナウイルスの感染拡大は諸行事の中止や縮小をもたらし、伝統芸能をはじめとする地域独自の歴史文化の継承が途絶えるリスクを浮き彫りにしました。本市では、江戸時代から続く番田ばんだの神代神楽しんだいかぐらの継承が途絶え、市指定無形民俗文化財の指定が解除となったことは、伝統文化に関わる市民に衝撃を与えました。

一方、平成 30（2018）年の文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）改正により、『文化財保存活用地域計画』の作成と文化庁長官による認定が制度化されました。翌年の令和元（2019）年には、『神奈川県文化財保存活用大綱』が策定され、地域ぐるみで歴史文化の保存・活用を推進する法的環境が整備されています。

また、社会環境の急激な変化によって引き起こされる様々な課題への対応に当たっては、経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいを捉えるウェルビーイングの考え方を重視する必要性が高まっています。令和 5（2023）年 6 月に教育振興基本計画が閣議決定され、国は令和 22（2040）年以降の社会を見据えた教育政策の総括的な基本方針の中に、「日本社会に根ざしたウェルビーイングの向上」を掲げています。地域全体で文化財の保存活用を図る上でも、ウェルビーイングの向上に連動させた展開が求められているといえます。

このような背景の中で、本市は令和 5（2023）年度から 3 か年をかけて、文化財の滅失・散逸等を防止し、地域全体で文化財を保存・活用するための『相模原市文化財保存活用地域計画』（以下「本計画」という。）を作成しました。本計画は『未来へつなぐ さがみはらプラン～相模原市総合計画～』（以下「総合計画」という。）に掲げる本市の将来像「潤いと活力に満ち 笑顔と希望があふれるまち さがみはら」の実現に向け、シビックプライドの向上、持続可能な開発目標（SDGs）の達成、ウェルビーイング社会の実現を基本的な取組の姿勢として、文化財政策を先導する性格をもつものとなりました。

2. 計画作成の経緯

本計画の作成に当たっては、様々な文化財類型の専門家からなる相模原市文化財保護審議会に意見を聴くほか、多様な観点からの意見を取り入れるため、公募市民、学識経験者、文化財関係団体、文化財所有者、地域振興団体、観光協会、神奈川県、博物館及び市（教育・観光・景観・文化行政）の各分野から構成される相模原市文化財保存活用地域計画作成検討協議会を新たに設置し、計画内容を検討しました。さらに計画案に対するパブリックコメントを実施し、市民の意見を反映した上で決定したものです。検討の経緯と体制は巻末のとおりです。

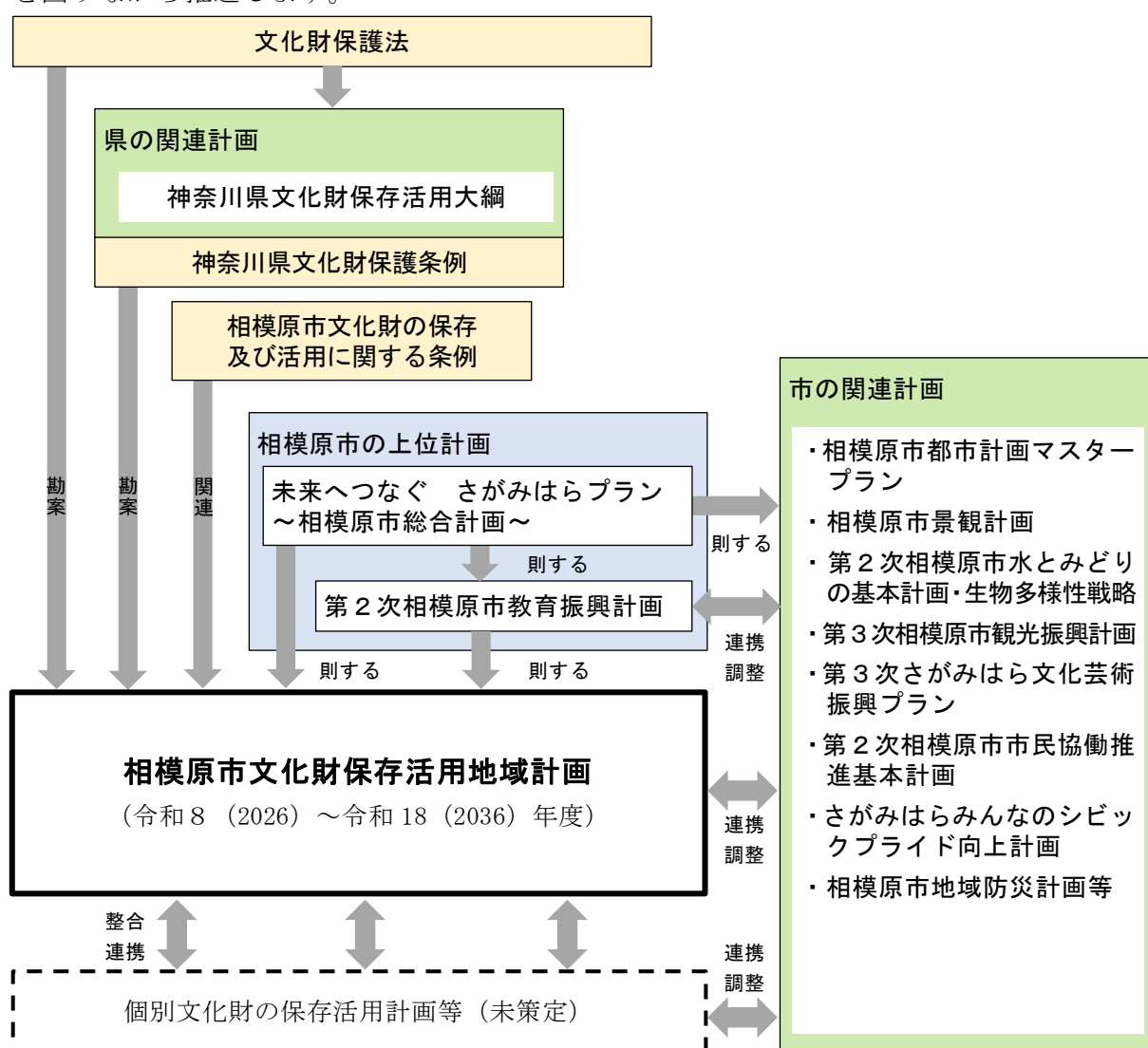
第2節 本計画の位置付け

本計画は、本市の文化財の保存・活用に関する総合的な法定計画です。そして、地域の歴史や文化にまつわる背景に沿って多様な文化財を俯瞰し、総合的・一体的に保存・活用することにより、地域の特徴を生かした地域振興に資するとともに、確実に文化財の継承が図られるよう作成します。

1. 本計画と他の行政計画との関連

本計画は本市の文化財行政が目指す目標や中・長期的な基本方針を定めるマスタープランと、短期的に実施する具体的な取組を記載するアクションプランの両方の役割を担います。なお、本市の最上位計画である総合計画に基づき、市内の個別文化財に係る計画の上位計画として位置付けます。

加えて、本計画は、文化財を生かしたまちづくりや観光振興、担い手の育成などの取組を含めています。本市の他部門の計画（都市計画、観光、市民協働など）との連携・調整を図りながら推進します。



2. 法・条例の概要

（１）文化財保護法

『文化財保存活用地域計画』は、法第 183 条の 3 に基づき作成する、「市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画」です。

＜文化財保護法第 183 条の 3 第 2 項＞

文化財保存活用地域計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針
- 二 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために当該市町村が講ずる措置の内容
- 三 当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項
- 四 計画期間
- 五 その他文部科学省令で定める事項

＜重要文化財保存活用計画等の認定等に関する省令第六十条（平成 31 年文部科学省令第 5 号）＞

第百八十三条の三第二項第五号の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 文化財保存活用地域計画の名称
- 二 文化財保存活用地域計画に係る事務の実施体制
- 三 文化財保存活用地域計画の実施に当たり法第 184 条の 2 第 1 項の規定に基づき市町村の教育委員会が行うこととする事務がある場合には、当該事務の内容
- 四 その他参考となるべき事項

＜文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針

（最終変更令和 5（2023）年 3 月）文化庁）＞

地域の実情を踏まえ、必要に応じて任意で、次に掲げる内容を記載することができる。

- ・関連文化財群に関する事項
- ・文化財保存活用区域に関する事項
- ・地域計画の認定を受けた場合の事務処理特例の適用を希望する事務の内容
- ・その他の事項

（２）神奈川県文化財保護条例（昭和 30 年神奈川県条例第 13 号）

神奈川県内にある文化財のうち、法に基づき国の指定・登録・選定（以下「指定等」という。）された文化財を除き、県にとって重要なものの保存及び活用のため必要な措置を講ずるもので、県民の文化的向上と我が国文化の進歩に貢献することを目的としています。文化財の指定制度により、有形文化財、無形文化財、有形・無形の民俗文化財、史跡名勝天然記念物の指定のほか、文化財保存に欠かせない伝統的な技術又は技能を県選定保存技術として選定し、保存活用が進められています。

（３）相模原市文化財の保存及び活用に関する条例（平成 12 年相模原市条例第 27 号）

本市内にある文化財のうち、国・県の指定等文化財を除き、市にとって重要なもの並びにその文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の郷土に対する理解を深め

るとともに、市民の文化の向上及び発展に貢献することを目的としています。この条例では、以下のとおり、第5条第1項及び第7条第1項に基づき、有形文化財・無形文化財・有形民俗文化財・無形民俗文化財・史跡・名勝・天然記念物に文化財の類型を区分して指定・登録し、保存・活用を進めています。

第5条第1項

- (1) 相模原市指定有形文化財(以下「市指定有形文化財」という。)
- (2) 相模原市指定無形文化財(以下「市指定無形文化財」という。)
- (3) 相模原市指定有形民俗文化財(以下「市指定有形民俗文化財」という。)
- (4) 相模原市指定無形民俗文化財(以下「市指定無形民俗文化財」という。)
- (5) 相模原市指定史跡(以下「市指定史跡」という。)
- (6) 相模原市指定名勝(以下「市指定名勝」という。)
- (7) 相模原市指定天然記念物(以下「市指定天然記念物」という。)

第7条第1項

- (1) 相模原市登録有形文化財(以下「市登録有形文化財」という。)
- (2) 相模原市登録無形文化財(以下「市登録無形文化財」という。)
- (3) 相模原市登録有形民俗文化財(以下「市登録有形民俗文化財」という。)
- (4) 相模原市登録無形民俗文化財(以下「市登録無形民俗文化財」という。)
- (5) 相模原市登録史跡(以下「市登録史跡」という。)
- (6) 相模原市登録名勝(以下「市登録名勝」という。)
- (7) 相模原市登録天然記念物(以下「市登録天然記念物」という。)

3. 大綱の概要

神奈川県文化財保存活用大綱（令和元（2019）年11月策定）

『神奈川県文化財保存活用大綱』は、法第183条の2に基づき、神奈川県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、今後の取組に対する基本的な方針として策定されました。本計画は、県の大綱を勘案して作成しました。大綱における将来像（基本理念）と方向性のほか、県による取組の重点的推進テーマをここに示します。

○文化財の保存・活用に関する基本的な方針

【目指すべき将来像（基本理念）】

文化財を守り、伝え、活用し、歴史や文化、自然を感じる魅力あふれる神奈川へ

【方向性】

- ア 文化財の価値に関する意識の共有
- イ 県民が共に支える文化財の保存・継承
- ウ 文化財を活用し、人を引きつける地域の魅力づくり

○文化財の保存・活用を図るために講ずる取組

【重点的推進テーマ】

ア 民俗芸能の保存・活用

- 貴重な民俗芸能が失われないよう、現状等を記録する「記録保存」の取組。
- 継承・活性化につなげるため、保存会相互のネットワークの構築を図る。
- 祭囃子など多くの地域に継承されているものは、まず悉皆調査を実施するなど、状況に応じた対応を図る。
- 学校教育の場で民俗芸能の活動に参加する取組を支援し、将来的な担い手となることにつなげていく。

イ 近代の文化財の保存・活用

- 横浜開港以来の日本の近代化を支えた文化財が多く残されており、その状況に応じて調査及び記録を進め、指定など必要な対策を講じていく。
- 明治初期に横浜港周辺における外国人行動範囲を規定した標石もその1つ。

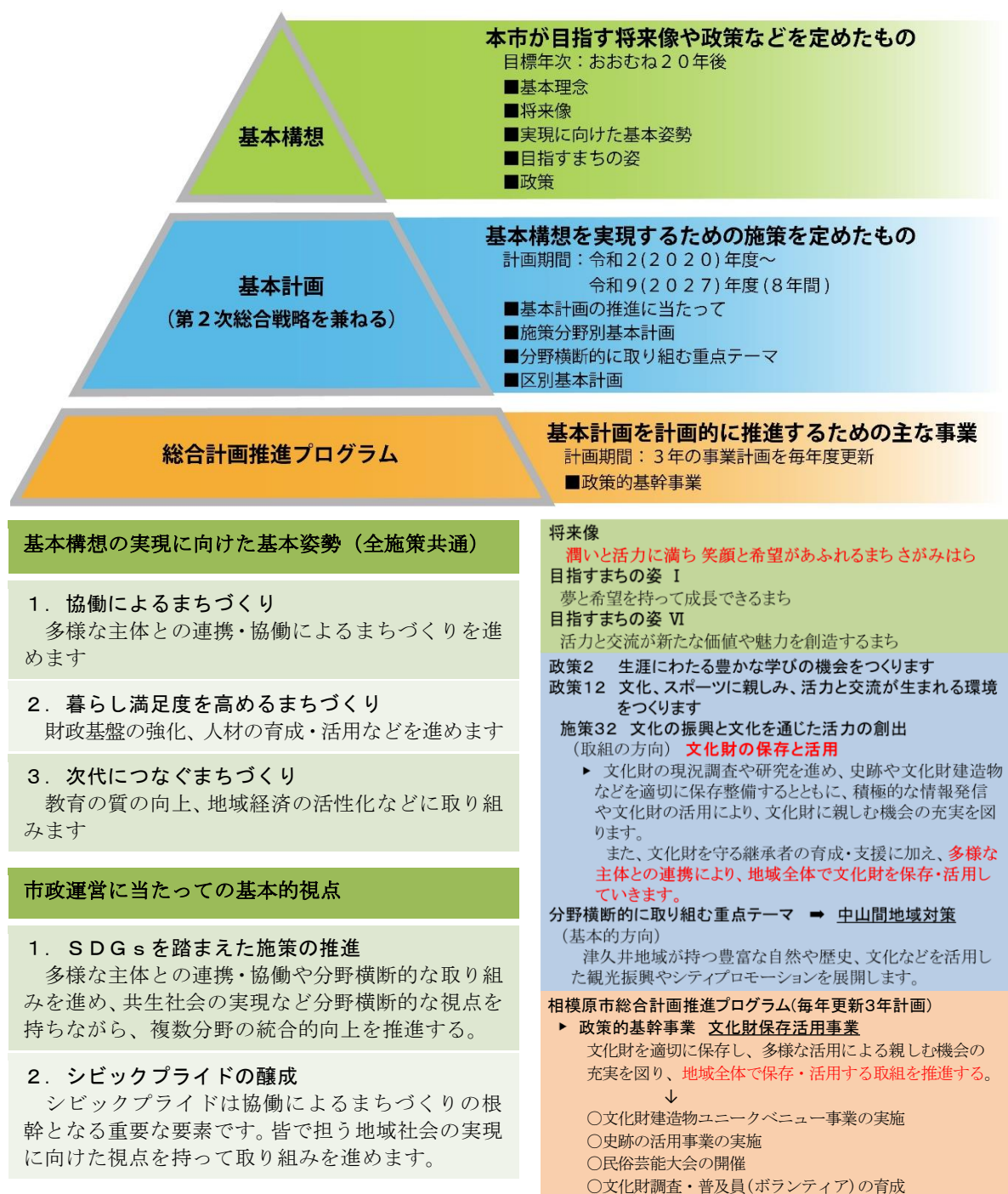
ウ 埋蔵文化財の保存・活用

- 増加し続ける出土品（文化財）を適切に保存管理していくための場所の確保及び環境の整備は、喫緊の課題として引き続き検討していく。
- 出土品と発掘調査による成果を生かした、普及活動及び公開・活用を通じて、生涯学習や学校教育の推進に努めていく。

3. 上位計画の概要

（１）未来へつなぐ さがみはらプラン～相模原市総合計画～（令和２（2020）年３月策定）
 （計画期間：令和２（2020）年度～令和９（2027）年度（８年間））

社会環境の変化を踏まえ、本格的な人口減少を迎える本市が、引き続き成長と成熟の調和を図りながら、全ての市民にとって安全に安心して暮らせる持続可能な社会を次代に引き継いでいくための、計画的なまちづくりを進める指針となる計画です。



図序-3 総合計画の概要

（２）第２次相模原市教育振興計画（令和２（２０２０）年３月策定）

〈計画期間：令和２（２０２０）年度～令和９（２０２７）年度（８年間）〉

教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項に基づき、本市の教育が目指す方向性を明確にしたものです。文化財関連施設における学習機会の提供や、文化財の保存・継承の団体支援、文化財の総合的把握や文化財を核とした地域の魅力づくり、市民ボランティアである文化財調査・普及員の育成、地域の歴史・伝統文化の継承に向けた学びの促進、文化財の保存と公開活用のための整備に向けた取組について定めています。

4. 主な関連計画の概要

（１）相模原市都市計画マスタープラン（令和２（２０２０）年３月策定）

〈計画期間：令和２（２０２０）年度～おおむね 20 年後〉

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 18 条の 2 に基づき、おおむね 20 年後の長期的な都市計画の基本的な方針を定めたものです。県立津久井湖城山公園周辺を「水とみどりのふれあい交流拠点」と位置付けるほか、甲州街道などの歴史や文化を生かした景観づくりなどを掲げ、各区の基本方針においても、文化財を地域資源として生かした観光振興や都市公園などの整備と適正管理を方針として定めています。

（２）相模原市景観計画（平成 22（2010）年３月策定、令和３（2021）年５月変更）

景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条第 1 項に基づき、景観行政団体である本市が、良好な景観の形成を図るために定めたものです。「豊かな自然や文化と共に栄える美しいまち」を目指すべき将来の景観像とし、歴史や文化を生かした景観形成を進めるほか、小原宿本陣周辺を観光振興と併せ、本陣を中心とした歴史的なまちなみ形成を行っていく景観形成重点地区の候補地区としています。

（３）第２次相模原市水とみどりの基本計画・生物多様性戦略

（令和２（２０２０）年３月策定）

〈計画期間：令和２（２０２０）年度～令和９（２０２７）年度（８年間）〉

都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 4 条第 1 項に基づく「緑の基本計画」と生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項に基づく「生物多様性地域戦略」を一体的に捉え、人々の生活と多様な生物の生息・生育を両立させて次世代に引き継いでいく取組を示したものです。天然記念物を含む希少生物を保護管理する仕組みづくり、生息・生育状況の把握を進めるほか、県立津久井湖城山公園周辺を「水とみどりのふれあい交流拠点」に設定しています。

（４）第３次相模原市観光振興計画（令和２（２０２０）年３月策定、令和 6 年 3 月改定）

〈計画期間：令和２（２０２０）年度～令和 9（2027）年度（８年間）〉

「ひと・まち・自然・文化が奏でる観光交流都市 さがみはら」を基本理念に、観光資源としての歴史文化に触れられる機会の提供方法の磨き上げや、地域資源を生かした他自治体や他機

関との連携による取組、地域を深く知り、体験する歴史文化ツーリズムの推進のほか、エリアに合わせて特色ある歴史文化を観光資源として生かしていくことを示しています。

（５）第３次さがみはら文化芸術振興プラン（令和２（２０２０）年３月策定）

〈計画期間：令和２（２０２０）年度～令和９（２０２７）年度（８年間）〉

文化芸術基本法（平成 13 年法律第 148 号）第 7 条の 2 第 1 項に基づき、文化芸術振興の目標や取り組む施策を明らかにし、文化芸術振興策を総合的かつ効果的に推進するものです。同法で規定する「文化芸術」には文化財も含んでおり、市民が誇れる文化財の継承を図るために、文化財の調査研究や保存・活用を推進し、地域の様々な文化資源を活用し、観光振興や産業振興の創出に向けて取組を進めることとしています。

（６）第２次相模原市市民協働推進基本計画（令和２（２０２０）年３月策定）

〈計画期間：令和２（２０２０）年度～令和９（２０２７）年度（８年間）〉

相模原市市民協働推進条例（平成 24 年相模原市条例第 6 号）第 8 条に基づき、協働によるまちづくりの推進を図るため、協働の担い手づくりを重要課題と捉え、地域活動や市民活動を活性化する施策を推進するものです。この計画に基づく重点施策としては、地域活性化事業交付金制度や協働事業提案制度の効果的な運用を図ることとしています。

なお、こうした制度を活用して、市民活動により文化財説明板の設置やパンフレットの作成、文化財建造物の維持管理など、地域住民主体による文化財の保存・活用も進められています。

（７）さがみはらみんなのシビックプライド向上計画（令和４（２０２２）年３月策定）

〈計画期間：令和５（２０２３）年度～令和９（２０２７）年度（５年間）〉

本市に対する誇り、愛着及び共感を持ち、まちのために自ら関わっていかこうとする気持ち（シビックプライド）を持った“みんな”を市内外に増やすための取組を推進するものです。豊かな自然や歴史、文化・芸術等の多様な地域資源・観光資源の効果的な活用を図るとともに、地域住民や団体、市内事業者等と連携し、新たな魅力の発掘と磨き上げ、効果的な発信をすることとしています。

（８）相模原市地域防災計画（令和６（２０２４）年５月修正）

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条に基づく「地域防災計画」で、文化財が被災しないように、施設や設置場所の耐震化、火災警報器の設置等の災害対策を実施するとともに、地域における文化財の具体的な災害対策の検討を行うこととしています。また、地震・風水害等に被災した場合の、状況報告、指示等の行動計画を定めています。

5. 持続可能な開発目標(SDGs)との関係

(1) 相模原市SDGs未来都市計画(令和2(2020)年8月策定)

総合計画の「目指すまちの姿」を実現するための施策のうち、特にSDGsの理念である「誰一人取り残さない」社会の実現に関連深いものを、自治体SDGsの推進に資する取組として具体化したものです。このうち、伝統文化の振興や文化芸術を活用した新たな価値や魅力を創造します。

表序-1 文化財に関わりのある項目

	持続可能な開発目標 (SDGs)	目標を達成するためのターゲット
 4 質の高い教育をみんなに	すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	4.7 文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする
 8 働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する	8.9 地方の文化振興につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する
 11 住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する
 14 海の豊かさを守ろう	海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	14.1 2025年までに海洋堆積物や富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染などあらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する
 15 陸の豊かさを守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	15.4 2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う
 17 パートナリシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する

第3節 計画期間

本計画の計画期間は、令和 8（2026）年度からの開始とします。本計画は、現行の総合計画（基本計画）が令和 9（2027）年度に完了し、令和 10（2028）年度から次期総合計画に移行する予定であることから、次期総合計画の作成時期に合わせて、令和 9（2027）年度に必要な応じて見直しを行うものとしします。また、次期総合計画の計画期間は決まっていますが、現行の総合計画（基本計画）のもとに位置付けられる総合計画推進プログラムが、3 年の事業計画を毎年度更新していることから、本計画を令和 18（2036）年度までに合わせた 11 年間の計画期間として設定します。

なお、見直しの結果、本計画について文部科学省令で定める軽微な変更を行った場合は、当該変更内容について文化庁に報告を行い、それ以外の変更を行う場合は、計画変更について文化庁に申請を行い、改めて認定を受けるものとしします。

表序-2 計画期間の設定

計画名	年 度										
	1 期		2 期			3 期			4 期		
	2026 令和 8	2027 令和 9	2028 令和10	2029 令和11	2030 令和12	2031 令和13	2032 令和14	2033 令和15	2034 令和16	2035 令和17	2036 令和18
未来へつなぐ さがみはらプラン ～相模原市総合計画～	基本計画		次期計画（未定）								
相模原市文化財 保存活用地域計画	見直し		次期計画作成								

第4節 計画の進捗管理と評価の方法

本計画は、継続して取り組み着実に実施するとともに、社会状況の変化に適切に対応していくことが必要となります。そこで、本計画の実効性を高め、円滑かつ着実な推進を図るため、PDCAサイクルによる進捗管理及び効果等検証を行います。

進捗管理に当たっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条第 1 項に基づき毎年度実施している教育委員会点検・評価を通じて実施するとともに、文化財保護審議会において、進捗状況を報告し、意見を聴いていきます。



図序-4 PDCAサイクルによる計画の進捗管理

本計画に掲げられる目標の達成に向かって、計画が適切に実行されているかを定量的に評価するため、文化財の調査・保存・活用・体制の4つの観点から評価指標（KPI：重要業績評価指標）を次のとおり設定します。これにより、成果指標に基づく公平な評価が期待できます。また、業務を遂行する関係者の意思統一が図りやすくなるとともに、成果達成に向かってモチベーションやパフォーマンスの向上につながります。なお、評価指標の設定目標値の完了時期は、令和18（2036）年度とします。

表序-3 評価指標の設定

観点	評価指標（KPI）			
調査	文化財調査報告書の年間刊行数			
	文化財の調査が継続的に進められ、その保存・活用が図られるように、調査成果が公開されているかを見る指標。 目標設定の考え方は、令和6年度の文化財保護課の学芸員体制4人で報告書刊行数が4本であることから、年間平均1人1本を標準として設定。			
	基準値	中間目標値（2期）	中間目標値（3期）	最終目標値（4期）
	4本	平均5本	平均5本	平均5本
保存	文化財指定登録件数			
	文化財調査に基づき、国・県・市の文化財として指定や登録による保護の措置が図られているかを見る指標。 目標設定の考え方は、令和4・5年度の新規指定等が各2件であることから、年間平均2件を標準として設定。			
	基準値	中間目標値（2期）	中間目標値（3期）	最終目標値（4期）
	180件	190件	196件	202件
活用	文化財活用事業の満足度 ※総合計画の成果指標と整合			
	文化財に親しむ機会の充実が図られているかを見る指標。 目標設定の考え方は、文化財の魅力発信や文化財活用事業の充実による効果を見込み、目標を設定。			
	基準値	中間目標値（2期）	中間目標値（3期）	最終目標値（4期）
	53.0%	60.0%	63.0%	66.0%
体制	文化財事業へのボランティア参加者数 ※総合計画の成果指標と整合			
	地域全体で文化財の保存・活用が図られているかを見る指標。 目標設定の考え方は、過去の推移や文化財活用事業の充実による効果を見込み、目標を設定。			
	基準値	中間目標値（2期）	中間目標値（3期）	最終目標値（4期）
	1,155人	1,204人	1,225人	1,246人

※活用と体制の基準値は、総合計画の中間目標値（令和5年度）に基づく。なお、次期総合計画の策定内容によっては必要により変更する。

第5節 本計画における用語の定義

はじめに、本計画の対象とする「文化財」や「地域遺産」などの用語について整理します。

歴史文化

文化庁の『「歴史文化基本構想」策定技術指針』（平成 24（2012）年文化庁文化財部策定）によれば、「歴史文化とは、文化財とそれに関わる様々な要素とが一体となったものである。文化財に関わる様々な要素とは、文化財が置かれている自然環境や周囲の景観、文化財を支える人々の活動に加え、文化財を維持・継承するための技術、文化財に関する歴史資料や伝承等であり、文化財の周辺環境のことである。」と定義付けています。

本市の文化財の特色は、地域の人々の暮らしの中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきたものであり、地域の歴史や文化の背景に沿って、文化財の類型を超え、相互に関連して地域に根付いて存在しているものです。本計画では、本市の歩んできた歴史そのものとその所産に加え、歴史の中で育まれ、地域のアイデンティティとなる文化的要素を含め、これらを包括する概念を「歴史文化」と定義します。

さがみはら地域遺産

歴史文化に関わる全ての有形・無形の所産と、これらを取り巻く周辺の環境からなる歴史的・文化的所産を「さがみはら地域遺産」と定義し、これを計画対象とします。

さがみはら地域遺産には、次に示す「文化財」と「その他の歴史的・文化的所産」が該当します。

▶文化財

法における文化財とは、我が国にとって歴史上・芸術上・学術上・鑑賞上等価値が高い文化的所産（人類が形作ってきた結果として生み出されたものや精神）であり、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群と定義されています（法第 2 条）。また、埋蔵文化財（法第 92 条）や文化財の保存技術（法第 147 条）についても保護の対象とされています。

本計画では、法に基づく 6 類型の「文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群）」と「埋蔵文化財」や「文化財の保存技術」を加えたものを「文化財」と定義します。

▷指定文化財

文化財の中で特に価値が高く、重要なもののうち、法令に基づき国または県、市により指定され、恒久的な保護措置を図られている文化財を「指定文化財」と定義します。

▷登録文化財

登録文化財は、従来の「指定」文化財制度を補完して、幅広く文化財を保護するために、平成 8（1996）年の法改正により創設されました。当初は建造物を対象としていましたが、現在は有形文化財や民俗文化財、記念物も対象としています。本市では平成 12（2000）年の相模原市文化財保護条例（昭和 32 年相模原市条例第 27 号）の全部改正により、全ての文化財類型にわたり、市独自の登録文化財制度を設け、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための取組が特に必要とされるものについて登録し、保存及び活用を図っています。

▷埋蔵文化財と文化財の保存技術

土地に埋蔵されている文化財を埋蔵文化財、文化財の保存・修理に必要な伝統的技術・技能を文化財の保存技術と呼び、保護の対象としています。なお、文化財の保存技術のうち、保存の取組を講ずる必要のあるものを「選定保存技術」として、その保持者や保存団体を認定する制度が法・神奈川県文化財保護条例に設けられています。

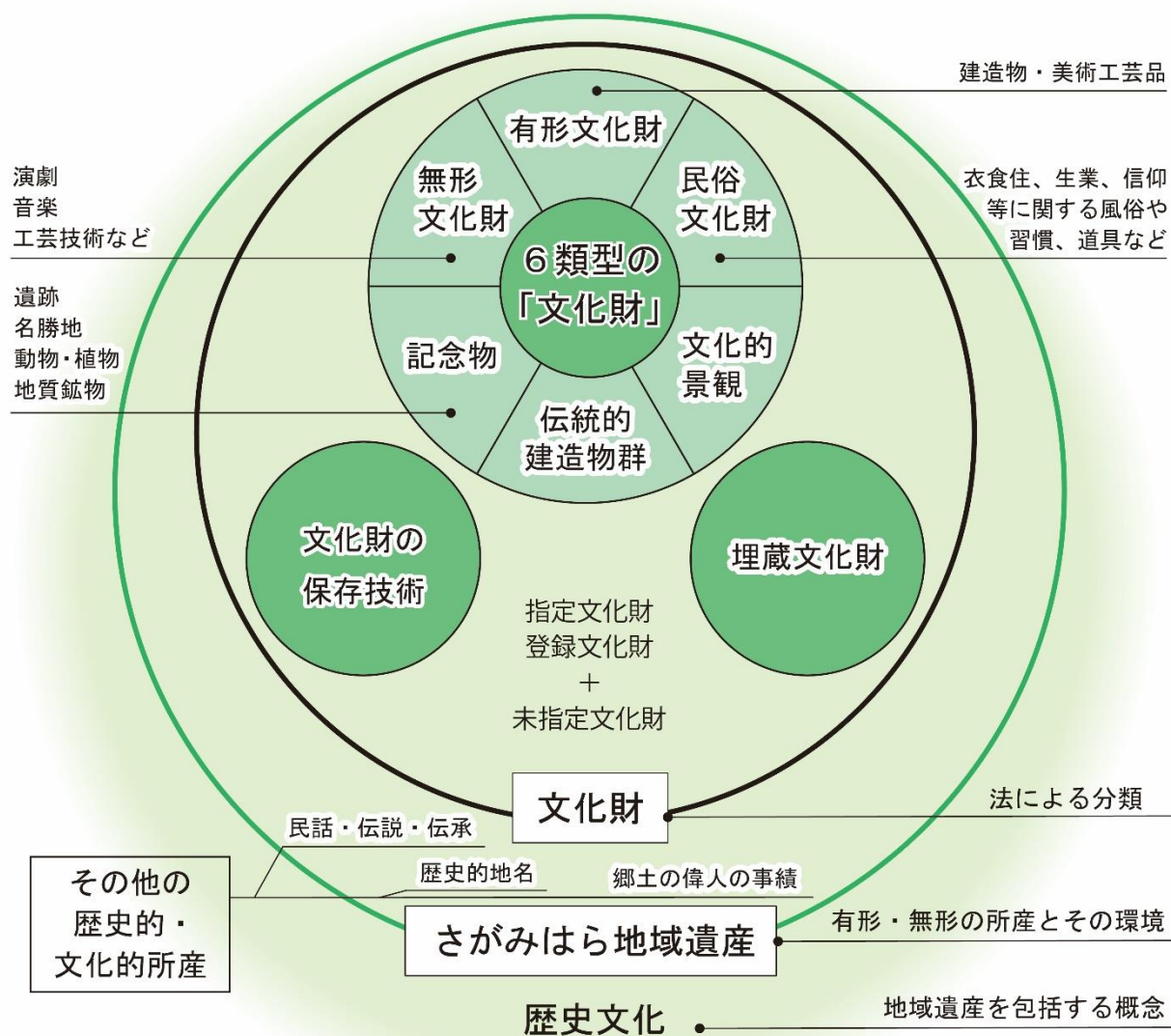
▷未指定文化財

文化財的な価値が高くとも、限定された地域や集団のみで認識されているために価値が定まっておらず、未指定となっている貴重な文化財が存在すると推測されます。また、時代を経て将来的に文化財として価値を持つようになることもあり得ます。

このように文化財としての価値付けが国・県・市等において行われておらず、十分な保存・活用がなされていない文化財を「未指定文化財」と定義します。

▶その他の歴史的・文化的所産

民話などの昔話や伝説、伝承、郷土の偉人の事績、歴史的地名など、法や条例における「文化財」として類型化されてはいませんが、「文化財」の存在に間接的に関わるため、地域で大切に守るべきもの、語り継がれていくべきものを「その他の歴史的・文化的所産」と定義します。



図序-5 「さがみはら地域遺産」の概念図

1. 位置



2. 地形・地質

(1) 地 形

本市の地形は山地が広がる津久井地域と、台地が広がる相模原地域に大別できます。

津久井地域は丹沢大山国定公園や県立陣馬相模湖自然公園を形成する山々が連なり、相模湖、津久井湖、宮ヶ瀬湖などの神奈川県じんばんの重要な水源を有する自然豊かな地域です。山地が急峻なため、土砂災害警戒区域がいたるところに設定されています。

相模原地域は多摩丘陵と相模川沿いの低地に挟まれた相模野台地が広がっています。相模野台地は主に3つの段丘面からなり、高い方から相模原面、田名原面、陽原面と呼ばれ、ひな壇状の段丘地形になっています。相模原段丘は、公共施設や商業施設など様々な都市機能が集積しています。相模川沿いの低地は、数千年にわたって相模川が氾濫することにより形成された土地であり、浸水想定区域が川沿いに所在しています。

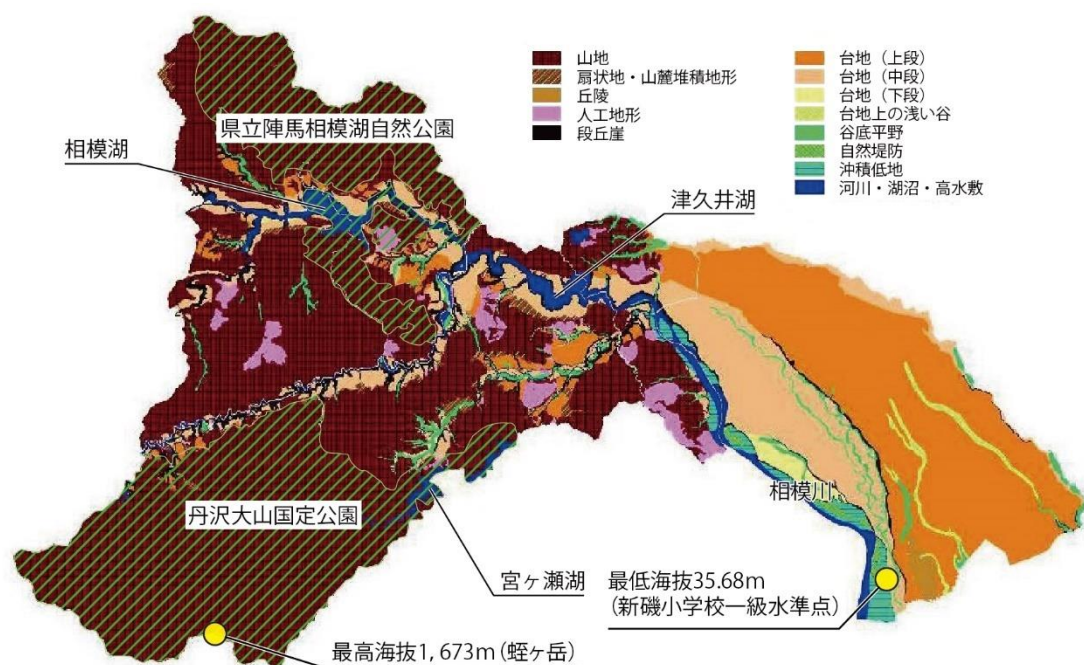


図 1-2 相模原市の地形分類（『相模原市地域防災計画』に加筆）

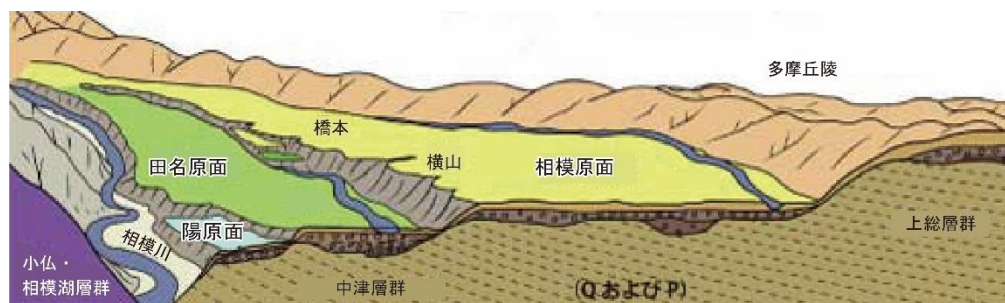


図 1-3 相模原地域の河岸段丘（『相模原市史自然編』に加筆）

(2) 地 質

神奈川県北部は大陸プレートと海洋プレートの境界付近に位置し、その衝突過程を示す岩石が露出する、地質学的にみて重要な地域です。津久井地域は大きく関東山地と丹沢山地に分かれています。津久井地域北側は関東山地の南端にあたり、小仏層群及び相模湖層群と呼ばれる、白亜紀から古第三紀（1億4,500万～2,300万年前）に海底に堆積した泥や砂、小石が固まってできた岩石と、それらが高い圧力と熱による変成作用を受けてできた岩石が分布する地域です。

津久井地域南側は丹沢山地の北端にあたり、中～前期中新世（2,300万～1,200万年前）の火山岩や火砕岩（火山噴火によって火口から噴出された火山灰や岩石の破片などが堆積してできた岩石）及び深成岩（マグマが地下深くで固まってできた岩石）が分布しています。関東山地と丹沢山地の境である相模湖と宮ヶ瀬湖に挟まれた範囲は、周囲より低い谷間や帯状に山地が広がる地域で、後期中新世～鮮新世（1,200万～260万年前）の比較的新しい地層から構成されています。

相模原地域の相模野台地は、段丘堆積物の下に鮮新世末から早期更新世（300万～200万年前）に形成された中津層群と呼ばれる海成層を基盤としています。その上を関東ローム層や砂礫層等の段丘堆積物が覆っています。

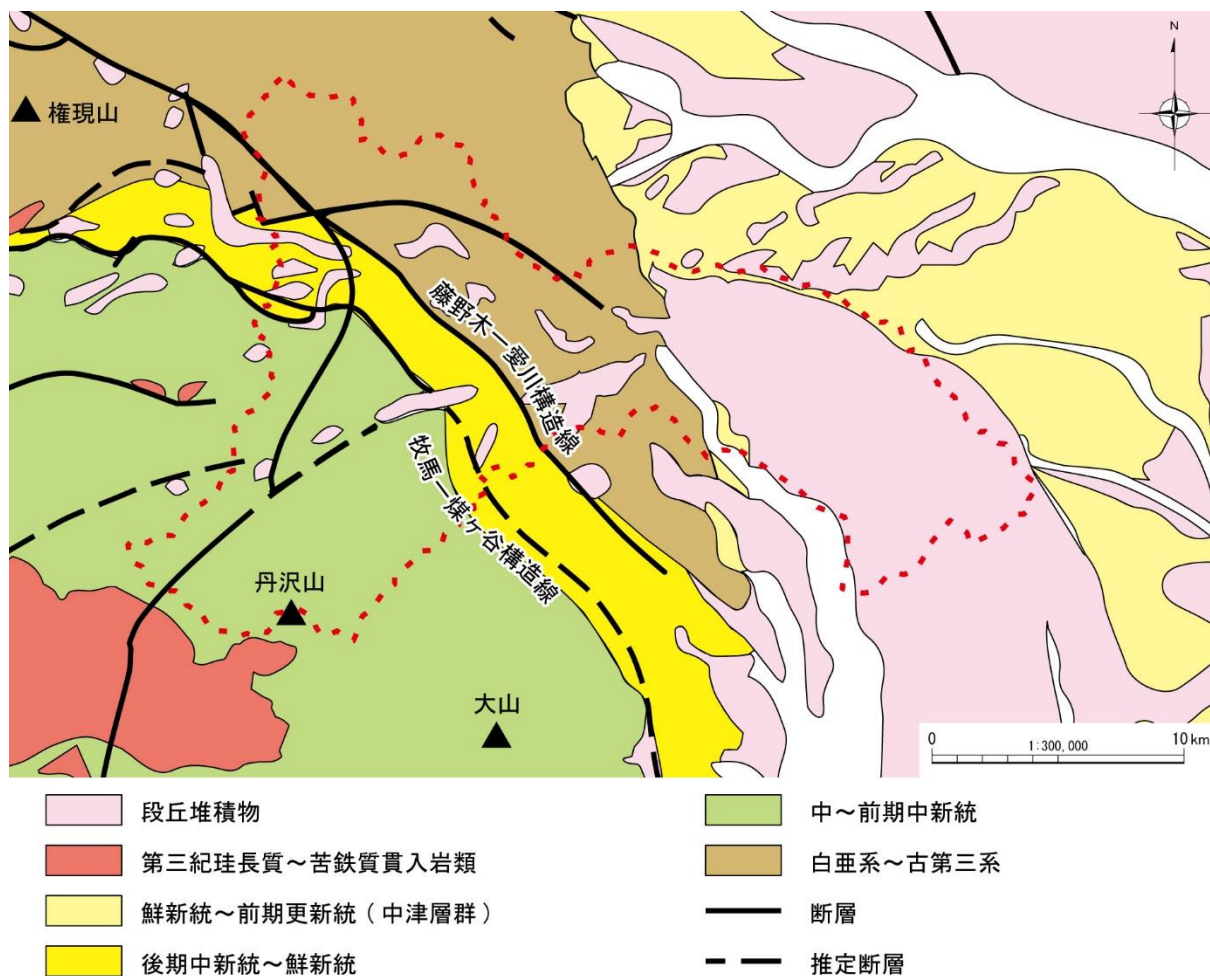


図1-4 相模原市の地質（『相模原市史 自然編』関東山地・丹沢山地の地質図をもとに作成）

（3）河川と湧水

本市の河川は、相模川流域と境川流域の2つの流域に分かれます。相模川の流域は山梨県と神奈川県をまたがります。流域内に相模川の本流とその支流である沢井川、秋山川、道志川、串川、早戸川、鳩川、姥川、道保川、八瀬川などがあります。境川の流域は、神奈川県と東京都にまたがります。支流に穴川、小松川があります。市内には5つの湖（奥相模湖、相模湖、津久井湖、宮ヶ瀬湖〔相模川水系〕、城山湖〔境川水系〕）と、6つのダム（道志ダム・相模ダム・沼本ダム・城山ダム・宮ヶ瀬ダム〔相模川水系〕、本沢ダム〔境川水系〕）があります。相模川水系は神奈川県の水需要の6割を担う重要な水源です。

相模野台地の段丘崖下では多くの湧水が確認できます。湧水やその周辺では、きれいな水を好む水生昆虫や魚、湿性の植物が生息しています。緑区大島から田名の一部にかけては、湧水地点を石積で囲った水溜め施設がつけられています。地域では「ヤツボ」と呼ばれており、大島水場のヤツボなどが市登録史跡に登録されています。その他、特徴的な地下水として宙水が点在して沼地や窪地がつけられたことにより、でいらぼっち伝説伝承地として登録されています。



図 1-5 相模川と境川の水系（『第2次相模原市水と緑の基本計画・生物多様性戦略』より）

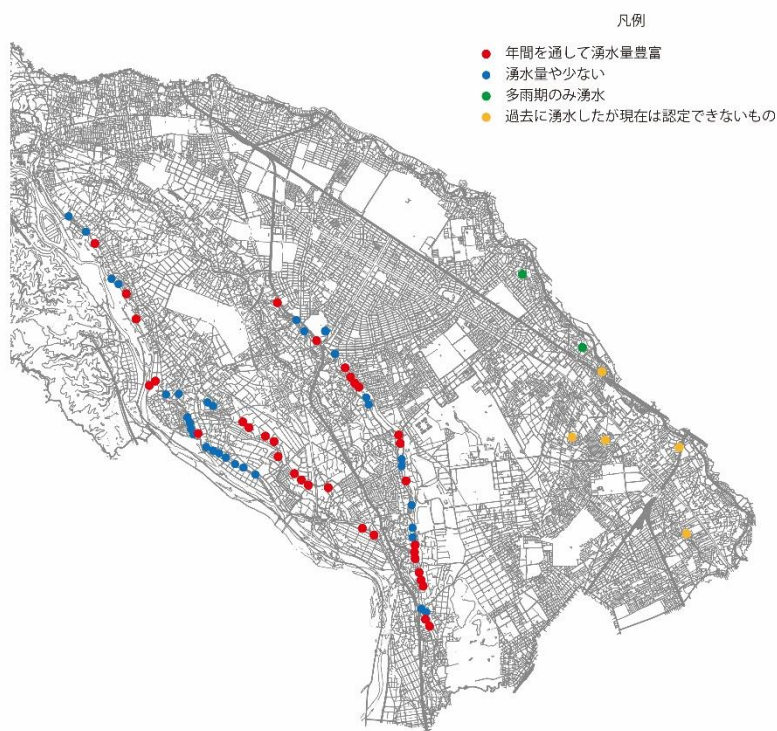


図1-6 湧水分布図（『相模原市史 自然編』相模原における湧泉の分布図をもとに作成）

3. 気 候

本市の気温は、日中の寒暖差は大きくなく、過ごしやすいです。年間を通して、気温が最も低い月が1月、最も高い月が8月となっています。本市の気候の特徴から、山間部である津久井地域と台地部である相模原地域に大きく分けられます。

年間平均気温をみると、相模原地域より津久井地域が1.5℃程低くなっています。年間の最高気温、最低気温は、ともに相模原地域より津久井地域が下回っています。

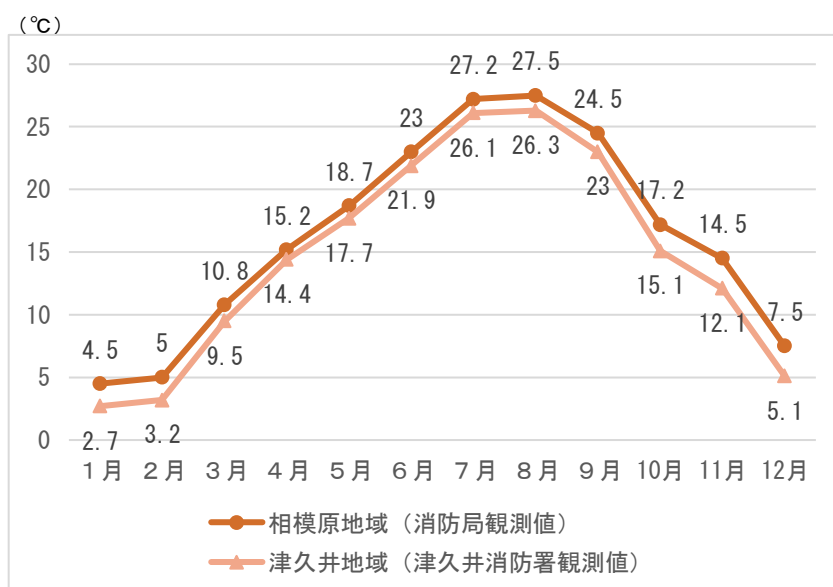


図1-7 月別平均気温（『令和4年版統計書』より）

本市の降水量は、本市が太平洋側に位置しており、台風の影響を受けるため、9月が最も多くなります。本市の令和4（2022）年の年間降水量は、相模原地域が1,637.5mm、津久井地域が1,404.0mmでした。台風の影響を受けやすい沿岸部に近い相模原地域が230mm以上多くなっています。

平成元（1989）年以降、平均気温や1時間最大雨量は増加傾向にあります。

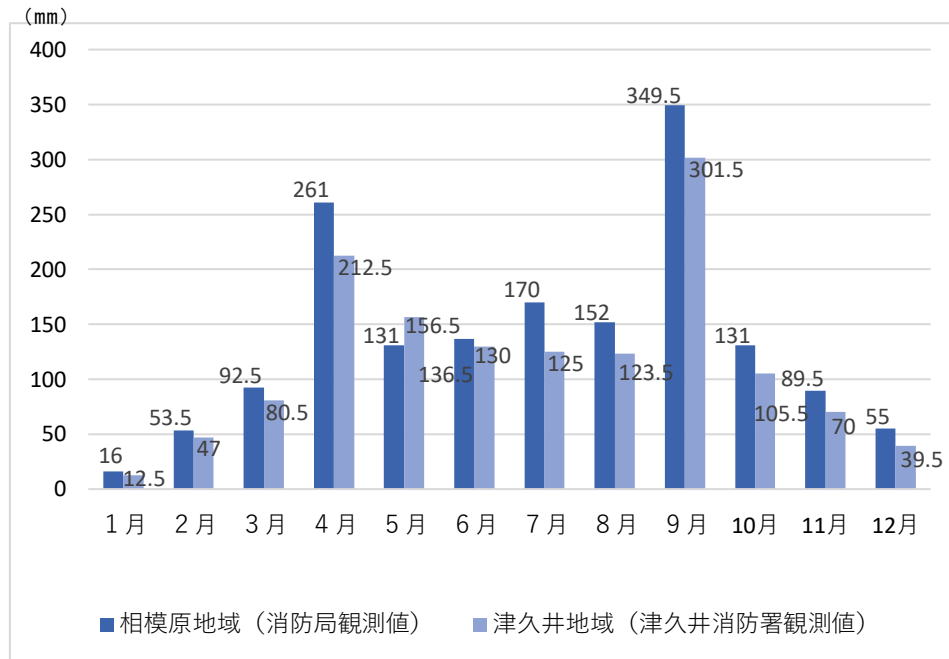


図 1-8 月別降水量（『令和4年版統計書』より）

4. 生態系

（1）植 生

本市の植生は図 1-9 で示すように自然林地域、森林地域、里山地域に大別できます。自然林地域は標高の高い地域でブナ等を主な植生に持ち、森林地域はスギ、ヒノキ、クヌギ、コナラを中心とした人工林を主な植生に持ち、里山地域はクヌギやコナラ等が主な植生である雑木林や耕作地を含む地域を示します。

自然林地域、森林地域の大半が分布する津久井地域の中でも、丹沢大山国定公園がある標高約 1,200～1,500mの地域は、自然林地域に区分され、ブナ林やミズナラ林が広がっています。標高約 1,200m以下の地域は、スギ、ヒノキ、クヌギ、コナラが分布する森林地域に区分されています。市域中央の城山北麓には、江戸時代末に江川代官の命により植林された「江川ヒノキ」があり、市天然記念物に登録されています。

津久井地域の中山間地域から相模原地域にかけての里山地域には、クヌギやコナラなどの落葉広葉樹林からなる雑木林が広がっています。里山地域では、集落周辺の耕作地や水路など一体となった里地里山の環境が見られます。

平坦な地形が広がる相模原地域は、水田や畑が広がるほか、本市の特徴的な地形である3段の段丘の斜面に連なるように斜面樹林（クヌギ、コナラ等）が広がっています。また、台地の内陸部を中心に雑木林が残されています。

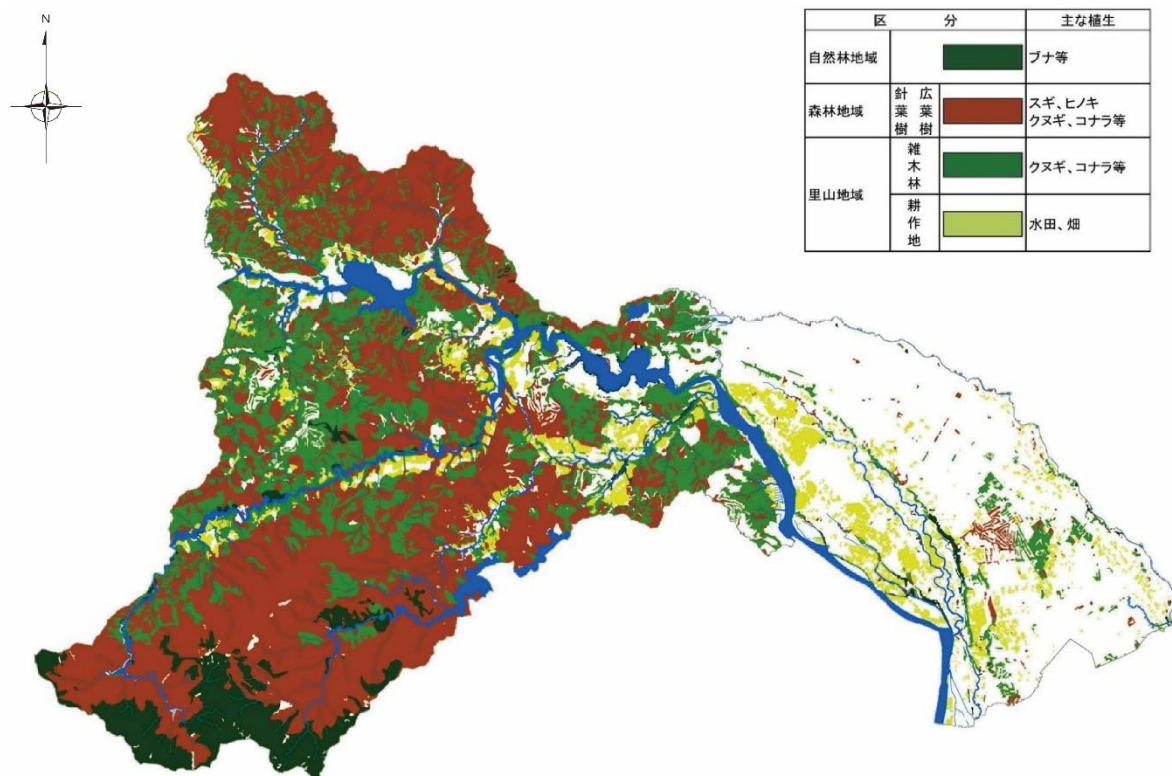


図 1-9 相模原市の植生

(『第2次相模原市水と緑の基本計画・生物多様性戦略』を転載)

(2) 動植物

本市は東西で異なる自然環境を有するため、山地性の動植物と平地性の動植物が存在することが特徴です。市内で確認・記録されている全10分類(植物、哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、魚類、底生生物・軟体生物、昆虫類、クモ類及び菌類)の総数は約1万種です。確認種類は、昆虫類(6,142種)や植物(2,838種)が多く確認されています。

その内希少種は、植物244種、哺乳類22種、鳥類115種、両生類10種、爬虫類7種、魚類46種、底生生物・軟体動物17種、昆虫類231種、クモ類3種です。動物の希少種は、津久井地域や相模川、津久井湖などの水辺環境で確認種が多い傾向にあります。植物の希少種は、相模原地域の相模川周辺に多い傾向があります。本市では、カモシカやミヤコタナゴ、ヤマネなどが国指定天然記念物に、諏訪神社の大杉や石楯尾神社の二本杉と社叢^{しやそう}、藤野のカタクリ自生地、ギフチョウ、キマダラルリツバメなどが県指定天然記念物に指定されるなど、13の動植物が指定又は登録を受けています。

第2節 社会的環境

1. 沿革

市名である「相模原」という地名は、旧国名である「相模国」にちなみます。室町時代には、広大な相模野台地の原野を地域によって「溝原」、「淵辺原」、「矢部原」、「田名野」と呼ばれ、「原」や「野」で表されていました。「相模」の「原」は、やがて明治時代初頭以降には県北地域を指して「相模原」と呼ばれます。現在の「相模原市」に至る沿革は以下のとおりです。

奈良時代以降の律令制度に基づく古代国家においては、横浜・川崎市域を除く神奈川県内は相模国に含まれ、相模原地域は高座郡の一部、津久井地域は愛甲郡の一部に含まれます。武家が台頭する中世社会においては、津久井地域は「奥三保」とも呼ばれ、豊かな山林資源を抱える地域として、鎌倉北条氏にも重視されていました。戦国大名小田原北条氏の領国支配の頃には、相模原地域は玉縄城（鎌倉市）を本拠とする東郡の一部、津久井地域は津久井城を本拠とする津久井領となります。江戸時代の徳川政権下においては、相模川と境川に挟まれた相模野台地から海岸までが高座郡とされ、相模原地域に17か村、津久井地域は「津久井県」と呼ばれて27か村2宿で構成されました。このように、古代以降の相模原地域と津久井地域は、川と台地と山からなる地形によって異なる支配体制によって歴史が紡がれていきました。

江戸時代の幕藩体制が終わり、明治政権へと移り変わると、明治22（1889）年の町村制施行に伴い、現在の相模原市域に32の村が誕生しました。その内、青山村、根小屋村、長竹村が明治42（1909）年に合併し、串川村となりました。大正2（1913）年に与瀬駅と吉野駅が町制を施行し、与瀬町と吉野町が発足しました。大正15（1926）年に中野村、太井村、又野村、三ヶ木村が合併し中野町が誕生し、溝村が町制を施行し上溝町が誕生しました。座間村は昭和12（1937）年に町制を施行し座間町となり、昭和16（1941）年に座間町、上溝町、新磯村、麻溝村、田名村、大沢村、相原村、大野村は合併し相模原町となり（座間町は昭和23（1948）年に分立）、昭和29（1954）年に市制を施行し相模原市が誕生しました。同年に、小淵村と沢井村が吉野町と合併しています。昭和30（1955）年に川尻村、湘南村、三沢村（中沢地区）が合併し城山町が、中野村、串川村、鳥屋村、青野原村、青根村、三沢村（三井地区）が合併し津久井町が、与瀬町、小原村、内郷村、千木良村が合併し相模湖町が、吉野町、日連村、名倉村、牧野村、佐野川村が合併し藤野町が誕生しました。そして、平成18（2006）年に相模原市が旧津久井町及び旧相模湖町と合併し、平成19（2007）年に旧城山町及び旧藤野町と合併したことで、現在の相模原市になりました。相模原市は平成22（2010）年に、戦後に成立した市として初めての指定都市となり、緑区、中央区、南区の3区からなる区制を施行しています。

第1章 相模原市の概況

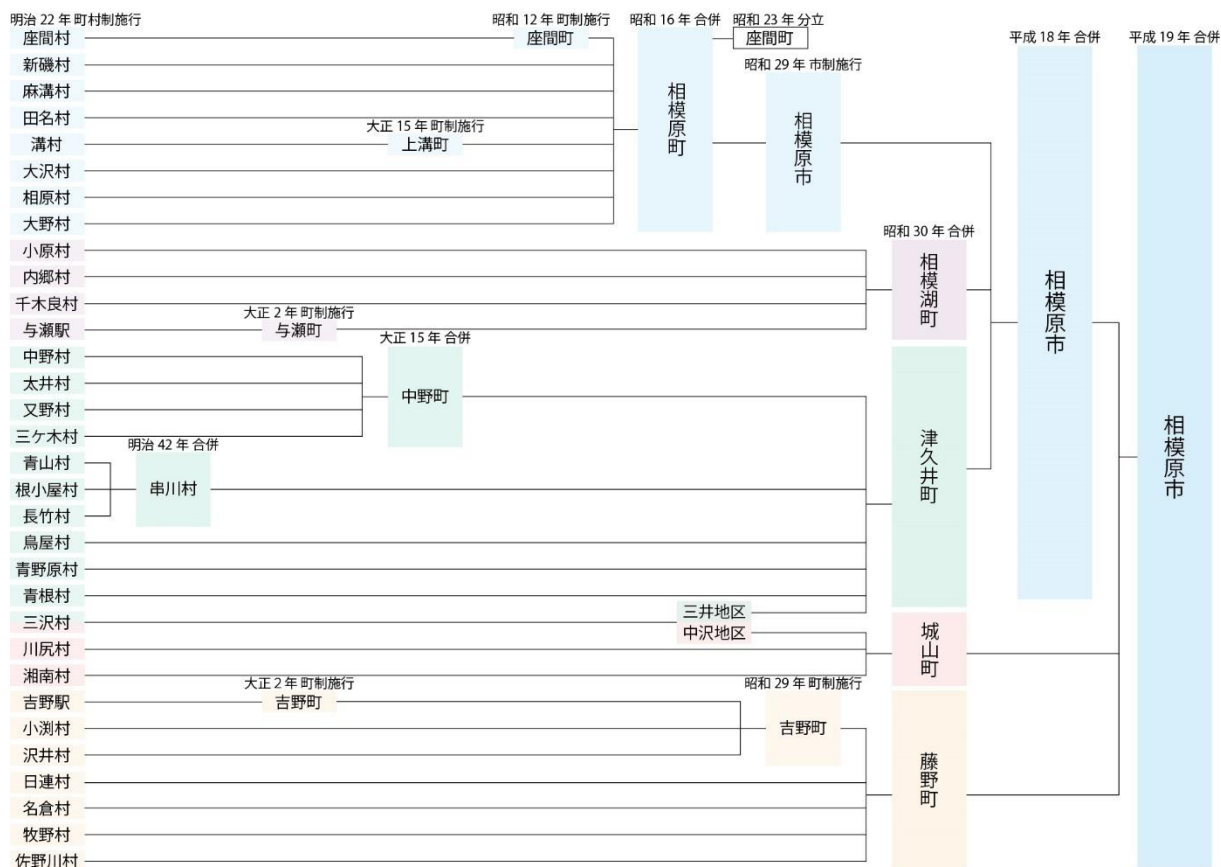


図 1-10 相模原市の町村合併の経緯

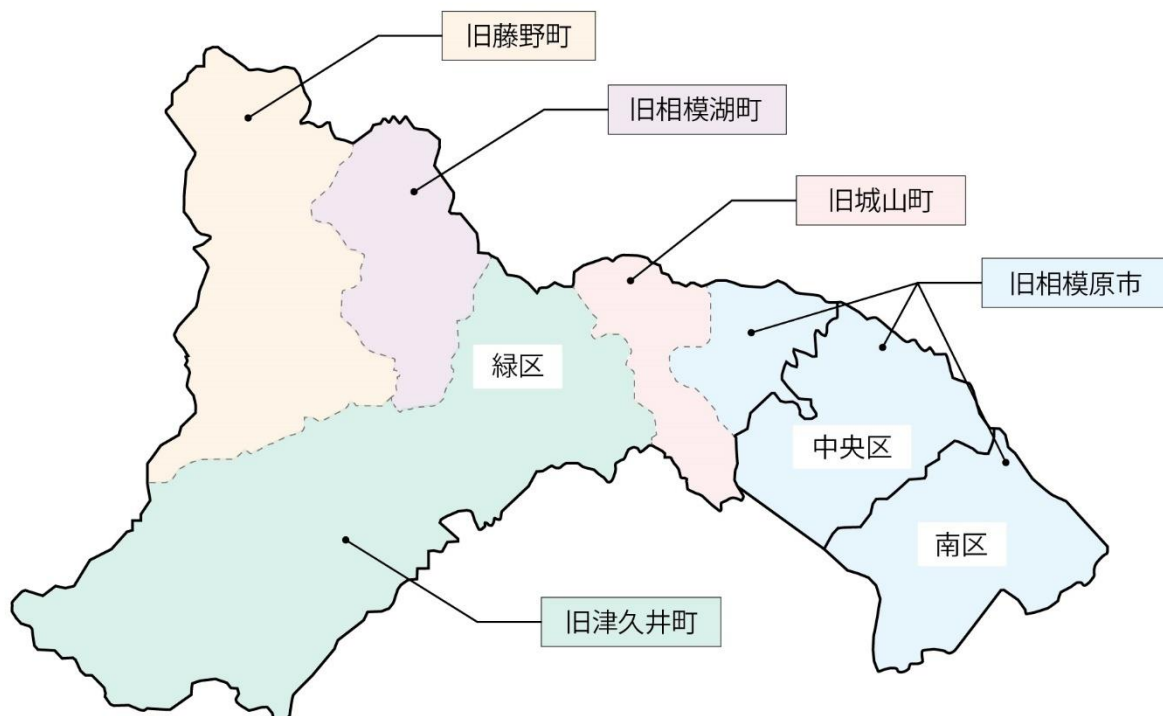


図 1-11 相模原市の現在の区割りと旧町境

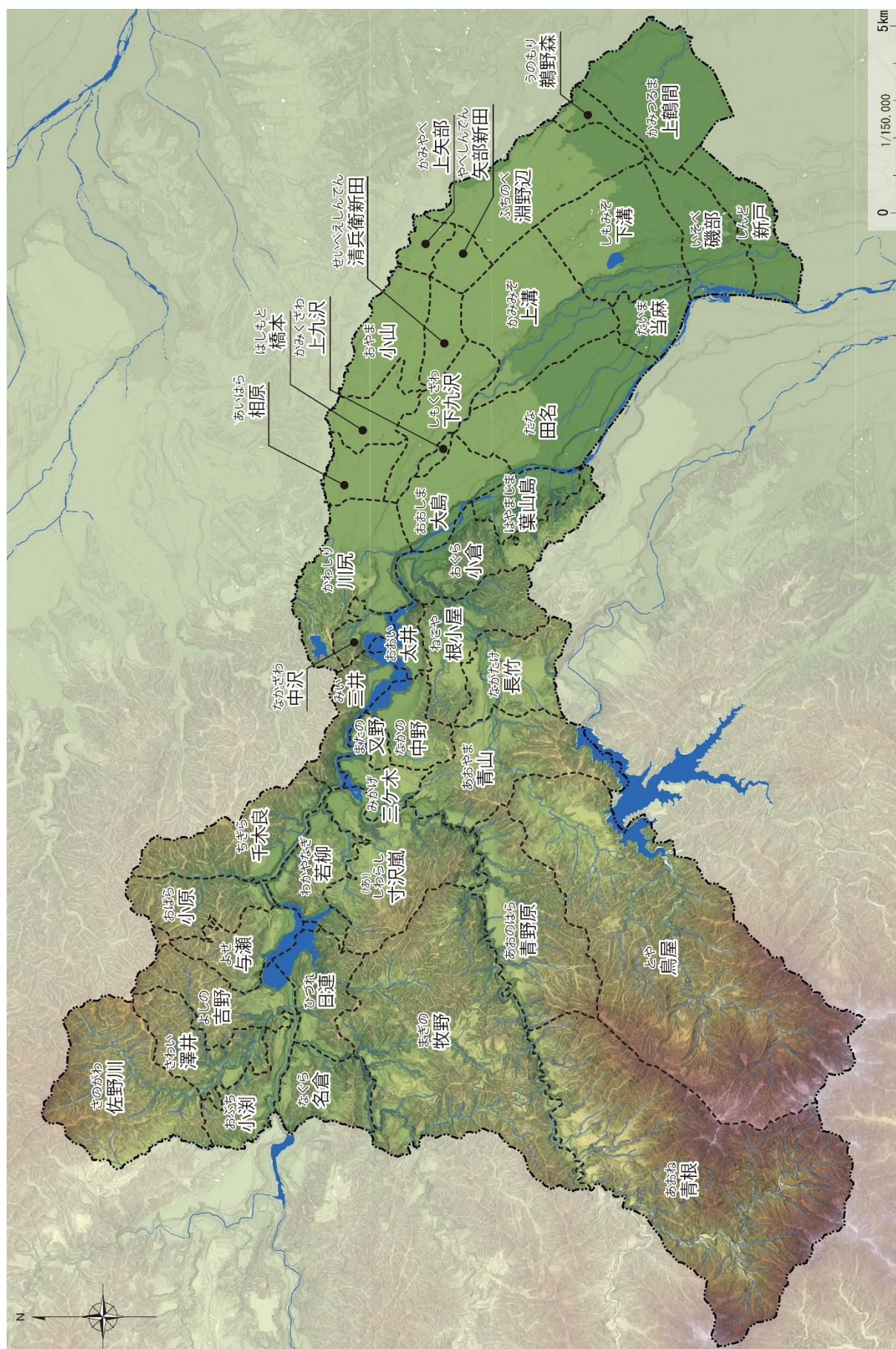


図 1-12 相模原市の地区名（近世村落をベースにした地区名・範囲）

2. 人 口

本市は平成18（2006）年及び平成19（2007）年の合併により、総人口70万人を超える大都市となり、その後も人口は微増傾向で推移してきました。令和5（2023）年の本市の人口は724,987人でした。地区別では緑区が167,451人、中央区が274,480人、南区が283,056人であり、中央区、南区に人口が集中しています。

令和2（2020）年の国勢調査に基づく本市の将来人口推計結果によると、本市の総人口は令和7（2025）年の728,042人をピークとして、それ以降は減少すると見込まれています。中位ケースの場合は、2040年には701,773人、2070年には568,161人、高位ケースの場合は、2040年には716,994人、2070年には609,914人になると予想されます。本市としては、高位ケースの推移が望まれます。

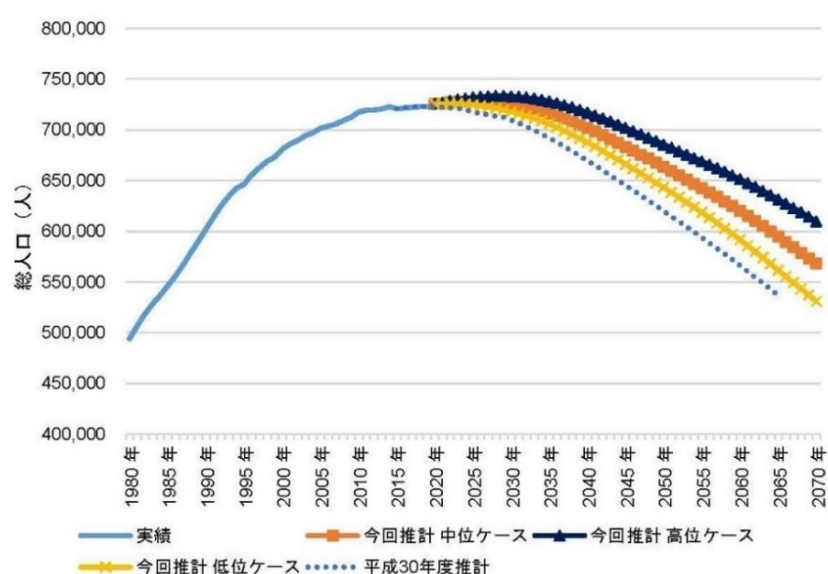


図1-13 総人口の推移と将来人口推計（『令和2年国勢調査人口等基本集計結果』より）

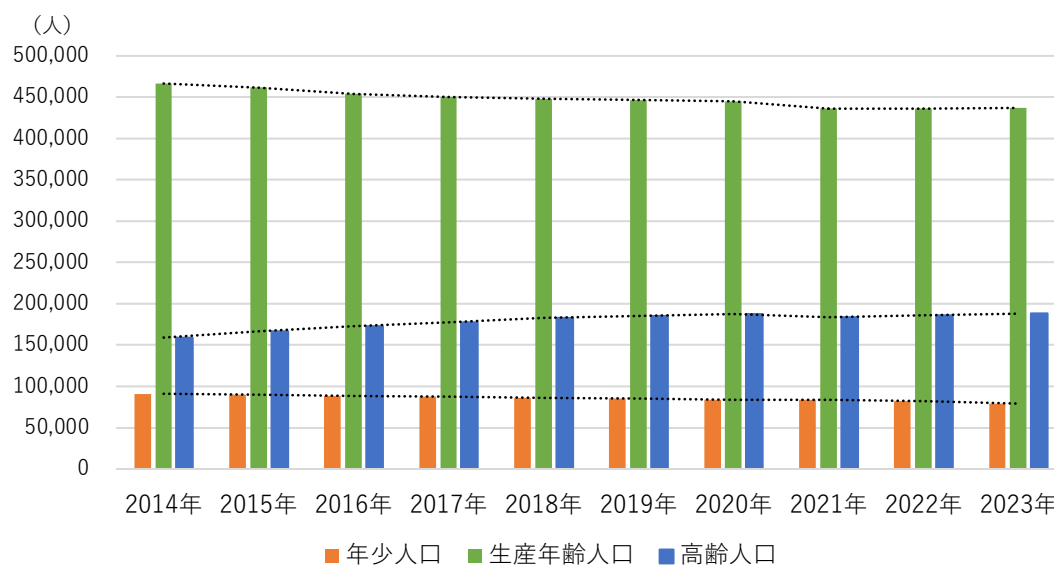


図1-14 相模原市の年齢別人口の推移（『相模原市 人口と世帯数の推移』より）

年齢区分別に見ると、年少人口及び生産年齢人口は今後も一貫して減少しますが、高齢者人口は令和28（2046）年まで増加すると推計されており、将来的にはさらに少子高齢化が進むと予測されています。

3. 産 業

本市の事業所数は、令和3（2021）年の経済センサスによると22,055事業所で、産業別の構成比は第1次産業が0.3%、第2次産業が20.1%、第3次産業が79.6%でした。令和3（2021）年の総産業別従業者数は263,504人で、構成比は第1次産業が0.3%、第2次産業が20.6%、第3次産業が79.1%でした。事業所数と従業者数の約80%を第3次産業が占めていますが、第1次産業の割合は1%未満です。また、卸売業・小売業の事業所数と従業員数は減少傾向です。



図 1-15 津久井の組紐

繊維産業の中で津久井地域の組紐は特産品の一つとして挙げられます。組紐は数本から数十本の糸を一定の方式で交差させて組み上げていく紐の総称で、津久井の鳥屋や中野では大正時代末期～昭和初期以降からの伝統があり、「くみひもの里」としてブランド力を上げています。

また、津久井地域で作られてきた「津久井在来大豆」は、煮豆や味噌加工等、古くから郷土食の素材として地域で栽培されてきたものです。一時、栽培者が減り、「幻の大豆」と呼ばれていましたが、近年は地産地消の取組や食文化への関心から再び注目され、少しずつ栽培も広がってきています。

本市の歴史文化との関わりにおいては、旧津久井町内の特産品を津久井城の歴史と絡めて「津久井城ブランド」とした商品のほか、市内の和菓子店・洋菓子店では様々な伝承や文化財などに因んだ菓子製品がつくられています。

4. 土地利用

津久井地域の大半は田・畑、山林、河川などの自然的土地利用であり、相模原地域は住宅用地や商業用地などの都市的土地利用が主体です。相模原地域では住宅用地が占める割合が高くなっています。

令和5（2023）年1月1日時点の市域は、328.91km²、宅地48.20km²（14.6%）、農地19.38km²（5.9%）、山林202.89km²（61.7%）、原野4.13km²（1.3%）、雑種地18.20km²（5.5%）、その他36.11km²（11.0%）となっています。

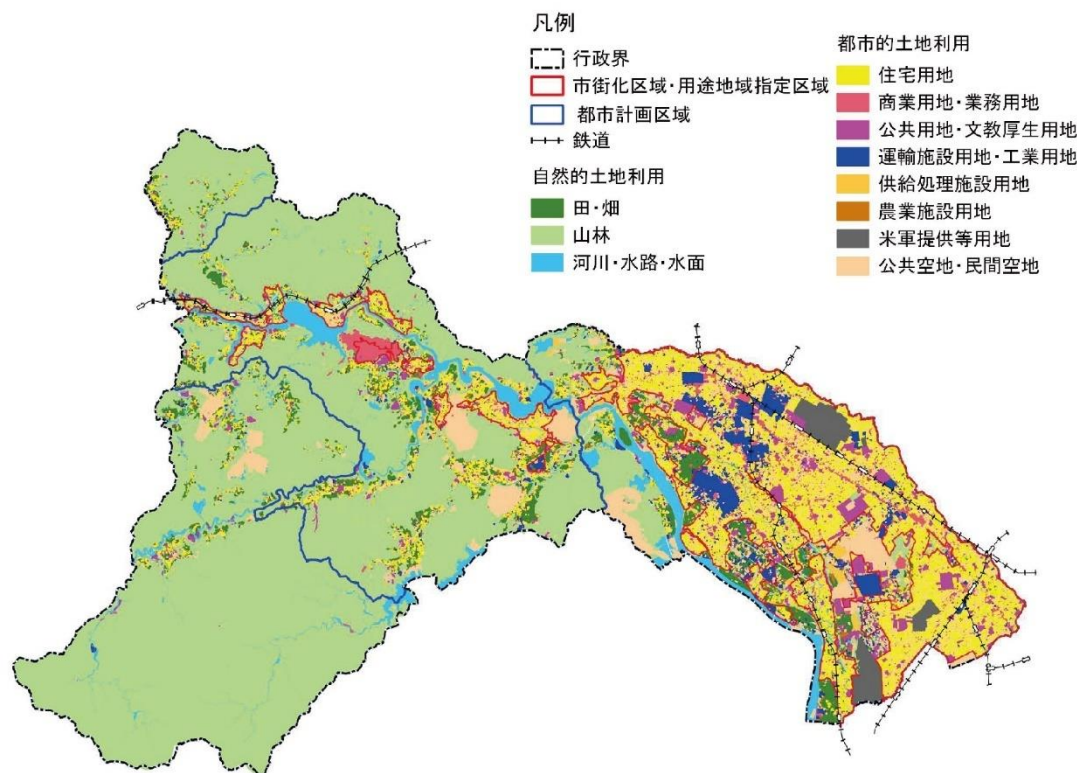


図1-16 相模原市の土地利用状況（『都市計画マスタープラン』より）

5. 交通機関

市内には中央自動車道（中央道）と首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の自動車専用道路（高速道路）2路線と、国道16号、国道20号、国道129号、国道412号、国道413号の一般国道5路線が整備されており、広域的な基幹道路として機能しています。

鉄道はJ R横浜線、J R相模線、J R中央本線、小田急小田原線、小田急江ノ島線及び、京王相模原線の6路線があり、本市と東京方面や横浜方面などを結んでいます。また、リニア中央新幹線が通過する神奈川県駅（仮称）の建設が橋本駅の南口で行われており、開業以降はさらに市域への鉄道の影響が増すと考えられます。その他、市内交通では民間バスの路線網が張り巡らされているほか、本市のコミュニティバス「せせらぎ号」が交通不便地区における高齢者等移動制約者の生活交通を確保するため、橋本-大島間で運行しています。

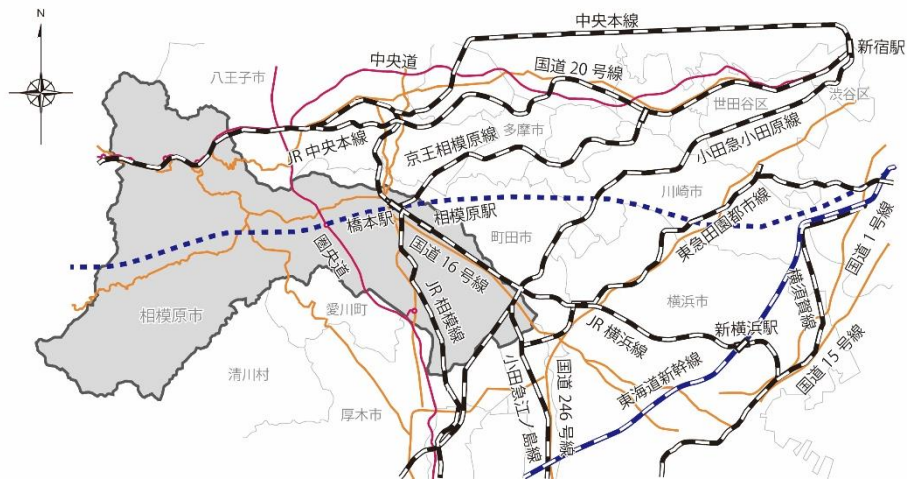


図 1-17 相模原市周辺の広域主要交通網

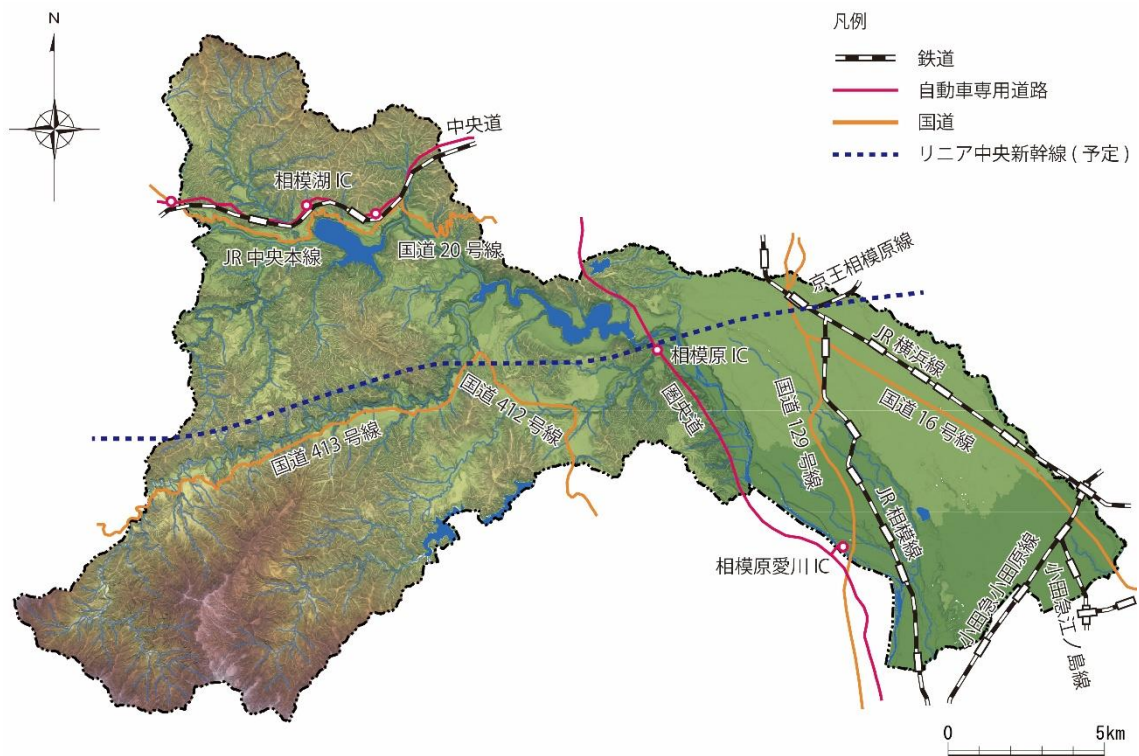


図 1-18 相模原市の主要交通網

6. 観 光

本市の入込観光客数（日帰り客と宿泊客の合計値）は1千万人から1千4百万人で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2（2020）年に516万3千人に減少しました。それ以降はやや増加傾向であり、令和4（2022）年の観光客数は631万8千人でした。

令和4（2022）年の観光客数を主要な観光地点、観光施設、観光行事別に見ると、相模原麻溝公園が最も多く、77万5千人の観光客が訪れました。その他にも相模原北公園に42万9千人、総合体育館に30万人の観光客が訪れています。本市の主要観光施設の中でも、相模原麻溝公園や相模原北公園の観光客数が多いことから、本市の豊かな自然が観光客をひきつけていることがわかります。

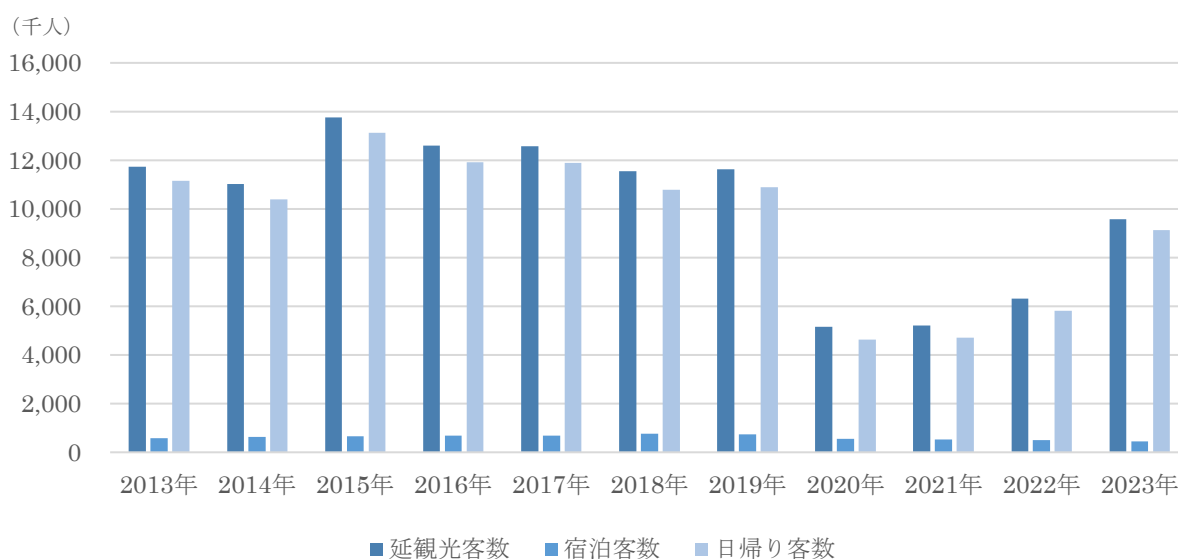


図 1-19 入込観光客数の推移（『神奈川県令和5年入込観光客調査』より）

表 1-1 主要な観光地点、観光施設、観光行事と観光客数

（『神奈川県令和5年入込観光客調査』より）

名称	観光客数(千人)
相模原麻溝公園	1,442
総合体育館	372
相模川ふれあい科学館 アクアリウムさがみはら	359
相模原ギオンスタジアム・相模原ギオンフィールド	235
津久井湖観光センター	80
藤野駅	391
大野北銀河祭り	150
北総合体育館	209

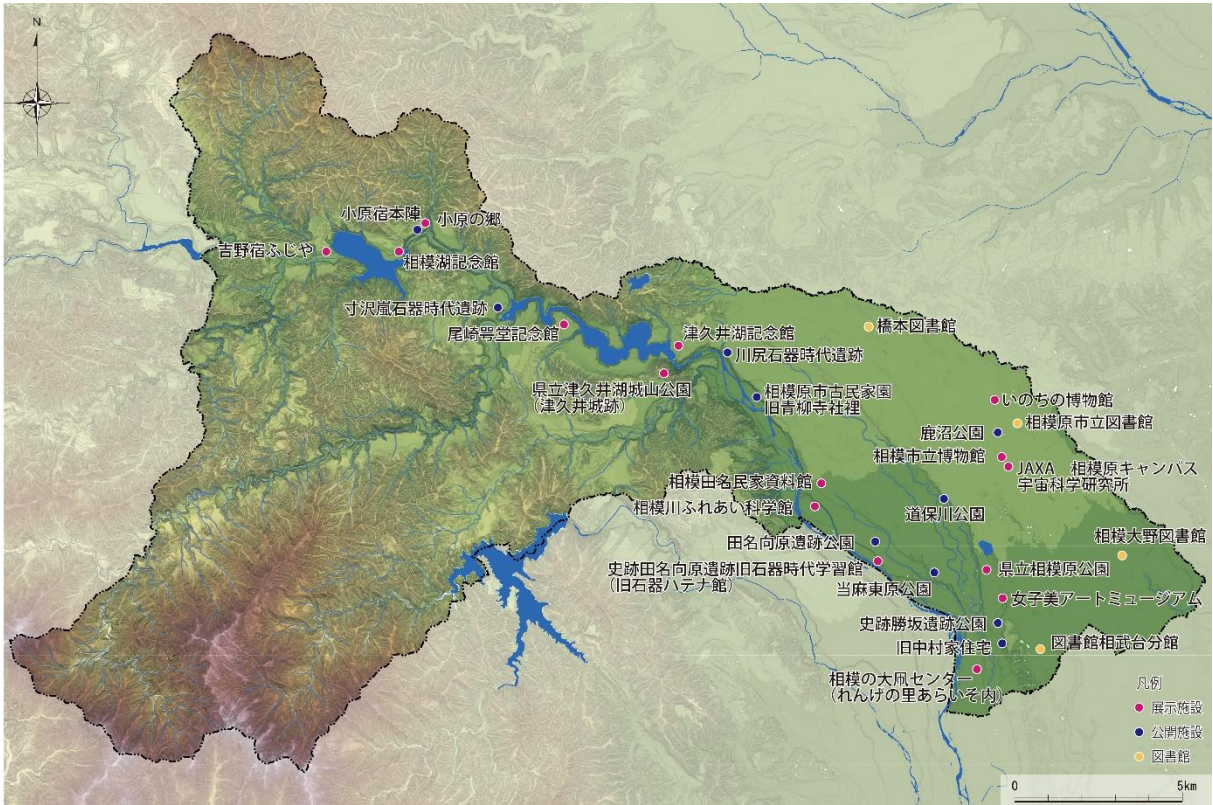


図 1-20 文化財関連施設位置図

表 1-2 文化財関連施設一覧（令和 7（2025）年時点）

区分	名称	所在地	管理運営
展示施設	相模原市立博物館	中央区高根 3-1-15	相模原市
	JAXA 相模原キャンパス 宇宙科学研究所	中央区由野台 3-1-1	宇宙航空研究開発機構
	いのちの博物館	中央区淵野辺 1-17-71	麻布大学
	女子美アートミュージアム	南区麻溝台 1900 女子美術 大学 相模原キャンパス 10 号館 1 階	女子美術大学
	相模川ふれあい科学館 アク アリウムさがみはら	中央区水郷田名 1-5-1	株式会社江ノ島マリンコー ポレーション
	相模田名民家資料館	中央区田名 4856-2	田名財産管理委員会
	相模の大風センター （れんげの里あらいそ内）	南区新戸 2268-1	公益財団法人相模原市まち・ みどり公社
	史跡田名向原遺跡旧石器時 代学習館（旧石器ハテナ館）	中央区田名塩田 3 丁目 23 番 11 号	相模原市
	小原の郷	緑区小原 711-2	相模原市
	吉野宿ふじや	緑区吉野 214	相模原市
	尾崎罌堂記念館	緑区又野 691	相模原市
	相模湖記念館	緑区与瀬 259-1（県立相模湖 交流センター内）	相模原市

第1章 相模原市の概況

	県立相模原公園 (植物園 (グリーンハウス))	南区下溝 3277 番地	神奈川県公園協会・サカタの タネ・サカタのタネグリーン サービスグループ
	県立津久井湖城山公園 (津久井城跡)	緑区根小屋 162	神奈川県公園協会・サカタの タネ グリーンサービスグル ープ
	津久井湖記念館 (城山ダム建設の歴史、 民具資料展示)	緑区城山 2-9-5	一般財団法人神奈川県津久 井湖協会
公開 施設	旧中村家住宅	南区磯部 1734-1	相模原市
	相模原市古民家園 旧青柳寺庫裡	緑区大島 3853-8 (相模川自然 の村公園内)	相模原市
	小原宿本陣	緑区小原 698-1	相模原市
	道保川公園 (湧水のワサビ田跡)	中央区上溝 1359	横山公園グループパートナ ーズ
	鹿沼公園 (市登録史跡でいらぼっち 伝承地)	中央区鹿沼台 2-15-1	相模原市まち・みどり公社、 ミズノ、東海体育指導運営共 同事業体
	史跡勝坂遺跡公園	南区磯部 1780 ほか	相模原市
	田名向原遺跡公園	中央区田名塩田 3-313-3	相模原市
	川尻石器時代遺跡	緑区谷ヶ原 2 丁目 788-2 ほか	相模原市
	寸沢嵐石器時代遺跡	緑区寸沢嵐 568-2 ほか	相模原市
	当麻東原公園 (市指定史跡当麻東原古墳 (復元))	南区当麻 840	相模原市
図書館	相模原市立図書館	中央区鹿沼台 2-13-1	相模原市
	相模大野図書館	南区相模大野 4-4-1	相模原市
	橋本図書館	緑区橋本 3-28-1 ミウィ橋 本 6 階	相模原市
	図書館相武台分館	南区新磯野 4-8-7	相模原市

第3節 歷史的環境

丹沢・関東山地を擁する津久井地域、河成段丘である相模野台地が広がる相模原地域、この対極的な地形に相模川などの河川が貫流します。こうした河川沿いの台地に人々が住みはじめ、旧石器時代以来の歴史舞台となり、多様な歴史文化を形成していきます。市内の遺跡（周知の埋蔵文化財包蔵地）は河川沿いに 540 か所以上認められ、時代の移り変わりとともに遺跡数も変化します。近世以降には甲州街道などの街道整備や広大な相模野台地で新田開発（耕作地）など大規模な土地の開発が行われ、近代の軍都計画による都市整備が進みます。相模原地域と津久井地域は、古代以来の歴史的な背景も異なるため、その特性を踏まえた歴史的変遷を概説します。

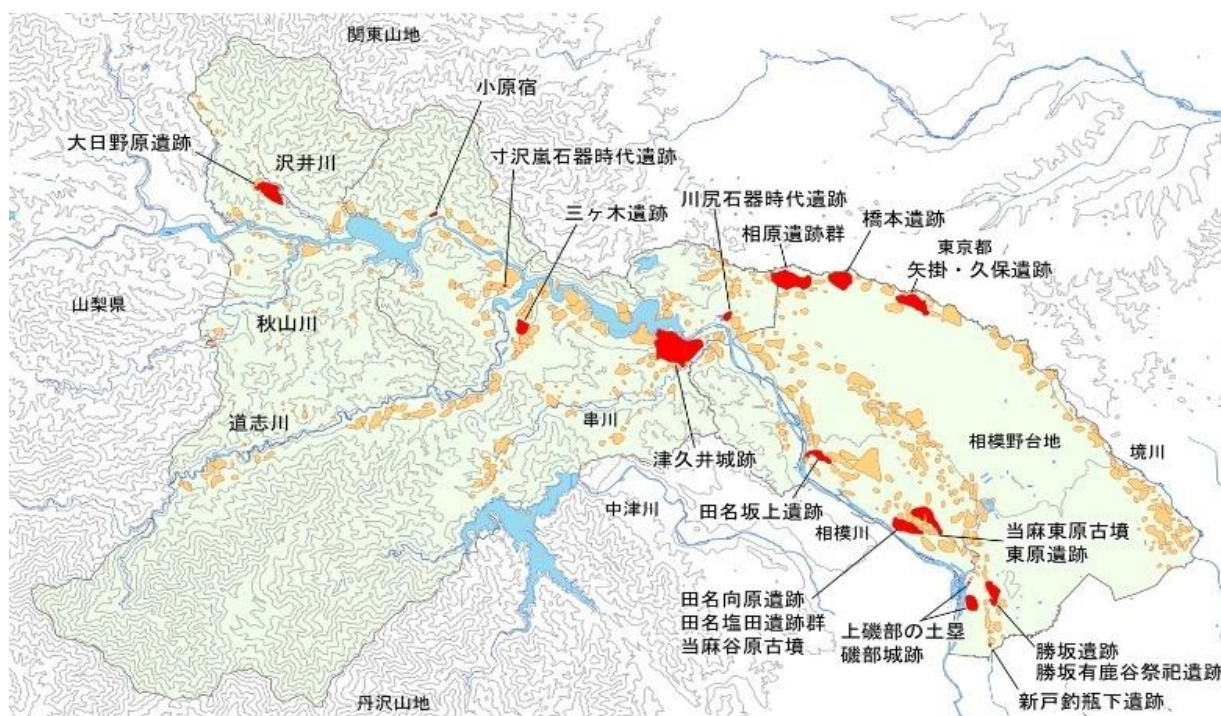


图 1-21 遺跡分布図

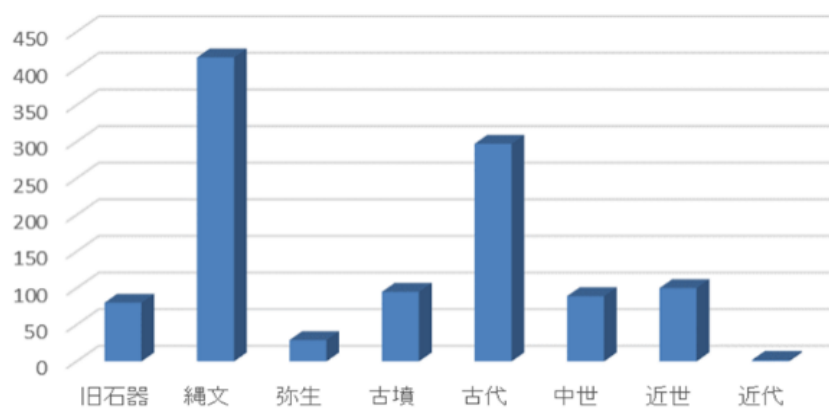


図 1-22 時代別遺跡数の推移

1. 先史時代(旧石器時代～弥生時代)

大陸間を移動して日本列島に人々が住み始めたのは、旧石器時代の38,000年前以降になります。地球規模で寒冷な氷期にあたり、本市域も寒冷乾燥により針葉樹と広葉樹が混交した疎林と草原が広がり、相模川は今よりも深い谷状をなして流れていたと考えられ、現在とは全く異なる自然環境、景観が広がっていた時代です。津久井城跡馬込地区は、旧石器時代前半期(34,000年前)の市内最古級の遺跡です。



図 1-23 田名向原遺跡 住居状遺構

相模川と串川が合流し、東に相模野台地を一望する場所に位置し、遠い山岳地帯である中部高地と、太平洋上の神津島系(恩馳島)の黒曜石が石器づくりに使われていました。人々は広域的な遊動生活を繰り返しながら、動植物などの自然資源を開拓していきます。

旧石器時代後半期(21,000年前)には、国内最古の建物跡が田名向原遺跡(国指定)で発見されています。相模川河畔に立地し、建物内からは主に中部高地から持ち込まれた黒曜石で槍先形尖頭器(石槍)づくりが集中的に行われ、3,000点以上の石器(県指定)が出土しています。相模川の河川敷に現れる動物を予測し、効率的に狩りを繰り返していました。

15,000年前以降には縄文土器を用いた縄文時代へと移り変わり、津久井山間部や相模野台地にも人々の生活の跡が見られます。10,000年前以降には地球規模で温暖な気候に移り変わり、市内の遺跡数はピークを迎え、縄文時代中期～後期(5,500～3,500年前)には大きな集落が形成されます。勝坂遺跡(国指定)は、集落周辺に豊富な湧水があり、クリの管理栽培やマメ類の利用などが確認されており、人々は豊かな自然と共生した暮らしを営みます。また、装飾性豊かな縄文土器は勝坂式土器と呼ばれ、代表的な縄文土器の一つといえます。大日野原遺跡からは土偶が装飾された勝坂式土器(市指定)が発見されており、甲府盆地から関東への玄関口となる本市域は、中部高地方面の文化の影響を強く受けていたことがわかります。縄文時代後期には、県内で初めて敷石住居跡が調査された寸沢嵐石器時代遺跡(国指定)や川尻石器時代遺跡(国指定)など、石を多く用いた住居や墓などの構造物が造られます。

稲作農耕文化へと移り変わる弥生時代は、高燥な相模野台地では大規模な水田をつくることは難しかったため、本市域では遺跡数が極めて少なく、定住した集落跡は未発見です。一方、津久井山間部では県内の弥生時代の始まり頃に位置付けられる弥生土器が、三ヶ木遺跡(県指定)や中野大沢遺跡(市指定)などで発見されています。丹沢の山間部に展開する同時期の遺跡では、イネのほか、アワやキビなど雑穀も利用していたことがわかっています。津久井地域においても、小規模ながらも複合的な農耕を営んでいたことでしょう。



図 1-24 大日野原遺跡土偶装飾付土器

2. 古代(古墳時代～平安時代)

勝坂遺跡の段丘崖裾部は湧水地帯となっており、豊富な湧水が有鹿谷の低湿地から鳩川に注ぎ、下流部の海老名耕地（海老名市）を潤します。有鹿谷では、古墳時代を通じて水辺の祭祀が繰り返し行われた勝坂有鹿谷祭祀遺跡が発見されており（4世紀後半～7世紀前半）、小型銅鏡7面や子持勾玉のほか、多量の石製模造品が採集されています（市指定）。周辺には同時期の古墳や集落はなく、下流の海老名耕地を望む上浜田古墳群（4世紀後半以降）は有力な首長墓とされています。勝坂有鹿谷祭祀遺跡は、海老名耕地を開発した人々にとって、水源を祭った神聖な場であったのです。



図 1-25 勝坂有鹿谷祭祀遺跡 祭祀遺物

畿内で飛鳥文化が華開く古墳時代後期（7世紀）の相模川中下流域は、相武国造の支配領域と考えられています。相模川左岸の当麻耕地を望む台地上には、当麻東原古墳（市指定）や谷原古墳群（1号墳：市指定）の円墳が築かれ、古墳後背地には東原遺跡や田名塩田遺跡群など同時期の集落も発見されています。古墳石室内からは鉄製の直刀や馬具の兵庫鎖鐙などの副葬品のほか、金銅装の耳飾り、ガラス玉などの装飾品が出土しており（当麻東原古墳出土品は市指定）、被葬者は相模川左岸の開発をリードした有力者の墓と考えられます。

大陸伝来の仏教や律令制度による中央集権国家へと社会が大きく変化した奈良時代（8世紀）は、都を中心に全国を国－評（郡）－里（郷）に行政区分し、国民に租・庸・調といった税を課します。横浜・川崎市域を除く神奈川県内は相模国に含まれ、相模原地域の相模野台地は高座郡、津久井地域は愛甲郡となります。市域西縁の小淵付近では、甲斐国・相模国で国境が争われ、『日本後記』の延暦16（797）年に都から使が遣わされ、両国の境を定めたと記されています。また、和銅7（714）年に「相模国高座郡美濃里」から品物が届けられたことを記す木簡が、奈良の平城京から出土しています。この「美濃里」は本市域の一部に比定されています。市内には奈良時代の集落遺跡が発見されており、新戸釣瓶下遺跡からは畿内系土師器坏、田名坂上遺跡からは東国では極めて希少な奈良三彩小壺（市指定）が出土するなど、都とのつながりを物語ります。

平安京に都が移された平安時代は、奈良時代と比べて遺跡数が増加しています。境川上流域では、手工業生産に関わる多摩丘陵の開発が進み、特に豊富で良質な粘土をもつ地質環境を背景に、古代瓦や須恵器生産による南多摩窯跡群（八王子市・町田市）が形成され、相模国・武蔵国へと供給される一大須恵器生産地でした。この須恵器生産を担っていたのが、多摩丘陵より境川対岸の本市域に展開する相原



図 1-26 田名坂上遺跡 奈良三彩小壺

遺跡群や橋本遺跡、矢掛・久保遺跡などの古代集落の人々であったとみられています。矢掛・久保遺跡からは須恵器の円面硯や青銅製蛇尾などの帯飾りのほか、仏塔の土製ミニチュアである瓦塔や火葬墓の蔵骨器も発見されており（市指定）、地方役人の存在や仏教文化の伝来が確認できます。田名半在家遺跡からは、唐の雲龍文八花鏡（市指定）の破鏡が出土しており、古代の山林修行僧の活動を伝えています。



図 1-27 田名半在家遺跡出土雲龍文鏡

3. 中世(鎌倉時代～戦国時代)

律令制に基づく古代国家が崩壊していく中、各地に武士団が形成されます。平安時代末から鎌倉時代初めの頃には、多摩丘陵を本拠として相模原地域北部から津久井地域にかけて、横山党と呼ばれる武士団が勢力を築きます。横山党の系図には、藍原氏（相原）、小山氏、野部氏（矢部）、田名氏、小倉氏がおり、その氏名が現在の地名に残されています。

中世の津久井地域は「奥三保」とも呼ばれます。元亨3（1323）年の北条貞時13回忌供養に際し、円覚寺（鎌倉市）の法堂建立の材木を奥三保の「鳥屋山」（緑区鳥屋）から伐り出しています。津久井地域が鎌倉幕府執権北条得宗領であり、山林資源を抱える重要な役割を果たしていたことがわかります。

当麻の無量光寺は時宗を開いた一遍上人ゆかりの地で、二世他阿真教が伽藍を開きます（市指定）。鎌倉時代以降も時の権力者によって庇護を受けた根本道場で、南北朝時代から室町時代にかけての宝篋印塔、五輪塔、板碑など多くの中世供養塔も残されています。津久井地域では夢窓国師の開山を伝える光明寺など古刹も多く、中世の仏像彫刻も多く残されています。南北朝時代から室町時代にかけての供養塔は、独自の石造文化を築きます。



図 1-28 無量光寺境内 中世石塔群

室町時代には、戦乱の世へと移り変わります。磯部城が文明10（1478）年の長尾景春の乱で太田道灌によって落城され、市内が戦渦に巻き込まれます。伊勢宗瑞（北条早雲）を初代とする小田原北条氏が関八州へと領国を拡大させていく中、武蔵方面への起点となったのが無量光寺の門前町である当麻宿です。



図 1-29 津久井城跡（城山空撮）

相模川の渡河点で交通の要衝でもあることから、関所も置かれていました。また、津久井城は城主内藤氏が五代にわたり津久井領を治めます。甲斐国との境目の城として重要な役割を担いました。相模原地域は相模国の東郡に含まれ、鎌倉の玉縄城と八王子油井領の支配下におかれます。

4. 近世(江戸時代)

天正^{てんしやう}18(1590)年7月に豊臣秀吉が小田原北条氏の小田原城を開城させ、天下統一が果たされます。徳川家康は秀吉の命により関東に支配替えとなり、翌8月には江戸に入ります。これにより本市域は徳川家の所領となり、以後、江戸時代末にかけて相模原地域17か村、津久井地域27か村2宿に、幕府直轄領や下野国烏山藩領、荻野山中藩領、旗本領など領主が入り混じります。徳川入国後、東郡の一部を拝領した内藤清成は、新戸に政務を執り行う陣屋(市登録史跡)を設けます。天正19(1591)年には当麻郷で早速に検地が行われ、検地の野帳(下書)が残されています(市指定)。17世紀前半の津久井地域では、津久井城主内藤氏の家臣であった守屋佐太夫行広が代官に登用されます。津久井城があった城山の麓に陣屋が置かれ、発掘調査によって陣屋跡を示す礎石建物跡などが発見されています。代官守屋氏は津久井領全域のほか、高座郡、愛甲郡、足柄上郡など本市域を超えて政務を執り、湯河原町の五所神社本殿(県指定)を再建するほか、川尻村において久保沢市や原宿市の開設を支援します。

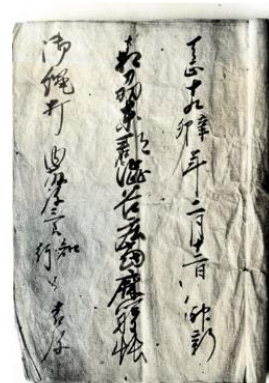


図 1-30 当麻郷野帳

また、徳川幕府は五街道を整備して宿場を設け、伝馬制度を敷きます。江戸日本橋から信濃国下諏訪宿を結ぶ甲州道中(甲州街道)が津久井地域を通り、小原宿、与瀬宿、吉野宿、関野宿の4宿が設けられ、一里塚が街道沿いに3か所築かれました。小原宿には、参勤交代による往来時に大名が泊まる宿である本陣が県内唯一現存します(県指定)。その他、道志道の青野原村や津久井道の鼠坂^{ねんざか}には関所が設けられています。

中世以来、広大な原野である「相模野」は萱、芝、落葉などを採取する秣場であったことが無量光寺文書(市指定)からわかります。近世も村共有の入会地であったことが相模野周辺三十六ヵ村入会絵図(市指定)などから窥えます。この相模野は、江戸時代から明治時代にかけて、境川沿いの村々を中心に「新田開発」(畑地開墾や植林)が進められ、土地利用がされていきます。19世紀中頃に小山村名主の原清兵衛が主導した「清兵衛新田」は、相模国で江戸時代最後にして最大の新田開発であり、清新の氷川神社には徳川慶喜の書による揮毫で開墾記念碑(市登録)が建立されています。

津久井地域の豊かな山林には、17世紀後半から江戸幕府が直轄して山林資源の保護と恒久的財源化を図るため、「御林」が多く設定されました。伊豆国韮山に代官所をもつ代官江川太郎左衛門英龍



図 1-31 相模野周辺三十六ヵ村入会絵図

の時代に城山北麓に植林された城山御林は、弘化^{こうか}5（1848）年～嘉永^{かえい}3（1850）年にかけてヒノキの苗木が植林され、「江川ヒノキ」の名で今日まで守り育まれています（市登録）。

5. 近代（明治時代～昭和20年）

幕末に横浜が開港されて以降、養蚕による生糸生産がより盛んになります。上溝では繭や生糸の取引を中心とした上溝市場が明治3（1870）年に開設され、大変な賑わいを見せます。大島では明治19（1886）年に製糸業者「漸進社」^{ぜんしんしゃ}が結成され、生糸の生産と共同出荷で業績を伸ばし、最盛期には製糸業で全国の四大会社に数えられる程になります。明治41（1908）年には生糸輸送を促進するため、横浜鉄道（横浜線）が開通し、橋本と淵野辺^{ふちのべ}に駅が開設されました。橋本駅は地域の努力により駅開設に結び付け、今日の都市発展の礎となっています。

近代は国家主導で西洋技術が取り込まれ、本市域では近代水道や近代測量と深く関わっていきます。明治20（1887）年に完成した日本初の近代水道である横浜水道は、その水源を津久井地域の旧三井村に流れる相模川に求め、横浜までを鑄鉄管により導水したものです。明治30（1897）年の第1回拡張工事では、三井から青山^{ちんでん}に取水所を移し、青山には現在も取水口と沈殿池^{ちんでん}が残されています（いずれも国登録）。明治43（1910）年から始まる第2回拡張工事では、青山の鮑子^{あびこ}に取水口を移し、青山隧道^{ずいどう}、城山隧道^{しろやま}、川尻隧道^{かわしり}など、レンガ積みの隧道（トンネル）が現在も残されています。



図1-32 横浜水道「トロッコ道」
（写真 宮内庁所蔵）

一方で、広く平坦な地形で見通しの良い相模野台地は、日本で初めてとなる近代測量の基線「相模野基線」^{さがみのきせん}が設けられ、その北端点が麻溝台に設置されます（市指定）。明治15（1882）年に測量され、三角測量によって大正14年（1925）に五万分の一の全国地形図が完成します。相模野基線北端点は近代測量発祥の地といえます。

未開発で広大な土地が広がる相模野台地に、昭和12（1937）年の陸軍士官学校と練兵場^{れんべいじょう}が移転してきます。これをきっかけに、臨時東京第三陸軍病院、陸軍造兵廠東京工廠^{ぞうへいしょう}相模兵器製造所（後の相模陸軍造兵廠）、電信第一聯隊^{でんしん}、陸軍通信学校などの軍関係施設が昭和18（1943）年までに相次いで設置されます。昭和14（1939）年からは、神奈川県事業として「相模原都市建設区画整理事業」が開始され、陸軍造兵廠を中心に放射・環状の道路網による都市計画が進められます。これは「相模原軍都計画」とも呼ばれ、当時の都市建設計画の中では最大規模のものでした。現在にみる都市発展、まちづくりがこの軍都計画によってもたらされていたのです。一方、津久



図1-33 陸軍士官学校
相武台碑と大講堂

井地域では都市部への本土空襲に備え、敵機襲来をいち早く察知する防空監視哨^{かんししやう}が設置されます。現在、中野の高台には一間四方の鉄筋コンクリート造建造物の中野監視哨、青根の高台にはマウンド状の盛土内に円形の聴音壕^{ちやうおんごう}の遺構が残る青根監視哨など、戦争の歴史を語る戦争遺産が残されています。

6. 現 代

敗戦後の窮乏する食糧事情を打開するため、神奈川県は戦前より進められていた「相模川河水統制事業」を推進し、広大な相模野台地への畑地灌漑用水^{かんがい}の整備へ取りかかります。河水統制事業とは多目的ダムによる水系一貫の総合的河川開発で、神奈川県では昭和 13（1938）年に決定され、相模ダム・沼本ダムを築いて相模川の治水と横浜市水道、川崎市工業用水、相模川水力発電、相模原開田開発（戦後に畑地灌漑事業に変更）による水利事業として、昭和 15（1940）年に着手されていました。しかし、戦争の激化で労力不足と資材窮乏により一時事業の中断がありました。戦後に事業は再開され、昭和 22（1947）年に相模湖相模ダムの完成と相模発電所が稼働し、わが国の戦後再建の先駆けをなすものとして注目されました。翌昭和 23（1948）年に『県営相模原開発畑地灌漑事業計画』が策定され、日本初の大規模な畑地灌漑事業が実施されます。昭和 24 年（1949）年から虹吹分水池^{にじふきぶんすいち}（陽光台^{ようこうだい}）を含む東西幹線用水路工事が着手され、段階的に灌漑が進められました。なお、終戦直後から食糧難に対し、陸軍士官学校練兵場跡などの広大な旧軍用地を擁する相模野台地は、戦災者や海外からの引揚者、復員者などの就業と食糧の確保を図る格好の地として、政策的にいくつもの開拓団が組織され、入植して相模野の原野を開拓しています。

河水統制事業はその後も増強され、昭和 29（1952）年に道志川の奥相模湖道志ダム、昭和 40（1965）年に津久井湖城山ダムと城山湖本沢ダムが完成し、津久井地域は県内の重要な水源地域として魅力を増していきます。

昭和 14（1939）年より進められた相模原都市建設区画整理事業も、河水統制事業同様に戦時中の工事中断が余儀なくされましたが、昭和 25（1950）年に一応の完成をみました。この都市整備基盤は、旧相模原市が昭和 33（1958）年に首都圏整備法（昭和 31 年法律第 83 号）に基づく市街地開発区域の第一号に指定され、今日の都市発展の礎となりました。相前後して、本市は昭和 30（1955）年の所謂「工場誘致条例」を施行し、工業団地が整備されていきます。戦後、旧陸軍施設は米軍基地として接收され、その後の基地返還運動の展開、未利用地や返還後の跡地利用における学校、公園、図書館、博物館の整備など、市民のためのまちづくりが進められています。都市化が進む相



図 1-34 相模湖相模ダムと相模発電所



図 1-35 虹吹分水池跡

模原地域は、昭和 29（1954）年に市制施行後、人口は増加の一途を辿ります。人口 60 万人を越えて平成 15（2003）年に中核市へ移行し、平成 18・19（2006・2007）年に旧津久井 4 町と合併して人口 70 万人を超え、平成 22（2010）年に指定都市へ移行しました。今なお、リニア中央新幹線の整備など、首都圏の近郊都市としての発展と自然豊かな津久井地域とが融合したまちづくりが進められています。

7. 災害史

近年においても、全国では地震や風水害による自然災害により、文化財への被害も多くみられます。本市でも、令和元（2019）年の台風などにより甚大な被害を受けています。将来想定され得る災害から文化財を守るためにも、これまでの災害の歴史を概観しておきます。

平安時代には、歴史書に災害に関する記事が幾つか確認できます。『日本記略』^{にほんきりやく}の延暦 21（802）年に富士山が噴火し、相模国は被災しています。『類聚国史』^{るいじゆこくし}の弘仁 9（819）年には、相模・武蔵など六国で大地震が発生し、『日本三代実録』^{にほんさんだいじつろく}の元慶 2（878）年にも関東の大地震により相模・武蔵二国に大きな被害もたらしたと記載されています。本市域にも何らかの被害があったとみられ、国指定史跡川尻石器時代遺跡では地割れの痕跡が検出され、付近で発見された竪穴住居跡（9 世紀前半）では、竪穴に掘られた壁が崩落した状況が検出されており、地震被害を受けたとみられます。



図 1-36 地震で壁が崩れた古代住居跡
(国指定史跡川尻石器時代遺跡)

相模川の洪水被害の記録は、天正 3（1575）年に発給された北条氏朱印状^{はつきゆう}が最も古いものです。田名に対し戦国大名の北条氏政が、相模川の洪水により税の半分免除を認めた救済措置をとっており、相模川沿いの村々に大きな洪水被害があったことがわかります。近世における洪水被害は、元禄 12（1699）年の上・下川尻村における洪水と川崩れ、安政 6（1859）年の荒川^{あらかわ}（現津久井湖湖底）での相模川の洪水による八幡宮の神輿^{かみゆり}の流失、万延元（1860）年の相模川の洪水による田名の鳥山用水^{からすやまようすい}（市登録）と水田の被害などがあります。明治時代も相模川の洪水は度重なって起きており、明治 11（1878）年の相模川・鳩川・谷津川の洪水の記録は、当麻、新戸、下溝、久保沢で確認されます。明治 40（1907）年の当麻宿の洪水被害では、翌年、洪水を免れた島状の微高地に、人々は災害が繰り返されないようにと、日枝神社を創建しています。明治 43（1910）年は低気圧の前線活動と 2 つの台風の影響により、東日本全体で未曾有の大災害を招いてい



図 1-37 当麻宿の日枝神社

ます。

その他風水害としては、明暦^{めいれき}2（1656）年の暴風で川尻八幡神社の拝殿^{はいでん}が倒壊したほか、元禄12（1699）年にも暴風で与瀬宿と小原宿で家屋が倒壊し、復旧のために代官所から金19両2分の借入れをした記事がみられます。天明^{てんめい}8（1788）年の大雨では、千木良村で山崩れが発生し、名主の土地二町八畝歩余が流失したため、年貢の免除願いが出されています。近世以降の地震被害では、元禄16（1703）年に相模湾房総沖を震源としたマグニチュード8.2の大地震が発生し、当麻村、下溝村、磯部村、新戸村などで82軒が倒壊し、道志川など津久井地域の5河川が“砂川”となって川が濁り、鮎が獲れずに鮎運上の免除願いが出されています。4年後の宝永4（1707）年10月4日に大地震が発生し、11月23日に富士山中腹で大噴火が起きます。12月9日までの16日間噴火は続き、降り続く火山灰により農作物に大被害が及びました。上・下川尻村、相原村、橋本村、小山村と多摩郡の村々18か村は連名で被害を報告しており、田畑に一寸五分（4.5 cm）程火山灰が降り積もったと記録されています。下川尻村の藤沢領では、翌年、田の約14%の年貢が免除されます。上溝久保の浅間神社は富士塚といわれ、火山灰を集めて塚とし、静岡の浅間神社の札をお宮に祀ったといわれています。富士塚は津久井地域の根小屋の金原にも残されています。



図 1-38 上溝久保の浅間神社



図 1-39 根小屋の富士塚

大正12（1923）年9月1日に発生した関東大震災では、相模川沿岸の新磯^{あきみぞ}、麻溝、田名、大沢などの段丘上で、道路の亀裂や崖崩れが甚だしく、特に下溝の段丘崖は二百間（約360m）が崩壊しました。津久井地域では死者23名の犠牲が出ており、特に鳥屋の馬石^{まいし}（「地震峠」と呼ばれる）と千木良の赤馬^{あこうま}で山林崩壊（山津波）が生じ、甚大な被害をもたらしました。下溝の十二天神社や鳥屋の地震峠など市内16か所程に、関連の慰霊碑や復興記念碑が建立されています。



図 1-40 地震峠

その他、自然災害ではありませんが、集落全体に延焼する火災が発生しています。明治28（1895）年の小原宿、翌明治29（1896）年の吉野宿、明治30（1897）年の日連村杉集落、明治33（1900）年の中野集落、昭和22（1947）年の与瀬宿で大火があり、小原宿の大火では江戸時代の本陣建物は延焼を免れましたが、吉野宿では本陣や旅籠のふじや、与瀬宿では本陣が焼失しました。

第2章 文化財に関する調査

第1節 既往の文化財調査の概要

古くは、江戸時代後期の『新編相模国風土記稿』編さんによる地誌探索が各村で行われ、村の概要や歴史、神社仏閣、村に伝わる古文書や鏡、鰐口、仏像などの工芸品、塚や墓、古碑、名所旧跡、城跡、館跡、古戦場跡、神木、古木などの記念物のほか、図も交えながら当時の村の様々な事柄が調べられています。特に津久井地域は他の相模国内の探索と異なり、先に編さんされた『新編武蔵風土記稿』に携わった八王子千人同心が当たっており、その内容の充実度は高く評価されています。

明治期においては、相原村（町田市）の医師である青木純造による考古学的な調査が行われ、明治32（1899）年の『東京人類学会雑誌』に各地域で発見されている考古資料が紹介されています。市域で最初に行われた発掘調査は、大正15（1926）年の大山柏を中心とした大山史前学研究所による勝坂遺跡になります。この調査により、今日に続く「勝坂式土器」の発見や縄文時代における植物利用との関わりなどが示されています。昭和3（1928）年には津久井地域の内郷村で、当時教員をしていた長谷川一郎によって寸沢嵐石器時代遺跡の敷石住居跡が発掘調査され、県内で最初の縄文時代の国史跡として指定されました。

それより以前の大正7（1918）年、内郷村では柳田國男を中心とした郷土会による村落調査が初めて行われ、我が国の民俗学における最初の組織的な実地調査として位置付けられています。この調査を支えていたのが、長谷川を中心とした地元の方々でした。地域を叙述したものでは、欧米で近代地理学を学んだ田中啓爾により、昭和2（1927）年に「相模原」で実践的な研究成果が発表され、地下水利用の一新例として田名の「八壺（ヤツボ）」が紹介されています。

戦後における調査としては、木村礎を中心とした明治大学日本史研究室による津久井地域の近世村落の調査が挙げられます。昭和27～32（1952～1957）年の夏に多くの学生が参加し、当時の津久井郡全域の近世文書史料の所在調査から内容の検討が行われています。こうした組織的な調査は、その後の昭和42（1967）年から着手される神奈川県史編さん事業に伴う調査へと受け継がれていきます。先立って、旧相模原市においては、昭和35（1960）年から相模原市史編さんに伴う調査が行われています。

現在、本市では平成18（2006）年と平成19（2007）年の合併以前に、旧相模原市及び旧津久井4町（旧城山町、旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町）がそれぞれ自治体史の編さん事業を行い、文化財の把握調査が進められてきました。各旧自治体が資料編、民俗編、通史編などを刊行し、その編さん事業に伴って文化財の把握が進められています。合併後においても、編さん事業を継続していた『相模原市史』と『津久井町史』では、文化財の各類型にわたる文化遺産編も刊行し、全ての編さん事業は完了しています。ほかにも、旧市町教育委員会や合併後の相模原市による文化財の把握調査（類型別）や個別文化財の調査、開発事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査、神奈川県教育委員会による網羅的な調査などが実施されています。

第2節 既往の文化財調査の内容と成果

1. 旧相模原市域の文化財調査

旧相模原市においては、昭和 56（1981）年度から着手された博物館建設準備事業を契機に調査が進展し、1980 年代中頃以降、各種の文化財調査報告書や地形・地質調査報告書、動植物の目録などが刊行されたほか、民俗分野では文化財記録映画が作成されています。平成 7（1995）年の博物館開館により調査はさらに進められます。平成 12（2000）年には相模原市文化財保護条例を全部改正し、全ての文化財類型にわたる登録文化財制度が創設されます。この条例改正を契機に、文化財調査と文化財の指定・登録が毎年のように進められてきました。加えて、平成 16（2004）年の市制施行 50 周年記念事業として始まった市史統編の編さん事業により、市史調査も行われ、自然編、考古編、民俗編、近・現代資料編、現代テーマ編、文化遺産編などの刊行に結実します。

2. 旧津久井4町の文化財調査

旧津久井 4 町では、各町史編さん事業に伴う文化財調査のほか、津久井郡広域行政組合により津久井郡文化財保護研究会が設置され、各町文化財保護委員から選出された郷土史家によって調査が進められました。内容は多岐にわたり、1980 年代に『津久井郡文化財』として石像編、史跡埋蔵編、寺院編、神社編、産業編（養蚕と炭焼）、樹木と景勝編、民俗編が相次いで刊行されました。各町教育委員会でも、仏像調査や石仏調査、地名調査、屋号調査、古道調査、小祠調査、講中調査などが行われています。また、旧津久井町では合併前後に町史編さん事業が継続され、文化遺産編刊行の調査により、有形文化財の建造物や各種の美術工芸品、民俗文化財のほか、地域の特徴として近代化遺産（横浜水道など）や産業遺産（養蚕、組紐）がまとめられています。

3. 神奈川県による文化財調査

本市域に係る調査として、昭和 42（1967）年から県史編さん事業による調査が着手され、1970～1980 年代に『神奈川県史』の資料編、通史編、各論編等が刊行されています。また、文化財調査としては、昭和 8（1935）年～平成 2（1990）年の『神奈川県文化財調査報告書』（全 49 集）が刊行され、津久井地域の近世民家などの調査成果が報告されています。昭和 57（1982）年度以降は県内における文化財の類型や種別による調査目的を設定し、近代洋風建築の悉皆調査・詳細調査や、県内方言の実態調査、埋蔵文化財の分布調査、国・県指定天然記念物の樹木診断調査、社寺林指定に向けた植生調査、諸職の実態把握のための民俗調査、近代和風建築調査、民俗芸能の所在把握のための緊急的な悉皆調査、祭り・行事の詳細な民俗調査、建造物等の近代化遺産の悉皆調査などが行われ、それぞれ報告書が刊行されています。特に近年においては、無形民俗文化財に係る調査が重点的に実施されています。また、県立の博物館によって人文系・自然系の各学芸分野における調査が進められ、博物館資料調査報告書のほか、企画展の展示図録などを介してその成果を見ることができます。

4. 既往の把握調査の実施状況

各地域の文化財調査の経過から、調査報告書等の刊行物をもとに、文化財の類型別、地区別に把握調査の実施状況を整理すると、概ね下表のとおりとなります。

表 2-1 既往把握調査実施状況

種類	種別	地域				
		旧相模原市	旧城山町	旧津久井町	旧相模湖町	旧藤野町
有形文化財	建造物	○	△	○	△	△
	石造物	○	○	○	○	○
	美術工芸品	○	△	○	△	△
無形文化財		—	—	—	—	—
民俗文化財	有形民俗文化財	△	△	△	△	△
	無形民俗文化財	△	△	△	△	△
記念物	遺跡	△	△	△	△	△
	名勝地	△	△	△	△	△
	動物・植物・ 地質鉱物	△	△	△	△	△
文化的景観		△	△	—	—	△
伝統的建造物群		—	—	—	—	—
埋蔵文化財		○	○	○	○	○
その他	地名	○	○	○	○	○
	昔話・伝説・伝承	△	△	△	△	△
	歴史的人物	△	—	—	—	—
	方言	△	△	—	△	△

(凡例) ○：悉皆調査により概ね調査ができている

△：個別の調査報告等があるが、さらに把握調査が必要

—：未調査で把握がされていない

第3章 さがみはら地域遺産の概要と歴史文化の特性

第1節 さがみはら地域遺産の概要

1. 指定等文化財

法、神奈川県文化財保護条例、相模原市文化財の保存及び活用に関する条例（以下「本条例」という。）に基づく本市の指定等文化財は、国指定 11 件、国登録 10 件、県指定 17 件、市指定 67 件、市登録 75 件の合計 180 件で、表 3-1 及び図資-1・2、表資-1 に示すとおりです。

文化財の類型別にみると、有形文化財の建造物 33 件、美術工芸品 70 件、民俗文化財のうち、有形の民俗文化財 27 件、無形の民俗文化財 9 件、記念物のうち、史跡 27 件、名勝 1 件、天然記念物 13 件からなり、有形文化財が半分以上となります。一方で、無形文化財はなく、無形の民俗文化財も全体に対する割合が少ないです。記念物のうちの名勝についても、溪谷、山岳その他の自然景観である名勝地の指定・登録はありません。

文化財所在地を地域別にみると、旧相模原市域が 103 件、旧津久井 4 町域が 67 件と市外所蔵等が 13 件となっています。これは、考古資料の市指定文化財が博物館資料であることや、歴史資料や遺跡の市登録文化財の登録が旧相模原市域で先行して進んでいたことによります。

表3-1 指定等文化財件数一覧

(令和7年3月31日現在)

種類	種別		国	県	市	国	市	計
			指定	指定	指定	登録	登録	
有形文化財	建造物		1	3	7	10	12	33
	美術工芸品	絵画	0	3	3	0	0	6
		彫刻	0	0	16	0	0	16
		工芸品	2	1	1	0	0	4
		書跡・典籍	0	0	0	0	0	0
		古文書	0	0	4	0	0	4
		考古資料	0	2	16	0	0	18
		歴史資料	0	0	10	0	12	22
無形文化財		0	0	0	0	0	0	
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	0	1	0	26	27	
	無形の民俗文化財	0	3	2	0	4	9	
記念物	遺跡		4	0	6	0	17	27
	名勝地		0	0	0	0	1	1
	動物・植物・地質鉱物		4	5	1	0	3	13
文化的景観			0	—	—	—	—	0
伝統的建造物群			0	—	—	—	—	0
計			11	17	67	10	75	180

※「—」は、法あるいは条例に該当のないものを示します。

※無形文化財の指定件数は 0 件ですが、国指定重要無形文化財（総合指定）の観世流楽師の保持者が本市内に在住し、能楽の公演と普及活動が行われています。

(1) 有形文化財

①建造物

建造物は33件（国指定1件、国登録10件、県指定3件、市指定7件、市登録12件）が指定・登録されています。市域に残る文化財建造物は中世に遡るものではなく、江戸時代初期から現代まで含まれます。このうち、主屋、長屋門、蔵等の民家建造物が最も多く14件を占め、他に神社本殿、寺院本堂、門、庫裏といった社寺建造物が11件、近代の水利施設、戦争遺産、橋梁といった近現代の建造物が6件あります。

民家は宝永4（1707）年の墨書を留める石井家住宅が市内唯一の国指定重要文化財で、18世紀初期の農家住宅としては規模が大きな民家です。小原宿本陣（県指定）は県内の街道に26軒あった本陣建物のうち、唯一残されているものです。江戸時代後期の再建と推定され、奥座敷3室をもつ本陣に適した構えを備えます。上溝亀ヶ池八幡宮旧本殿（市指定）は、棟札により文禄5（1596）年の建築で、市内で最も古い上、建築年代の判明する一間社流造の社殿としても県内最古です。近代の文化遺産は、日本初の近代水道である横浜水道の第1回拡張工事で、明治30（1897）年に完成した旧青山取水口と沈殿池（国登録）が保存されています。



図 3-1 亀ヶ池八幡宮旧本殿

②美術工芸品

美術工芸品は70件（国指定2件、県指定6件、市指定50件、市登録12件）が指定・登録されています。このうち、寺伝来の仏画や頂相（住持肖像）の絵画が6件、仏像・神像の彫刻が16件、刀剣や鰐口の工芸品が4件、寺伝来の文書が4件、考古資料が18件、板碑や墓石等の供養塔、石碑や句碑、扁額、絵図、日記などの歴史資料22件からなります。絵画、彫刻、工芸品、古文書は中世～近世、考古資料は旧石器時代～古代、歴史資料は中世～近現代にいたる文化財です。

寸沢嵐顕鏡寺の木造阿弥陀如来座像（市指定）を最古に、平安時代後期から中世にわたる仏像彫刻が津久井地域に多く残されています。加えて、名倉正念寺の熊野権現影向図などの仏教絵画、中沢普門寺や小原日天社の鰐口（県・市指定）といった梵音具など、津久井地域には中世の信仰に関わる文化財が多くみられます。無量光寺には戦国大名の小田原北条氏を中心とする中世文書群があり（市指定）、青山光明寺も関東管領扇谷上杉氏や古河公方足利氏、津久井城主内藤氏からの中世文書群が残されています（市指定）。江戸時代においては、天然理心流の免許皆伝を受けた小泉道場の神文血判帳並びに序目録（市指定）、江戸末期の最大の新田開発に関わる清兵衛新田開墾記念碑（市登録）、芭蕉句碑（市登録）など、近世農民の文化活動を語る文化財があります。

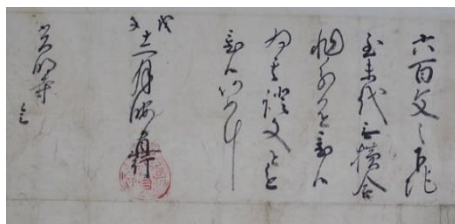


図 3-2 光明寺文書（内藤氏朱印状）

（２）民俗文化財

①有形の民俗文化財

有形の民俗文化財は27件（市指定1件、市登録26件）が指定・登録されています。村富神社には民俗芸能としての獅子舞は途絶えています。文化3（1806）年の墨書記銘を留める三匹獅子舞の獅子頭（市指定）が残されています。

ほかは全て石造物で、江戸時代後期に各地で念仏を広めた浄土宗の僧徳本による六字名号（南無阿弥陀仏）を刻んだ徳本念仏塔（市登録）が市内各所に建立されており、24件を占めます。地域の念仏講や生活史を知る上で貴重です。他に梅宗寺の百観音（市登録）、久保沢観音堂の百体観音（市登録）があり、江戸時代の観音霊場を巡礼する信仰を語る文化財です。



図 3-3 相原正泉寺の徳本念仏塔

②無形の民俗文化財

無形の民俗文化財は9件（県指定3件、市指定2件、市登録4件）が指定・登録されています。このうち、獅子舞が4件、神社行事が1件、年中行事の大風揚げが1件、農村の仕事唄が2件、村歌舞伎1件からなります。

一人立ち三匹獅子舞は南東北から関東に広がる獅子舞で、その南限とされる本市域には4件が継承されており、県内の中でも多く特徴的です。相模原地域の下九沢御嶽神社、大島諏訪明神、田名八幡宮と津久井地域の鳥屋諏訪神社の夏の例祭に奉納されています（田名が市登録、ほかは県指定）。その他、田名八幡宮では毎年1月6日にその年の豊凶を占う歩射行事「的祭」が継承されています



図 3-4 鳥屋の獅子舞

（市指定）。ほかに、上溝のぼうち唄や大沼の土窯つき唄といった、市域では数少ない仕事唄や、明治から昭和にかけて藤野の山村で興行されていた藤野の村歌舞伎が市登録無形民俗文化財に登録されています。

（３）記念物

①遺跡

遺跡（史跡）は27件（国指定4件、市指定6件、市登録17件）が指定・登録されています。このうち、旧石器時代2件、縄文時代3件、古墳時代の古墳2件が発掘調査によるものであり、その他の江戸時代以降の寺社境内や墓地、塚、ヤツボ、伝承地などからなります。相模川流域沿いに旧石器時代で国内最古の建物跡が発見された田名向原遺跡や県内で縄文時代の史跡指定第一号となる寸沢嵐石器時代遺跡、縄文時代の集落跡である川尻石器時代遺跡、勝坂遺跡が国史跡に指定されています。戦

前指定の寸沢嵐石器時代遺跡や川尻石器時代遺跡は、その調査から保存そして活用にかけて地元住民の尽力が大きく、寸沢嵐石器時代遺跡では指定2年後の昭和7（1932）年に遺構覆い屋施設である六角堂や御影石製の石柱が建立されており、現在も残されています。戦前の整備の歴史を語る上でも貴重です。



図 3-5 寸沢嵐石器時代遺跡
敷石住居跡

市指定には当麻東原古墳や当麻谷原古墳（1号墳）のほか、一遍上人ゆかりの無量光寺境内及び笈退の遺跡、近世淵野辺村の領主であった龍像寺の岡野氏墓地、近代測量発祥の地である相模野基線北端点が指定されています。市登録には相模野台地の地質の特性によって形成された湧水や宙水を舞台背景として生まれた照手姫伝説伝承地やでいらぼっち伝説伝承地、段丘崖の湧水を溜め池状にして地域の人々の水場として利用された大島地区の「ヤツボ」などが登録されています。

②名勝地

名勝地は市登録の1件のみです。昭和13～14（1938～1939）年にかけて当時の大野村に移転してきた旧陸軍通信学校の将校集会所の前庭として作庭されたフランス式庭園です（相模女子大学構内）。将校集会所の付帯施設として造園され、軍都として開発された相模原の歴史を語る近代の文化遺産です。



図 3-6 旧陸軍通信学校フランス式
庭園

③動物・植物・地質鉱物

天然記念物として14件が指定・登録されており、このうち、動物が7件（国指定4件、県指定2件、市登録1件）、植物が6件（県指定3件、市指定1件、市登録2件）からなり、地質鉱物の文化財指定等はありません。津久井地域ではカモシカやヤマネ（国指定）が生息し、特に藤野地区はキマダラルリツバメ・ギフチョウとその生息地、カタクリの自生地が保護されており（県指定）、県



図 3-7 ギフチョウとその生息地

内でも貴重な動植物の宝庫です。市域の原植生であるシイ・カシ林のうち、巨樹である城山のウラジログシ（市指定）やシラカシを中心とした勝坂の照葉樹林（市登録）、その麓の湧水に生息する勝坂のホトケドジョウ（市登録）が保護されています。

2. 未指定文化財

これまでの市史・町史編さん事業による調査や、各種文化財の網羅的調査、博物館建設準備に向けた調査、『津久井郡文化財』刊行による調査等の成果により、令和7(2025)年3月現在、市域で把握された未指定文化財は10万件以上にのぼります(表3-2)。文化財の類型別にみると、有形文化財の建造物1,192件、美術工芸品99,778件、民俗文化財のうち、有形の民俗文化財13,947件、無形の民俗文化財716件、記念物のうち、遺跡545件、名勝9件、天然記念物13件、文化的景観2件、伝統的建造物群1件からなります。このうち、有形文化財の美術工芸品が99,778件と最も多く、次いで民俗文化財14,663件、建造物1,192件、記念物567件となります。

表3-2 未指定文化財の集計表

種類	種別		地域					計
			旧相模原市	旧城山町	旧津久井町	旧相模湖町	旧藤野町	
有形文化財	建造物		428	71	410	92	191	1,192
	美術工芸品	絵画	57	7	565	20	35	684
		工芸品	202	8	29	14	21	274
		古文書	20,096	821	2,090	26	693	23,726
		書跡・典籍	30	1	6	2	2	41
		彫刻	411	74	1,170	99	265	2,019
		考古資料	39,150	496	22,240	0	443	62,329
		歴史資料	8,001	1,325	685	83	611	10,705
無形文化財		0	0	0	0	0	0	
民俗文化財	有形の民俗文化財		12,089	514	892	219	233	13,947
	無形の民俗文化財		238	68	82	195	133	716
記念物	遺跡		245	60	118	48	74	545
	名勝地		3	1	0	3	2	9
	動物・植物・地質鉱物		7	1	4	0	1	13
文化的景観		0	1	0	0	1	2	
伝統的建造物群		0	0	0	1	0	1	
計		80,957	3,448	28,291	802	2,705	116,203	

※遺跡は法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地をカウント

（１）有形文化財

①建造物

建造物は1,192件確認されています。都市部である相模原地域は、平成2（1990）年に把握されていた近世から近代にかけての民家は急速に減少していますが、対して開発が緩やかな津久井地域には、より多くの民家が把握されています。社寺建築においては、細部の意匠に優れた近世の本殿や本堂のほか、近世に遡る数少ない開山堂や庫裏など貴重な建造物も残っています。また、近代遺産である横浜水道の建物や隧道、沈殿池などのほか、戦争の歴史を語る旧軍施設、畑地灌漑や橋梁等の近現代土木遺産も多く確認できます。



図 3-8 横浜水道 川尻隧道下口

②美術工芸品

美術工芸品は99,778件確認されています。近年刊行された『相模原市史』と『津久井町史』文化遺産編の編さん事業に伴い、社寺所蔵品の網羅的な調査が行われ、神像・仏像彫刻、仏具などの工芸品、絵馬、絵画、書跡の多くが把握されました。その他、近世農民の暮らしや出来事を物語る地方文書などの膨大な歴史資料が把握されています。近年の発掘調査による新発見資料や博物館に寄贈・寄託される人文系資料も随時確認されています。

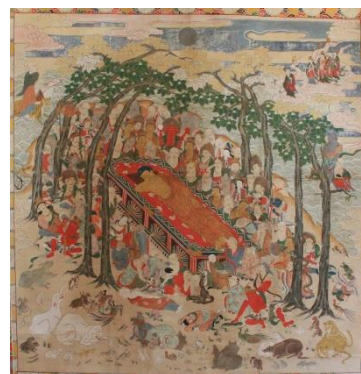


図 3-9 功雲寺の涅槃図

（２）民俗文化財

①有形の民俗文化財

有形の民俗文化財は13,947件確認されています。これまでに把握されていなかったものに、夏祭りに巡行される神輿や祭囃子の舞台でもある山車、山車人形があり、中には江戸時代や明治時代に遡るものもあります。ほかに無形の民俗文化財（民俗芸能）として指定されている獅子舞の獅子頭や太鼓なども、墨書記銘から江戸時代に遡るものも把握されています。その他、近世領主の石碑や道標といった石造物が多数確認されています。また、博物館には養蚕道具や農機具、鍛冶道具などの諸職の諸道具のほか、さまざまな生活道具が民俗資料として保管されています。



図 3-10 農具（博物館常設展）

②無形の民俗文化財

無形の民俗文化財は 716 件確認されています。近年、相模原市地域文化財活用実行委員会を組織し、文化庁の地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業に取り組むことで、市内の多くの祭囃子団体が本事業を用具修理に活用し、祭囃子の把握が進んでいます。また、上矢部御嶽神社の湯立神事や無量光寺の開山忌法要における双盤念仏、功雲寺の道了祭など、これまでの調査で特徴的な伝統行事が把握されています。



図 3-11 上溝夏祭り

(3) 記念物

①遺跡

市内には 545 か所の埋蔵文化財包蔵地が登録されており、その面積の合計は約 23 km²を測り、市域 328.91 km²に対して 7 %程の範囲を占めます。その多くは河川沿いに分布しています。その他、埋蔵文化財包蔵地の扱いとは別に、近世以降のより新しい時代の遺跡も確認されます。牧野には神原家住宅長屋門が江戸時代の長屋門として国登録有形文化財になっていますが、江戸時代後期に編さんされた『新編相模国風土記稿』には駿河の戦国大名今川義元の家臣であったことなどの来歴が記されるとともに、土塁に囲われた屋敷図が載せられています。主屋は現存していませんが、当時の情景を現在もよく留めています。

向原^{むかいはら}から大島の段丘崖に走る切通しの道は、横浜水道の水道管を配管した道で、地元では運搬にトロッコが使用されていたことから、「トロッコ道」と呼ばれています。切通しの崖地には石垣も残っており、近代水道を構成する遺跡です。段丘崖の湧水を利用したものとし、大島から田名地区に分布する「ヤツボ」や、上溝^{かみま}から当麻^{あた}に見られるワサビ田の跡があります。段丘崖に露出する中津層群塩田層から石材採掘された塩田石^{しおだいし}の石切り場、津久井地域に残る炭焼き窯の跡なども、地域の特色があります。

②名勝地

名勝地は 9 件確認されています。かながわの景勝 50 選に、相模川にかかる小倉橋^{おぐらばし}周辺や津久井湖の南側に聳える城山^{しろやま}、広く平坦な山頂の山体をなす陣馬山、無量光寺の境内が選ばれています。その他、津久井地域には鑑賞に優れた溪谷や滝などが見られます。

③動物・植物・地質鉱物

天然記念物は13件確認されています。このうち動物が2件、植物が4件、地質鉱物が7件あります。塩田の石切り場跡は、相模野台地の基盤にもなる約200万年前の中津層群塩田層で、^{しもみぞ}下溝では^{はと}鳩川の河床に確認されます。また、津久井地域においては、博物館を主体に調査が進められており、津久井地域の特徴的な植物群落などが把握されています。



図 3-12 塩田の石切り場跡の
中津層群塩田層

（４）文化的景観

文化的景観は2件確認されています。神奈川県では、里地里山の保全、再生及び活用を進めるため、神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例（平成19年神奈川県条例第61号）を平成20（2008）年4月に施行しました。この条例に基づき、本市内では現在、^{こまつ}小松・^{じょうほく}城北と篠原の里が、里地里山保全等活動区域に指定されています。小松・城北は境川の上流域に位置し、北、西、南の三方を山に囲まれた市内でも有



図 3-13 小松・城北の里地里山の景観

数の規模の谷戸からなる地域です。篠原は^{いしざれやま}石砂山などの山々に囲まれた植生豊かな自然が残されている地域です。いずれも里山の文化的景観が保全されています。

（５）伝統的建造物群

伝統的建造物群は1件確認されています。江戸時代に甲州街道の宿場として設けられた小原宿は、本陣建物が残っています。明治28（1895）年の大火で本陣は延焼を免れましたが、宿の多くの民家が焼失しました。その後の民家建築で、近代の建物が主となりますが、現在も宿場としての景観を残しており、本市の景観計画では景観形成重点地区の候補地区としています。



図 3-14 本陣のまわりに町並みが残っている

3. その他の歴史的・文化的所産

①歴史的地名

旧自治体単位で地名調査が行われています。地名には、野部氏の「矢部」など中世に台頭する横山党武士団が名乗ったものや、「根小屋」や「御屋敷」など過去の土地利用に関わるものなど、地名から地域の歴史をなぞれるものもあります。また、鎌倉幕府御家人の和田義盛の伝承を付加した「和田坂」や「藤橋」、戦国時代の合戦を背景とした「信玄道」や「首洗い池」、江戸時代の信仰の隆盛を語る「当麻山道」や「大山道」、人々と物の往来を語る「津久井道」や「八王子道」、民間伝承を語る「ひの坂」や「美女谷」、近代水道の敷設にちなんだ「トロッコ道」や「水道橋」など、道や坂、橋のほか、川や池、沼、崖の地名にも地域に語り継がれる様々な歴史文化の一部が構成されており、そこに有形・無形の文化財が付随することもあります。



図 3-15 寸沢嵐の首洗い池

②昔話・伝説・伝承

各地域で人から人へ語り伝えられてきた昔話（民話）、伝説、伝承は、相模原地域では郷土史家の座間美都治によって地区ごとにまとめられており、65 話が紹介されています。塚、石造物、お堂、地名、石などの由来や、白蛇、狐、狸、狼などの動物に関連した話、淵辺義博、一遍上人などの歴史的人物に絡めた伝説、小栗半官・照手姫の伝説、祟りや怪談など様々な話が伝わっています。津久井地域では『相模湖町史』民俗編に伝承としてまとめられているほか、藤野の山間部には古事記のヤマトタケルの東征伝承が知られています。



図 3-16 田名のばんばあ石とじんじい石

③歴史的人物

市域での関わりをもち、歴史上登場する人物には、中世では当麻太郎、淵辺義博、内藤左近将監などの武将、当麻三人衆、江成筑後守などの名主、一遍上人、他阿真教、夢窓国師などの僧侶、近世では内藤清成、青山忠成、守屋佐太夫、江川英龍などの領主・代官、徳本上人、南山古梁などの僧侶、相模屋助右衛門などの商人、原清兵衛、小泉茂兵衛などの名主のほか、文化人や医師などが活躍しています。近代では、又野に生まれて青年期を過ごし、後に「憲政の神」、「議会政治の父」と称された政治家の尾崎行雄のほか、地域では明治から昭和にかけて 78 年間もの日々の出来事をつづった『相澤日記』（市指定）の相澤菊太郎氏がいます。こうした歴史的人物に関連した文化財も多く残されており、特徴的な歴史文化を形成しています。

第2節 相模原市の歴史文化の特性

最終氷期のグローバルな気候変動は、相模川の河床と流路を変更させ、富士山の高頻度による火山活動によって火山灰が降り注ぎ、悠久の時を経て、幾段にもなる河成段丘を形成しました。それが、広大で平坦な相模野台地であり、奥深い山間部を河川に沿って回廊状につなげる台地であり、相模原の歴史文化が織りなされる先人たちの歴史舞台となりました。ここでは、本市の文化財の特徴と地理的・歴史的背景を踏まえて、本市固有の歴史文化にまつわる地域的な特性を示します。

1. 山の歴史文化

豊かな自然が広がる津久井地域の山間部は、鎌倉時代以来、都市に近い山林資源の供給地として重視され、それにより独自の仏教文化も広がり、甲斐国との境であり交通の要衝でもあることから津久井城や近世陣屋による政治の中枢も置かれ、これらが一体となって「山の歴史文化」が育まれています。

津久井地域は、中世には「奥三保」や「津久井領」とよばれ、円覚寺（鎌倉市）の法堂建立や中世小田原城の建設などで重要な木材供給地としての役割を果たしてきました。中世の仏教文化も色濃く残り、地域色の強い石造文化圏を形成しています。隣国甲斐国との境目で城として津久井城も築かれ、近世の徳川政権下では根小屋に陣屋も置かれ、政治的にも重要な地域でありました。江戸時代に幕府が直轄支配した「御林」として手厚く統制・管理され、代官江川英龍にちなむ「江川ヒノキ」（市登録）の植林など、今日の豊かな山林資源の継承につながっています。また、この土地に長らく大規模な開発が入らなかったことが、貴重な天然記念物や自然環境、眺望景観、山に抱かれた谷戸や里山の文化的景観の保存を可能にしています。

都市に近接した津久井地域は、このような山の歴史文化を身近に触れることのできる場所として、都市住民を引き付ける大きな魅力となっています。

2. 台地の歴史文化

相模原地域の広大な相模野台地は、台地に人類が足を踏み入れて以来、河川沿いを中心に暮らしの拠点をおきつつも、台地上でその時代時代に求められる開発が繰り返された重層性によって「台地の歴史文化」が育まれています。

国内最古の建物跡が発見された田名向原遺跡は、最終氷期における狩猟対象となる動物資源を開発した結果であり、縄文時代の勝坂遺跡は集落周辺の自然環境をクリ林などに改変（開発）し、集落が数百年も維持されました。古墳時代には相模川左岸に広がる沖積低地を水田地帯とした開発した可能性が高く、その高台となる台地上に東原古墳や谷原古墳群など多くの古墳と集落が形成されます。古代には境川左岸の多摩丘陵で焼き物（須恵器、瓦）や木器など手工業生産の開発を手掛けた人々が、境川右岸の広大な台地上で相原遺跡群や橋本遺跡、矢掛・久保遺跡などの古代集落を営みます。中

世には境川右岸に上矢部の土塁、相模川左岸に磯部の土塁が残り、居館が築かれて周辺領地が開発されます。江戸時代には手つかずの広大な原野の「新田開発」(畑地開墾、植林)が進み、清兵衛新田は相模国における江戸時代最後にして最大の新田開発となります。

近代に入ると「相模原開田開発計画」が叫ばれ、昭和12(1937)年以降には首都近郊の広大な相模野台地に陸軍施設が立て続けに移転し、軍都として国内最大の区画整理事業による市街地整備が進められ、今日の都市形成の礎となりました。

このように台地の歴史文化は、本市の人類史以来の人々の多様な開発の積み重なりにより、様々な記念物や建造物、土木遺産、文物が残り、そこに暮らす人々によって伝統行事や民俗芸能が継承されるなど、重層的な開発の記憶を物語っています。

3. 水の歴史文化

本市には市域を貫流する相模川をはじめとする河川のほか、津久井地域の山間部に相模湖や津久井湖などの湖、相模原地域の相模野台地には多くの湧水や宙水が分布し、これらの水源が時代を通して人々の生活を支え、様々な文化財が残され、「水の歴史文化」を育んできました。

河川沿いには500か所以上の遺跡が分布し、主に旧石器時代から平安時代までの水を確保した生活の痕跡が確認できます。豊富な湧水が鳩川へと注ぐ勝坂の有鹿谷では、古墳時代に水辺の祭祀が繰り返され、特殊な祭祀遺物が多量に出土しています。段丘崖裾から湧出する湧水地点を石積みで囲った「ヤツボ」は、近世以降に暮らす人々の貴重な水場として利用され、水神が祀られて大切にされてきました。宙水を起源とする沼地や窪地には、「でいらぼっち伝説」が地域で言い伝わっています。

近代には、旧三井村から横浜まで導水する日本初の近代水道・横浜水道が明治20(1887)年に敷設され、近代の文化遺産として青山の取水口やと沈殿池、水道神社のほか、青山隧道、城山隧道、川尻隧道などレンガ積みの隧道が残されています。さらに、昭和13(1938)年から始まる相模川河水統制事業は当時国内最大の水利事業で、昭和22(1947)年に国内では戦後初の完成となる相模湖相模ダムをはじめ、水道、工業用水、治水、発電に係る様々な施設がつけられました。また、戦後の食糧難を打開すべく、国内初の大規模な畑地灌漑事業が相模野台地で進められ、虹吹分水池や東西幹線・支線の灌漑用水路が整備されました。

豊富な水資源は、先史時代から現代まで人々の生活を支える恵の水をもたらし、その恵みに感謝の祈りを捧げます。近代においては国内初の近代水道から国内最大の水利事業へと発展し、特徴的な近代の文化遺産が生まれました。このように、市内には水に関わる文化財を広域に見ることができます。

4. 祈りと交流の歴史文化

時宗開祖の一遍上人により開かれた無量光寺、津久井山間部に中世から浸透する仏教信仰の広がり、これらは、当麻山道や八王子道、津久井道、甲州街道を伝って信仰と交流が拡大し、「祈りと交流の歴史文化」が育まれてきました。

本市域において、古代には既に都とのつながりが存在し、仏教文化が伝来していたと考えられ、古代集落からは様々な仏教遺物の出土を見ることができます。中世には特に津久井地域に仏教信仰が広まり、仏像彫刻、鰐口、仏画など多くの文化財が残されています。相模原地域では相模川渡河点の街道筋に、時宗の根本道場である無量光寺が開かれ、山門などの寺院建造物や宝篋印塔、五輪塔、板碑といった多くの中世供養塔、彫刻が所在しています。国境付近となる境目の地にあつては、敵に備えるための中世武士団の居館や津久井領を治める津久井城などの城郭が築かれるようになります。室町時代には武蔵方面への起点となる当麻に關所がおかれ、さらには近世に甲州道中（甲州街道）が整備され、小原宿、与瀬宿、吉野宿、関野宿が設けられました。これら、人々の交流が拡大したことが、地域の歴史文化に大きな影響を与えました。

このように、本市域は今日まで関東周辺と各地を結ぶ交通の要衝であり、人々の往来や信仰の普及によって生まれた祈りと交流の歴史文化を見ることができます。

5. 相模原市の歴史文化の特性

本市の歴史文化は、市域西半の津久井山間部と市域東半の相模野台地という両極端の地形景観に相模川が貫流し、それぞれの環境の中で環境に適した特異な歴史文化を紡ぎ、また、時にそれらが一体となった歴史文化を築いてきました。山間部と台地、愛甲郡と高座郡、津久井領と東郡、山村文化と農村文化、山林資源と土地開発、自然と都市のような「両極」性がある一方で、関東平野への玄関口としての人々の往来と文化の交流、祈りの文化の広がり、日本初の近代水道や近代測量、相模川河水統制事業から相模原開発畑地灌漑事業にみる広域的なつながりといった「一体」性もあります。山の歴史文化、台地の歴史文化、水の歴史文化、そして祈りと交流の歴史文化にみる「両極」と「一体」の複合性が、本市の歴史文化の特徴といえます。



図 3-17 相模原市の歴史文化の特性 概念図

第4章 文化財の保存・活用に関する将来像と基本方針

第1節 文化財の保存・活用に関する取組状況

1. 文化財の指定・登録と保存・活用の取組

平成 18・19（2006・2007）年の旧相模原市と旧津久井 4 町との市町合併以前においては、旧市町の文化財保護条例に基づき、文化財の指定等がされていました。旧相模原市においては、平成 12（2000）年にそれまでの相模原市文化財保護条例を全部改正し、新たに本条例を施行し、文化財の指定制度のほかに全文化財類型にわたる登録制度を導入しています。合併後は各町の条例は指定文化財の経過措置をとりつつ廃止し、本条例を適用させています。各町の指定文化財は、本条例及び本市の指定・登録基準に合わせて、新たに市の文化財として指定もしくは登録をしています。

市の文化財に指定・登録された後、広く市民に知っていただけるよう、文化財説明板の設置や加除式の文化財リーフレットの発行、市ホームページでの文化財の紹介を行っています。文化財所有者等に対しては、文化財を適切に維持管理していくための支援として、毎年定額による管理奨励金を交付しています。また、本条例により、指定文化財の保存修理と活用及び登録文化財の活用を対象とした補助制度があります。

国の指定・登録及び県の指定文化財についても、その価値に応じて新たに指定等の取組を進めています。



図 4-1 文化財説明板

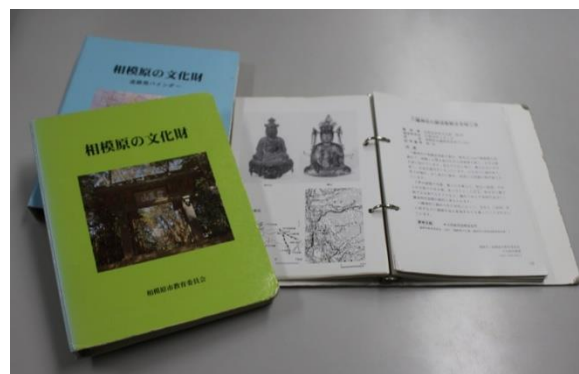


図 4-2 文化財リーフレット

2. 文化財の保存修理と展示・公開施設の整備

本市の文化財公開施設として、国指定史跡では史跡田名向原遺跡公園及び旧石器時代学習館（旧石器ハテナ館）、史跡勝坂遺跡公園として史跡整備をしています。戦前の史跡整備では、寸沢嵐石器時代遺跡が縄文時代の敷石住居跡の露出展示による覆い屋施設として六角堂を建て、御影石の史跡標柱が建立されています。他に、市指定史跡の当麻東原古墳が街区公園に公園施設として復元整備、当麻谷原古墳（1 号墳）が相模原ポンプ場内に現状保存により復元整備がされています。

文化財建造物では県指定の旧青柳寺庫裏を解体・部材保管の後、相模川自然の村公園の整備と合わせて移築復元し、古民家園として公開しています。旧所有者から保存・活用のために寄贈していただいたものに、小原宿本陣（県指定）や旧中村家住宅（国登録）、吉野宿ふじや（市登録）、旧笹野家住宅（国登録）があり、前3件は公開施設として活用しています。旧笹野家住宅は主屋と長屋門があり、公開施設にいたっていませんが、小規模修理をしつつ、地域の団体と協働して維持管理や資料整理など、公開活用に向けた取組を進めています。

その他、民俗文化財では江戸時代の天保年間（1830～1844年）から行われてきたと伝えられている相模の大風揚げ文化（市指定）の保存・継承を図ることを主な目的に、大風センターが建設され、大風揚げ文化の展示と風づくり等の体験教室の場として市民に利用されています。相模川ふれあい科学館アクアリウムさがみはらでは、相模川の流域で変わる在来淡水生物や環境を再現した展示をしています。相模原市立博物館では人文・自然・天文の総合博物館として資料の収集保存、調査研究、展示・教育普及が行われています。



図 4-3 旧青柳庫裏の屋根葺き替え修理



図 4-4 大風センター内に大風



図 4-5 相模川ふれあい科学館アクアリウムさがみはらの飼育展示

3. さがみはら地域遺産の保存・活用と市民協働

市と市民とによるパートナーシップによる文化財保護を目的に、文化財ボランティアである文化財調査・普及員の登録制度を平成 16（2004）年から導入しています。文化財調査・普及員（以下「普及員」という。）は 60 名前後が登録しており、民俗芸能大会などの文化財事業にスタッフとして参加するほか、地域班に分かれて定期的な文化財パトロールを実施しています。他に専門分野別に古道班や考古班などがあり、普及員相互の学習会やフィールド調査、資料整理を行っており、日頃の調査成果や文化財の普及を目的に機関紙『さねさし』の執筆・編集・発行を行っています。普及員有志により古民家園、史跡田名向原遺跡公園、史跡勝坂遺跡公園の各文化財公開施設に実行委員会を組織し、ガイドボランティアや普及事業の企画・開催、古民家園の燻蒸などに

取り組むほか、地域とも連携して旧石器ハテナ館まつりや勝坂遺跡縄文まつりを開催しています。平成22(2010)年からは津久井城跡の市民協働調査を開始しています。この市民協働調査は、教育委員会文化財課、市立博物館、津久井城跡がある県立津久井湖城山公園の指定管理者と文化財ボランティア(普及員)、博物館ボランティア、公園ボランティアの有志で組織し、学習会・研修会を行い、年間を通じて人材育成と市民協働による調査、その成果の公開活用に取り組んでいます。



図4-6 勝坂遺跡縄文まつり

また、本市には多様な管理者により様々な文化財関連施設があります。市立博物館、市立公民館32館、市立図書館3館の社会教育施設や、尾崎罌堂記念館、吉野宿ふじや、県立津久井湖城山公園、相模川ふれあい科学館アクアリウムさがみはらなどで、それぞれの施設の目的に応じて文化財や歴史文化に関する様々なイベント、講座・講演会、体験教室、展示会などが取り組まれています。市民や市民団体による日頃の調査・研究の発表機会として、相模原市文化財展、博物館学びの収穫祭、各公民館まつりなどが市民協働で開催されています。

民俗芸能の市民への披露の機会として、各保存会からなる相模原市民俗芸能保存協会と連携し、民俗芸能大会を毎年開催しています。こうした事業を介して、日頃の民俗芸能の継承や普及に寄与しています。

地域においては、本市の協働事業提案制度や地域活性化事業交付金制度により、地域の多様な団体等が自らの企画等により、市民と行政が手を取り合ってまちづくりや地域活性化が図られています。これらの制度は文化財に特化したものではありませんが、事業によっては地域遺産の掘り起こしとガイドマップづくり、説明板の設置、探訪事業の開催など、地域の市民団体主導で文化財保存活用の取組もみられます。

4. 文化財の防災

有形の指定・登録文化財に対して、市で消火器の設置と点検を行い、所有者等との連携を図っています。また、毎年1月26日の「文化財防火デー」に合わせて、消防署、文化財所有者等と連携した消防訓練や予防査察を実施しています。博物館等の展示・収蔵施設でも施設に応じた防災訓練を行い、防災意識の向上を図るとともに有事に備えています。



図4-7 文化財防火デーの消防訓練

第2節 文化財の保存・活用に関する将来像

本市の文化財の特色は、川と台地と山がおりなす風土を背景に、地域の人々の暮らしの中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきたものであり、地域の歴史や文化とのつながりの中で、多様な文化財が相互に関連して地域に根付いて存在しているものです。そうした文化財が置かれている自然環境や周囲の景観、文化財を支える人々の活動、維持・継承していくための技術、文化財に関する歴史資料や伝承等とも一体となって、本市の特色ある歴史文化が形成されています。文化財とそれを取り巻く歴史文化に触れることで、多くの人はそこに思いを馳せ、魅力を感じ、感動を覚え、もしくは発見や気づきを体験し、地域の誇りや愛着を抱き、豊かな市民文化を創造することにつながります。かけがえのない文化財を守り、活かし、次世代へとつないでいくことは、過去・現在・未来の豊かな市民文化の創造をつないでいくことにもなります。

本市の文化財を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少へと社会が変化していく中で、文化財の担い手不足に陥るという大きな課題に直面しています。これによる文化財の滅失・散逸等を防ぐため、本市の文化財全体の様々な事柄を確認し、文化財所有者・管理者のみならず、市や市民、団体、専門家など多様な主体と手を取り合い、地域全体で文化財を保存・活用していくための取組や仕組みづくりが、本計画作成の大きな目的です。地域に根付いて存在している文化財の保存・活用は、本市の総合計画に掲げる将来像「潤いと活力に満ち 笑顔と希望があふれるまち さがみはら」の実現に向けた基本姿勢である「協働によるまちづくり」により進めることが重要です。その根幹となるのが、シビックプライドの醸成であり、文化財を核としたまちづくりとして、様々な人が文化財の保存・活用に自ら関わり、地域全体が文化財の担い手となる社会の実現に向けた視点をもつことが大切です。そこには一人一人のウェルビーイングの向上が深く関わります。

近年、社会環境の急激な変化が引き起こす様々な課題に対して、経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいをつめるウェルビーイングの考え方が重視されています。ウェルビーイングは、個人の「心の充足」や「生きがい」を感じる状態が持続していることを指しますが、個人のウェルビーイングの深化は、個人のみならず個人を取り巻く「場」が持続的によい状態であることも含めた包括的な概念とされています。一人一人の住む地域で、文化財を取り巻く環境がどのようにすれば「良い状態」でいられるのかについて考えること、これこそがウェルビーイングであり、大きな課題に直面しているこれからの文化財の保存・活用において重要な視点となります。

これらを踏まえ、本市が目指す文化財の保存・活用に関する将来像を次のとおり定めます。

【相模原市の文化財の保存・活用に関する将来像】

みんなでつなぐ さがみはらの歴史文化と豊かな市民文化の創造

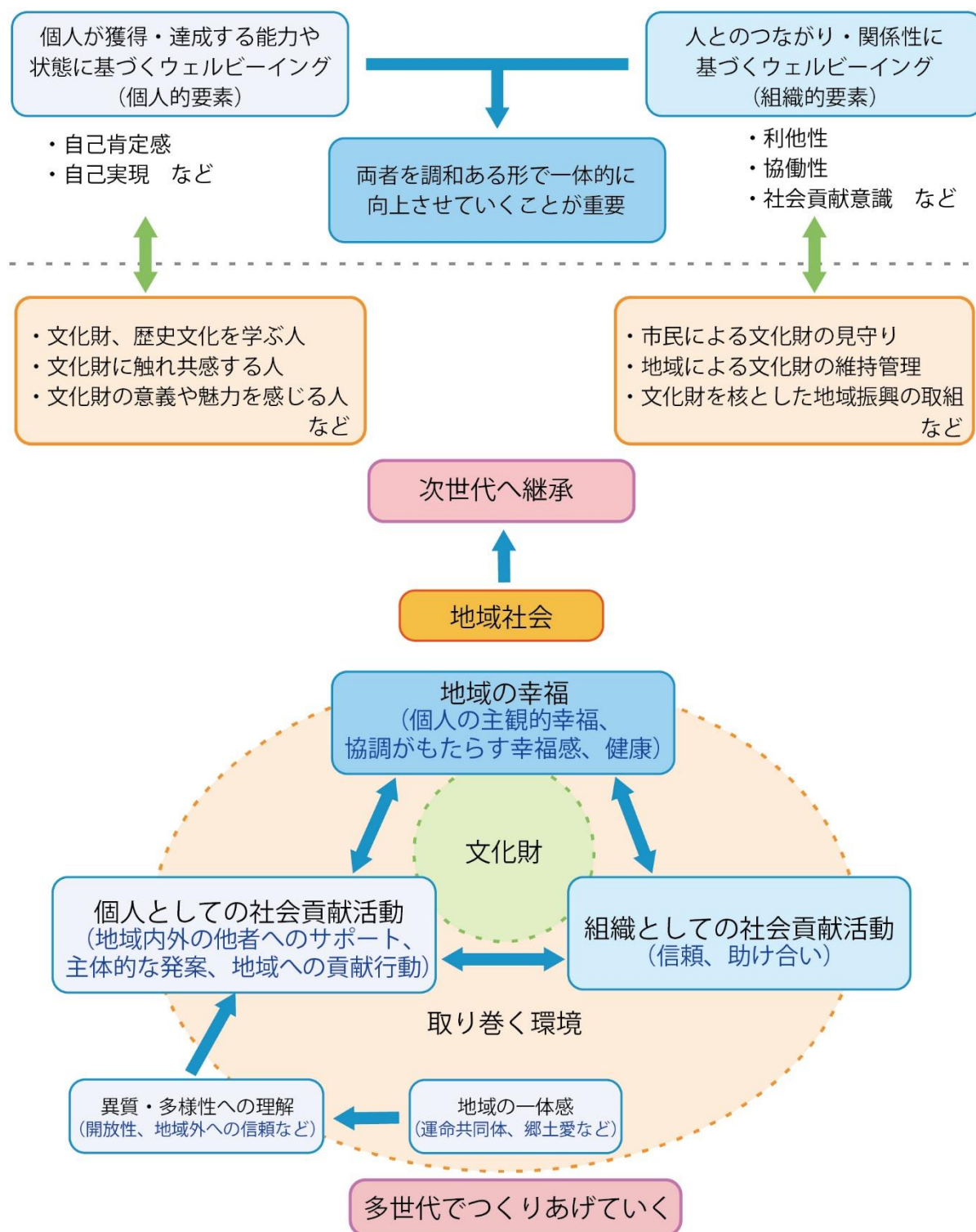


図 4-8 ウェルビーイングと文化財関係図
（※文部科学省・中央教育審議会資料を一部改変して作成）

第3節 文化財の保存・活用に関する目指すべき方向性

本計画では第1節で掲げた将来像「みんなでつなぐ さがみはらの歴史文化と豊かな市民文化の創造」を実現するための取組を検討します。取組の検討に際して、さがみはら地域遺産の課題と方針を、「発見・発信」「保存」「活用」「守り活かす体制づくり」の4つの視点から整理しました。さがみはら地域遺産を保存・活用し、将来像を実現するための目指すべき方向性、基本的な考え方は次のとおりです。

表 4-1 将来像の実現のための視点と視点に基づく区分

視 点	視点に紐づく区分
I さがみはら地域遺産の発見・発信 さがみはら地域遺産の保存・活用を進めるためには、まず対象となる地域遺産を的確に知ることが必要となります。市域に存在するさがみはら地域遺産をあたためて見いだし、「調べる」ことにより、その価値を知ることから始めなければなりません。 見いだしたさがみはら地域遺産を、地域住民をはじめ多くの人が知ることができる環境を整えます。多様な媒体や学習機会を通じて幅広く「伝える」ことにより、地域住民の地域遺産への認知度の向上を目指します。	1. 調べる 2. 伝える
II さがみはら地域遺産の保存 さがみはら地域遺産は、大切に継承されてきた地域の宝です。これは、一度失うと二度と取り戻すことのできない市民の財産です。このかけがえのない財産を活用するためには、さがみはら地域遺産を確実に後世へ「守り続ける」ことが重要です。 さがみはら地域遺産を「守り続ける」ためには、対象を日常的に守る体制をつくり、災害や犯罪などのリスクに「備える」ための取組を推進していく必要があります。	3. 守り続ける 4. 備える
III さがみはら地域遺産の活用 さがみはら地域遺産を未来につないでいくためには、ただそこにあるだけでなく、今の社会において価値のあるものとして存在していることが重要です。多方面での活用により、様々な波及効果を生み出すことで多様な価値が生まれます。さがみはら地域遺産が地域住民にかけがえのないものになるよう、活用を通して育てることが大切です。 そのために、文化財の保存を前提にその価値に触れ、積極的に公開活用することで、文化財を核とした地域振興や観光振興に活用することや、学校教育における郷土学習や民俗芸能等の体験学習により、本物に触れて深い学びにつなげるなど、多様な取組によりさがみはら地域遺産を「活かす」ことを目指します。	5. 活かす
IV さがみはら地域遺産を守り活かす体制づくり さがみはら地域遺産の保存・活用を確実に実施するためには、それを担う人材を確保し、育て、推進していくための体制づくりが不可欠です。 これまで地域遺産の保存の中心となってきた所有者、管理者や行政機関だけでなく、伝統芸能などの担い手である市民も含め幅広い主体の参加のもと、支える人々を育てる「人づくり」を進めます。 さらに、これまで個別に実施されてきた教育や観光産業などとの連携を強化・体系化して、幅広く持続可能な「体制づくり」の構築を目指します。	6. 人づくり 7. 体制づくり

第4節 文化財の保存・活用に関する課題

1. 調べる

(1) 文化財を確認する調査が必要

- ・旧相模原市域での『相模原市史』や旧津久井町域の『津久井町史』では文化遺産編が刊行され、編さん事業に伴う調査で文化財の把握がされていますが、旧城山町・相模湖町・藤野町域はまとまっておらず、文化財の把握調査の精度に偏りがあり、市域全体として不十分です。
- ・相模原地域における博物館準備調査や、津久井地域における『津久井郡文化財』の調査で把握された文化財は、調査後からかなりの年数が経過しており、現状調査が必要です。

(2) 文化財の価値を知る調査・研究が必要

- ・過去に調査されたものも含め、文化財の評価や地域の歴史文化の掘り下げのための詳細調査と研究が十分ではありません。
- ・少子高齢化や人口減少により継承が危ぶまれている伝統行事、民俗芸能等の継続的な記録作成や、なくなりつつある近代の文化遺産などの詳細調査とその価値を明らかにする研究が必要です。

2. 伝える

(1) 文化財の情報発信が不十分

- ・市民や市外に対して本市内の文化財の認知度が低く、その価値や魅力を知ることのできるコンテンツを展開するためにも、調査成果を一元的に管理し、文化財の情報をわかりやすく、多様な媒体を通して情報発信する必要があります。

(2) 市民が歴史文化を学べる機会が不十分

- ・多くの市民の文化財への関心を高めるため、多様な主体と連携し、様々な地域や施設で文化財や歴史文化を学び、その魅力を感じることが出来る機会を積極的に展開する必要があります。
- ・公開活用されている文化財や文化財関連施設が広大な市域に点在しますが、それらの情報や調査成果を包括的に取り扱うコア施設の機能強化が必要です。

3. 守り続ける

(1) 文化財の見守りと修理が不十分

- ・文化財の指定・登録による保護措置が、類型や種別、地域による偏りがあり、指定等が進められていません。
- ・指定・登録文化財の経年劣化が生じていないか定期的に確認する必要がある、文化財建造物や美術工芸品等の有形文化財は腐朽や損傷が進んでいるものがありますが、本格的な修理ができていません。

(2) 文化財を守るための支援が必要

- ・文化財所有者等による文化財の保存管理上の金銭的負担が増加していますが、財源が十分に確保されておらず、文化財の計画的な保存修理ができていません。
- ・担い手不足などから伝統芸能の公演会や地域の伝統行事の継続的な開催が困難です。

(3) 収集保存した資料の収蔵施設が不足

- ・文化財収蔵施設や博物館収蔵庫は資料の収蔵許容量を超過しつつあり、収蔵施設によっては施設の老朽化や保管環境の状況から、資料の劣化が懸念されます。

4. 備える

(1) 文化財の防災・防犯の向上が必要

- ・文化財の防災、防犯に対する文化財所有者等や地域住民の意識が十分とは言えず、文化財を地域で守っていこうとする市民意識の向上を図る必要があります。
- ・市が所管する小原宿本陣や個人等が所有する文化財建造物の災害設備の整備の必要性が求められています。

5. 活かす

(1) 文化財を活かした取組が不十分

- ・文化財の保存を前提にその価値に触れ、積極的に公開活用することで、文化財を核とした地域振興や観光振興にも資するものですが、その取組が不十分です。
- ・歴史的・文化的な景観や自然の景勝地などを構成する景観資源を守り、市民の心に残る景観づくりに役立てる必要があります。

(2) 地域の歴史文化の学習機会が不足

- ・学校教育における郷土学習や民俗芸能等の体験学習により、本物に触れて深い学びにつなげるため、さがみはら地域遺産を活かした教育活動が円滑に行えるよう、学習支援環境を整備する必要があります。

6. 人づくり

（１）市民協働による取組が不十分

- ・ 少子高齢化や世代交代、開発の進行などによる地域の歴史文化への関心の希薄化や担い手の不足、未指定文化財等の滅失の懸念があることから、文化財の調査や保存・活用を市民協働で推進することが必要です。

（２）学芸員の人材確保・人材育成が必要

- ・ 本市の文化財の調査、保存・活用など、歴史文化に関するあらゆる事項をけん引する、学芸員の人材確保と人材育成が必要です。

7. 体制づくり

（１）みんなで守り活かす体制となる制度が必要

- ・ 文化財の保存・活用に関して、文化財所有者や地域住民、文化財関係団体、行政など、各主体だけでは解決できない課題への対応方策が必要です。

第5節 文化財の保存・活用の基本方針

これまで4つの視点から整理した課題を解決し、本計画の掲げる将来像「みんなでつなぐ さがみはらの歴史文化と豊かな市民文化の創造」を実現するために、次のように基本方針を定めました。この基本方針に基づきさがみはら地域遺産の保存・活用に取り組んでいきます。方針と視点、区分、課題の関係性は次の表のとおりです。

表 4-2 視点-区分-課題-方針の関係性

視点	区分	課題	基本方針
Ⅰ さがみはら地域遺産の発見・発信	1. 調べる	(1) 文化財を確認する調査が必要 (2) 文化財の価値を知る調査・研究が必要	(1) 文化財の新たな発見 (2) 文化財の魅力の発見
	2. 伝える	(3) 文化財の情報発信が不十分 (4) 市民が歴史文化を学べる機会が不十分	(3) 多様なコンテンツによる情報発信 (4) 市民が自由に歴史文化を学べる機会の充実化
Ⅱ さがみはら地域遺産の保存	3. 守り続ける	(5) 文化財の見守りと修理が不十分 (6) 文化財を守るための支援が必要 (7) 収集保存した資料の収蔵施設が不足	(5) 文化財の見守りと修理の推進 (6) 文化財を守るための支援 (7) 収集保存した資料を後世につなげる
	4. 備える	(8) 文化財の防災・防犯の向上が必要	(8) 災害・犯罪に対する啓発活動と備えの強化
Ⅲ さがみはら地域遺産の活用	5. 活かす	(9) 文化財を活かした取組が不十分 (10) 地域の歴史文化の学習機会が不足	(9) 文化財の積極的な活用 (10) 文化財を活用した教育活動
Ⅳ さがみはら地域遺産を守り活かす体制づくり	6. 人づくり	(11) 市民協働による取組が不十分 (12) 学芸員の人材確保・人材育成が必要	(11) 市民協働による調査・保存・活用 (12) 学芸員の人材確保・人材育成
	7. 体制づくり	(13) みんなで守り活かす体制となる制度が必要	(13) みんなで守り活かす体制整備

1. 「Ⅰ さがみはら地域遺産の発見・発信」に関わる基本方針

(1) 区分1. 調べる

①基本方針(1)文化財の新たな発見

文化財の把握調査の推進

既往調査における文化財の類型や種別、時代、地域の偏りをなくすため、専門家や地域、団体、市民等とも連携して市域全体での把握調査を推進します。

文化財の現状調査の推進

古い時期に行われた調査は、現存しているかどうかの所在確認や、今日的には評価が異なるものもあり、現状調査による見直しに努めます。

調査に基づく文化財リストの作成・更新

文化財の情報を一元的に管理できるよう、文化財リストを作成し、把握調査や現状調査の成果をもとに常時新しい情報に更新するよう努めます。

多様な主体と連携した市民協働調査の推進

専門家や文化財調査・普及員、博物館ボランティア、市民団体等と連携し、文化財調査や資料整理を市民協働で推進します。

②基本方針(2)文化財の魅力の発見

個別文化財等の詳細調査の推進

文化財の指定等に関わらず、学術的価値等の把握、記録保存等による調査・研究を進め、文化財調査報告書により調査成果の公開に努めます。特に継承が危ぶまれる無形の文化財や近代の文化遺産などを重点的に行います。

文化財を地域史に位置付けるための研究の推進

人文系・自然系に係る各分野の博物館学芸員を中心として、博物館や公文書館での資料の収集保存と調査・研究を進めていきます。

埋蔵文化財の発掘調査

開発事業等と埋蔵文化財保護との円滑な調整を図るため、取扱いを判断する事前の試掘調査や記録保存の発掘調査を実施します。未発見の遺跡を把握するため、遺跡外でも積極的な試掘調査に努めます。

(2) 区分2. 伝える

①基本方針(3)多様なコンテンツによる情報発信

文化財情報の一元的管理の推進

※Ⅱ－4－(8)と重複

文化財リストと調査成果をデータベース化し、地理情報システム(GIS)等により文化財情報を一元的に管理し、公開可能な範囲で公開に努めます。

地域遺産資料のデジタルアーカイブの推進

さがみはら地域遺産の検索・閲覧ができるようデジタルアーカイブ化し、文化財の位置情報もアーカイブ上のマップで閲覧できるよう構築していきます。

多様な媒体による文化財の情報発信の推進

本市のホームページ・SNSを通じて文化財の情報発信を行うほか、デジタルアーカイブと連携し、各所に設置した文化財説明板等に二次元コードを表示して、現地での文化財情報発信の充実化を図ります。また、各種のビッグイベントの機会を捉え、文化財PRブースによる情報発信に努めます。

歴史文化ガイドブック等の作成

各地域版の歴史文化を巡るガイドブック等を作成し、観光振興に寄与するよう歴史文化ツーリズムの促進を図ります。

②基本方針(4)市民が自由に歴史文化を学べる機会の充実化

歴史文化に関わる展示公開事業の推進

博物館、公文書館、旧石器ハテナ館等で人文系・自然系の様々な分野による歴史文化に関わる展示を企画し、市民の観賞や学習機会の提供に努めます。

テーマ設定に基づく自治体間連携による文化財普及事業の展開

甲州街道小原宿本陣を核とした街道沿いの関係自治体や、行政境となる河川沿いで一体的に歴史文化を形成する隣接自治体などと連携し、文化財普及事業を展開していきます。

社会教育施設での歴史文化に関わる普及事業の展開

市民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して歴史文化を学ぶことができるよう、博物館、公民館、図書館等で講座・講演会・体験教室・探訪などを開催していきます。

文化財公開施設での文化財普及事業の展開

旧石器ハテナ館や史跡勝坂遺跡公園、古民家園等の文化財公開施設で遺跡まつりや講座・講演会・体験教室・探訪などの普及事業を行っていきます。

博物館をコア施設とした「相模原どこでも博物館」の取組推進

博物館をコア施設とした「相模原どこでも博物館」による関連施設と市民の学習活動のネットワーク化の取組を推進します。

2. 「Ⅱ さがみはら地域遺産の保存」に関わる基本方針

(1) 区分3. 守り続ける

①基本方針(5)文化財の見守りと修理の推進

文化財の指定・登録の推進

文化財の重要性等により保存・活用の取組が必要な文化財について、国・県・市による指定や登録による保護措置を図っていきます。特に文化財指定等の偏りが顕著な自然遺産や、本市の歴史文化の特徴の一つでもある近代の文化遺産の調査を進め、その価値に応じて指定・登録による保護措置を図っていきます。

市民協働による文化財パトロールの展開

文化財調査・普及員による文化財パトロールや、しのばらギフチョウの会や佐野川キマダラルリツバメ保存会等による天然記念物の保全活動、官民合同パトロールなど、市民協働により継続的に実施していきます。

美術工芸品の保存状態の定例的確認作業の推進

信仰の対象などにより日頃公開されていない仏像彫刻や仏教絵画などは、開山忌法要等の御開帳などの特別公開に合わせて保存状態の確認に努めます。

石造物保存修理マニュアルの作成検討

軟質で風化しやすい石材を用いた石造物の経年劣化による損壊を抑えるため、文化財の材質に合わせた保存管理の好事例を調査し、地質や保存科学の専門家とも連携しながら、劣化防止の対策マニュアルの作成を検討します。

文化財の保存修理の推進

本市が文化財所有者等となる文化財の保存管理計画を作成し、小原宿本陣や旧笹野家住宅などの文化財建造物や博物館資料の美術工芸品などについて、補助制度や助成制度を活用して必要な保存修理を進めていきます。

文化財関連施設の適切な維持管理

遺跡公園や旧石器ハテナ館等の文化財関連施設を適切に維持管理し、良好な環境を保つため、補助制度や助成制度を活用して必要な修繕を進めていきます。

②基本方針(6)文化財を守るための支援

文化財所有者等と行政が連携し、多様な財源確保の制度活用を推進

文化財所有者が行う文化財の保存修理に際し、国・県の各種補助金や助成団体による助成制度、ふるさと納税やクラウドファンディングなどの多様な財源確保策の制度を把握し、活用推進を図っていきます。

文化財所有者等への保存管理上の支援を図る

所有者等が行う日常的な管理や継承に係る管理奨励金等を交付するほか、文化財の保存修理や防災対策に際して、専門的見地からの指導・助言や保存修理補助金による支援を行っていきます。

無形の文化財の活動の支援を図る

伝統芸能の公演会や継承のための活動、地域で守り継承されている伝統行事の支援を行っていきます。また、国の補助制度を活用して民俗芸能の保存会等による用具等整備や後継者養成、記録作成・情報整備事業の支援を行っていきます。

③基本方針(7)収集保存した資料を後世につなげる

博物館資料コレクションポリシーの作成検討

博物館資料等の適切な収蔵管理のため、資料収集にかかる基本方針や収集基準となるコレクションポリシーを作成し、一定の考え方にに基づき資料の収集保管を行っていきます。

文化財・博物館収蔵施設の整備充実化の検討

埋蔵文化財の出土品や美術工芸品等を含めた博物館資料等の適切な保存環境を維持し、収蔵管理するため、収蔵施設の整備充実を図ります。

(2) 区分4. 備える

①基本方針(8)災害・犯罪に対する啓発活動と備えの強化

文化財情報の一元的管理の推進

※I-2-(3)と重複

文化財リストのデータベース化と地理情報システム(GIS)により文化財情報を一元的に管理し、防災・防犯に生かすとともに、災害発生時に文化財レスキューで迅速に対応できるように備えます。

文化財防災・防犯の意識向上の促進

『神奈川県文化財防災対策マニュアル』をもとに、指定等文化財の所有者等に配布するなど普及啓発を図り、防災対応、防災・防犯意識を高める取組を促進します。

文化財ハザードマップの作成・周知の推進

各種ハザードマップ等を集約したさがみはら防災マップをもとに、文化財に関わる災害危険箇所等を把握し、さがみはら文化財ハザードマップを作成して文化財所有者等に注意喚起する取組を推進します。

文化財防火訓練の推進

文化財防火デーに合わせて、消防署と文化財所有者等が連携した消防訓練や予防査察、文化財公開施設における防災訓練を継続的に実施していきます。

指定等文化財の防災・防犯設備の設置促進

文化財建造物の耐震化や防災・防犯施設の整備について、国等の文化財補助制度を活用して設置を促進します。

3. 「Ⅲ さがみはら地域遺産の活用」に関わる基本方針

(1) 区分5. 活かす

①基本方針(9)文化財の積極的な活用

文化財建造物の公開活用の推進

文化財建造物や史跡を会場とした公演会等のイベントを開催する、ユニークベニユー（特別な会場）としての活用を推進します。また、文化財建造物の積極的な公開活用が図れるよう、必要な保存修理と環境整備を進めていきます。

歴史文化ツーリズムの促進

各地域版の歴史文化を巡るウォーキングトレイル・サイクリングコースのルートを作成し、文化財や地域資源を周遊するネットワークの整備を促進します。

歴史文化の景観形成の推進

心を豊かにする景観づくりとして、歴史的建造物や地域のシンボルとなっている景観資源を景観重要建造物や景観重要樹木に指定するなど、歴史文化を守り活かす景観形成の取組を推進します。

古民家空き家等の利活用の推進

『空き家の利活用マニュアル』を活用した所有者等への支援や相談員の派遣、空き家バンクの運営を通して、古民家空き家の利活用の推進を図ります。

②基本方針(10)文化財を活用した教育活動

学校教育における郷土学習支援の充実化を図る

学校教育における学習指導計画を立てる際に役立てられるよう、教員向けの各学校周辺歴史文化ガイドブックの提供や、校外学習における文化財所有者等との連絡調整、ガイドボランティアの派遣を支援する制度を構築していきます。

また、地域固有の伝統文化として継承されている民俗芸能を体験し学ぶとともに、民俗芸能の継承充実化を図るため、学校教育において地域の民俗芸能に触れられる機会を提供できるよう学校と民俗芸能保持団体との橋渡しの支援を行っていきます。

4. 「Ⅳ さがみはら地域遺産の体制づくり」に関わる基本方針

(1) 区分6. 人づくり

①基本方針(11)市民協働による調査・保存・活用

市民協働に基づく文化財ボランティア登録制度の推進

文化財ボランティアの登録制度による文化財調査・普及員の登録を推進し、文化財の調査・保存・活用を市民協働により積極的に展開できるよう、研修等を充実させて育成を図ります。

文化財ガイドの市民協働の推進

史跡田名向原遺跡公園、史跡勝坂遺跡公園、博物館等の文化財公開施設で、文化財調査・普及員や市民学芸員等によるボランティアガイドのほか、古民家園での公開による囲炉裏の火焚きによる燻蒸を市民協働で行っていきます。

市民団体等の調査・研究成果の発表機会の充実化

市民団体等と連携し、多様な主体が歴史文化に係る調査・研究を行った成果を発表できる機会として、博物館での学びの収穫祭や各地域の公民館まつりなどを開催していきます。

市民団体等の文化財保存活用事業の支援

市民団体等が主体となって地域の文化財を地域振興などの観点から保存・活用する取組に対し、提案型市民協働事業や地域活性化事業等による財政的支援を行っていきます。

②基本方針(12)学芸員の人材確保・人材育成

学芸員の人材確保と人材育成の推進

各種専門分野や年齢構成を考慮し、文化財所管課、博物館等の学芸員採用を計画的に進め、文化財の保存・活用を担う学芸員かつ行政職員としての資質向上のための学芸員人材育成方針を定め、人材育成を図っていきます。

(2) 区分7. 体制づくり

①基本方針(13)みんなで守り活かす体制整備

文化財保護審議会の開催

新たな文化財の市指定・登録を審議会で検討し、指定等に係る答申や、文化財の保存及び活用に関する重要事項の調査審議を行っていきます。

地域遺産制度創設の推進

本条例の文化財の指定・登録は教育委員会が選定して保護措置を図るものとしており、地域団体や市民等が自ら関わって積極的に地域の文化財の保存・活用に取り組めるよう、地域遺産制度の創設を検討します。

地域計画事業を推進する組織体設置の検討

本計画に基づく取組の実行を担う組織として新たに協議会等を設置し、国の補助制度を活用してシビックプライドの向上と市民協働による事業展開ができるよう検討します。

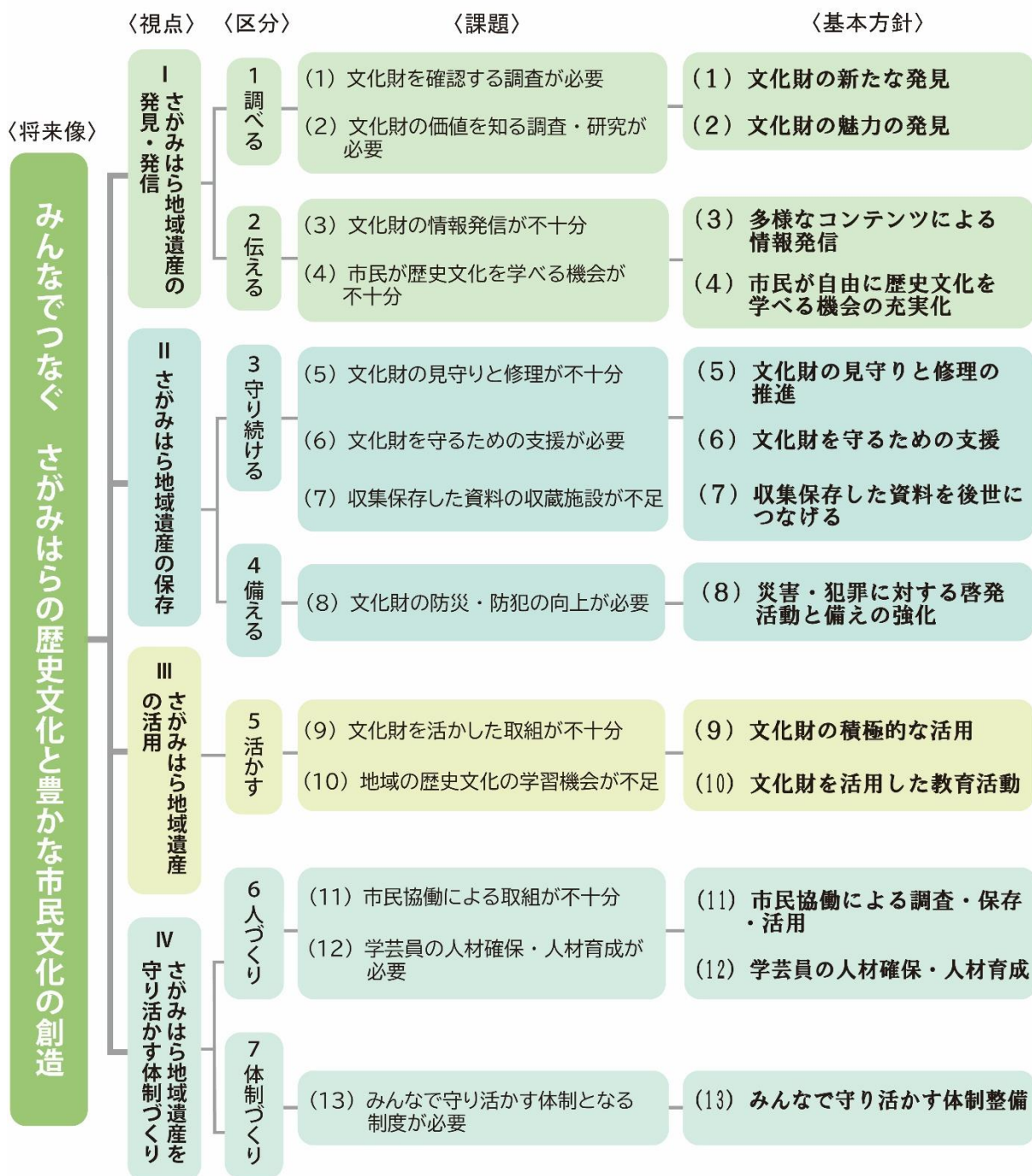


図 4-9 目指すべき将来像・視点・基本方針の関係性

第5章 文化財の保存・活用に関する取組

第1節 取組の考え方

第4章第5節に示したとおり、課題解決に向けての13の基本方針にもとづき、さがみはら地域遺産全般を対象とした取組を行います。

また、これらの計画期間内の取組のうち、保存のため緊急性を要するもの、観光や地域振興など他分野と関連し取組の相乗効果が期待できるもの、保存・活用を今後推進していくための土台づくりに資するものを、地域計画における重点取組と位置付けます（第6章においても同じ。）。

取組主体のうち、「行政」は、本市文化財課及び関連部局、神奈川県、その他外郭団体を示します。「市民」は、さがみはら地域遺産が所在する地域に在住する市民を始め、広く市域に在住の方を示します。「各種団体」は、事業者や市内で活動している各種の民間団体、NPO法人、一般社団法人、郷土史研究などの団体、及び各地区で組織されているまちづくり推進委員会などを示します。「所有者等」は、文化財の所有者及び管理者を示します。「専門家」は、市文化財保護審議会や大学、民間研究者などの専門家を示します。「体制」は、県内県外の文化財などに関する広域の連携体制を示します。

第2節 文化財の保存・活用に関する取組

本計画期間中に行う文化財の調査・保存・活用、及び関連文化財群と文化財保存活用保存地区の具体的な取組は以下の表のとおりです。なお、表内の取組主体に関しては、◎は主体的に実施、○は主体的に協力、△は協力で表記しています。実施期間に関しては、令和8～9（2026～2027）年を1期、令和10～12（2028～2030）年を2期、令和13～15（2031～2033）年を3期、令和16～18（2034～2036）年を4期とします。

取組の実施には、市費、県費、国費（文化財補助金、デジタル田園都市国家構想推進交付金等）、ふるさと納税やその他民間資金を活用しながら進めていきます。

各事業の実施に当たっては、必要に応じて各種団体や専門家などの意見把握を行い、詳細な事業の内容や実施時期を検討します。

1. 調査・保存・活用

(1) 文化財の新たな発見

No	取組の名称	取組の内容	取組主体					取組期間			
			行政	市民	各種団体	所有者等	専門家	1期	2期	3期	4期
1	文化財全般の把握調査	把握が不十分な文化財の類型や種別、時代、地域のほか、個人所蔵資料などの把握調査を進める。	◎	○	○	△	○				
2	文化財の現状調査	過去に把握調査された文化財の所在や状況の確認、民俗芸能等の継続的な記録作成をするための現状調査を進める。	◎	○	○	△	○				
3	文化財リストの作成・更新	相模原市文化財リストを作成し、把握調査や現状調査の成果をもとに常時新しい情報に更新する。	◎								
4	多様な主体との市民協働調査	専門家や文化財調査・普及員、博物館ボランティア、市民団体等と連携し、文化財調査や資料整理を市民協働で推進する。	◎	○	○	△	○				

(2) 文化財の魅力の発見

No	取組の名称	取組の内容	取組主体					取組期間			
			行政	市民	各種団体	所有者等	専門家	1期	2期	3期	4期
重点 取組 5	個別文化財等の詳細調査	文化財指定等に関わらず、学術的価値等の把握、記録保存等による調査・研究を進め、文化財調査報告書として刊行する。特に継承が危ぶまれる無形の文化財や近代の文化遺産などを重点的に行う。	◎	○	○	△	○				
6	博物館・公文書館による資料収集や調査・研究	相模原の人文系・自然系に係る各分野の博物館学芸員を中心として、博物館や公文書館での資料の収集保存と調査・研究を進める。	◎			△	○				
7	埋蔵文化財の発掘調査	開発事業等と埋蔵文化財保護との円滑な調整を図るため、取扱いを判断する事前の試掘調査や記録保存の発掘調査を実施する。	◎			△					

(3) 多様なコンテンツによる情報発信

No	取組の名称	取組の内容	取組主体					取組期間			
			行政	市民	各種団体	所有者等	専門家	1期	2期	3期	4期
8	文化財情報の一元的管理	文化財リストと調査成果のデータベース化、地理情報システム(GIS)により文化財情報を一元的に管理し、公開可能な範囲を公開する。	◎			△					

No	取組の名称	取組の内容	取組主体					取組期間			
			行政	市民	各種団体	所有者等	専門家	1期	2期	3期	4期
重点取組9	さがみはらデジタルアーカイブ	さがみはら地域遺産の検索・閲覧ができるようデジタルアーカイブ化し、文化財の位置情報もアーカイブ上のマップで閲覧できるよう構築する。	◎			△					
10	ホームページ・SNSを活用した文化財の情報発信	本市のホームページで公開している地理情報システム(Web公開型GIS)による文化財情報や、各種普及事業等をホームページ・SNSを通じて情報発信を行う。	◎			△					
11	文化財説明板の設置・改修	文化財が所在する現地に文化財説明板の設置を行う。また経年劣化の状態を定期的に把握し、計画的に説明板の改修を行う。	◎	△	△	△					
12	二次元コードを活用した文化財情報発信	文化財ホームページやさがみはらデジタルアーカイブと連携し、各所に設置した文化財説明板や標柱に二次元コードを表示し、現地での文化財情報発信の充実化を図る。	◎			△					
13	ビッグイベントでのPR活動	各種のビッグイベントでの機会を活用し、歴史文化の体験教室や展示を通じた文化財PRブースによる情報発信を行う。	◎		○						
14	さがみはら歴史文化ガイドブック等の作成	各地域版の歴史文化を巡るガイドブック等を作成し、歴史文化ツーリズムを促進する。	◎			△	△				

(4) 市民が自由に歴史文化を学べる機会の充実化

No	取組の名称	取組の内容	取組主体					取組期間			
			行政	市民	各種団体	所有者等	専門家	1期	2期	3期	4期
15	歴史文化に関わる展示公開地業	博物館、公文書館、旧石器ハテナ館等で人文系・自然系の様々な分野による歴史文化に関わる展示を企画し、観賞や学習機会を提供する。	◎		○	△	△				
16	自治体間連携による文化財普及事業	甲州街道小原宿本陣を核とした街道沿いの関係自治体や、行政境となる河川沿いで一体的に歴史文化を形成する隣接自治体などと連携を強化し、活用事業を展開する。	◎								
17	社会教育施設等での歴史文化に関わる普及事業	様々な機会を捉えて歴史文化を学ぶことができるよう、博物館、公民館、図書館等で講座・講演会・体験教室・探訪などの普及事業を行う。	◎		◎						
18	文化財公開施設での文化財普及事業	旧石器ハテナ館や史跡勝坂遺跡公園、古民家園等の文化財公開施設で遺跡まつりや講座・講演会・体験教室・探訪などの普及事業を行う。	◎		○	○					

No	取組の名称	取組の内容	取組主体					取組期間			
			行政	市民	各種団体	所有者等	専門家	1期	2期	3期	4期
19	相模原どこでも博物館推進事業	博物館をコア施設とした「相模原どこでも博物館」による関連施設と市民の学習活動のネットワーク化を促進する。	◎	○	○	○					

（５）文化財の見守りと修理の推進

No	取組の名称	取組の内容	取組主体					取組期間			
			行政	市民	各種団体	所有者等	専門家	1期	2期	3期	4期
20	文化財の新規指定・登録	文化財の重要性等により保存・活用の取組が必要な文化財について、国・県・市による指定や登録による保護措置を図る。	◎			△	○				
21	名勝・天然記念物である自然遺産の指定・登録	文化財指定・登録の偏りが顕著な名勝・天然記念物の調査を進め、その価値に応じて指定・登録による保護措置を図る。	◎			△	○				
重点 取組 22	近代の文化遺産の国登録等	本市には日本初の近代水道や相模川河水統制事業、軍都計画等による特徴的な近代の文化遺産が多く残されており、地域の歴史的環境の向上を図るため、国登録等による保護措置を進める。	◎			△	○				
23	市民協働による文化財パトロール	文化財調査・普及員による文化財パトロールや、しのばらギフチョウの会や佐野川キマダラルリツバメ保存会等による天然記念物の保全活動、官民合同パトロールなど、市民協働により継続的に実施する。	◎			◎	△				
24	美術工芸品の保存状態の定例時確認作業	信仰の対象などにより日頃公開されていない彫刻や絵画資料などは、開帳などの定例の特別公開に合わせて保存状態を確認する。	◎			◎	△				
25	石造物保存管理マニュアルの作成	地質や保存科学の専門家とも連携しながら、材質に応じた劣化状況を調査し、劣化防止の対策マニュアルの作成を進める。	◎			○	○				
26	計画的な文化財の保存修理	本市が文化財所有者等となる文化財の保存管理計画を作成し、小原宿本陣や旧笹野家住宅などの文化財建造物や博物館資料の美術工芸品などについて、補助制度や助成制度を活用して必要な保存修理を進める。	◎								
27	計画的な文化財関連施設の修繕	遺跡公園や旧石器ハテナ館等の文化財関連施設を適切に維持管理し、良好な環境を保つため、補助制度や助成制度を活用して必要な修繕を進める。	◎								

(6) 文化財を守るための支援

No	取組の名称	取組の内容	取組主体					取組期間			
			行政	市民	各種団体	所有者等	専門家	1期	2期	3期	4期
28	多様な財源確保の制度活用	文化財所有者が行う文化財の保存修理に際し、国・県の各種補助金や助成団体による助成制度、ふるさと納税やクラウドファンディングなどの多様な財源確保策の制度を把握し、活用推進を図る。	◎	△		◎					
29	指定等文化財の日常的な維持管理の支援	所有者等が行う日常的な管理や継承に際して、専門的見地からの助言や管理奨励金等の交付による支援を行う。	◎			○					
30	指定等文化財の保存修理の支援	所有者等が行う文化財の保存修理や災害対策に際して、専門的見地からの指導や保存修理補助金交付による支援を行う。その際、国・県補助事業における市の随伴補助による支援も検討を図る。	◎			○					
31	無形の文化財の公演等の支援	相模原薪能や相模原市民俗芸能大会などの伝統芸能の公演会開催や継承のための活動の支援を行う。	◎			◎					
32	無形民俗文化財である伝統行事の支援	相模の大夙まつりや上溝夏祭りなど地域で守り、継承されている伝統行事の支援を行う。	◎			◎					
33	相模原市地域文化財総合活用実行委員会での民俗芸能等の支援	相模原市地域文化財総合活用実行委員会を組織し、国庫補助の地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業を活用して民俗芸能の保存会等による用具等整備や後継者養成、記録作成・情報整備事業の支援を行う。	○		◎		○				

(7) 収集保存した資料を後世につなげる

No	取組の名称	取組の内容	取組主体					取組期間			
			行政	市民	各種団体	所有者等	専門家	1期	2期	3期	4期
34	博物館資料コレクションポリシーに基づく収集保管	博物館資料等の適切な収蔵管理のため、資料収集にかかる基本方針や収集基準となるコレクションポリシーを作成し、一定の考え方に基づき資料の収集保管を行う。	◎				○				
35	博物館等の収蔵施設の設備充実	埋蔵文化財の出土品や美術工芸品等を含めた博物館資料等の適切な保存環境を維持し、収蔵管理するため、収蔵施設の整備充実を図る。	◎				○				

(8) 災害・犯罪に対する啓蒙活動と備えの強化

No	取組の名称	取組の内容	取組主体					取組期間			
			行政	市民	各種団体	所有者等	専門家	1期	2期	3期	4期
8 再掲	文化財情報の一元的管理	文化財リストのデータベース化と地理情報システム（GIS）により文化財情報を一元的に管理し、防災・防犯に生かすとともに、災害発生時に活用できるようにする。	◎			△					
36	文化財防災防犯対策マニュアルの周知	『神奈川県文化財防災対策マニュアル』をもとに、指定等文化財の所有者等に配布するなど普及啓発を図り、防災対応、防災・防犯意識を高める。	◎	△	△	○					
37	文化財ハザードマップの作成・周知	各種ハザードマップ等を集約したさがみはら防災マップをもとに、文化財に関わる災害危険箇所等を把握し、さがみはら文化財ハザードマップを作成して文化財所有者等に注意喚起する。	◎	△	△	○					
38	文化財防災訓練	文化財防火デーの実施に伴い、消防署と文化財所有者等が連携した消防訓練や予防査察、文化財公開施設における防災訓練を継続的に実施する。	◎			○					
39	指定等文化財の防災・防犯設備の設置	文化財建造物の耐震化や防災・防犯施設の整備について、国等の文化財補助制度を活用して設置を促進する。	○			◎					

(9) 文化財の積極的な活用

No	取組の名称	取組の内容	取組主体					取組期間			
			行政	市民	各種団体	所有者等	専門家	1期	2期	3期	4期
40	さがみはら文化財ユニークベニュー事業	ユニーク（特別な）ベニュー（会場）事業として、小原宿本陣などの歴史情緒ある文化財建造物や史跡を会場として活かした公演会等のイベントを開催する。	◎		○	◎					
41	旧笹野家住宅の公開活用整備事業	近世豪農の屋敷景観を残す旧笹野家住宅において、ユニークベニューや様々な体験プログラム、地域での積極的な公開活用が図れるよう、必要な保存修理と環境整備を進める。	◎		○		○				
42	歴史文化ツーリズム促進事業	各地域版の歴史文化を巡るウォーキングトレイル・サイクリングコースのルートを作成し、文化財や地域資源を周遊するネットワークを整備する。	◎			△					

No	取組の名称	取組の内容	取組主体					取組期間			
			行政	市民	各種団体	所有者等	専門家	1期	2期	3期	4期
43	歴史文化の景観形成の推進	心を豊かにする景観づくりとして、歴史的建造物や地域のシンボルとなっている景観資源を景観重要建造物や景観重要樹木に指定するなど、歴史文化を守り活かす景観形成を図る。	◎			◎	○				
44	古民家空き家等の利活用の支援	『空き家の利活用マニュアル』を活用した所有者等への支援や相談員の派遣、空き家バンクの運営を通して、古民家空き家の利活用の推進を図る。	○	○	○	◎					

(10) 文化財を活用した教育活動

No	取組の名称	取組の内容	取組主体					取組期間			
			行政	市民	各種団体	所有者等	専門家	1期	2期	3期	4期
重点 取組 45	学校教育における郷土学習支援制度の構築	学校教育における学習指導計画を立てる際に役立てられるよう、教員向けの各学校周辺歴史文化ガイドブックの提供や、校外学習における文化財所有者等との連絡調整、ガイドボランティアの派遣を支援する制度を構築する。	◎		○	△					
46	学校周辺歴史文化ガイドブックの作成	学校教育における郷土学習支援制度の構築に向けて、地域を知る文化財調査・普及員等との市民協働により、簡易的な各学校周辺歴史文化ガイドブックの作成を行う。	◎		◎	△					
47	学校教育における地域の民俗芸能の体験学習支援	地域固有の伝統文化として継承されている民俗芸能を体験し学ぶとともに、民俗芸能の継承充実化を図るため、学校教育において地域の民俗芸能に触れられる機会を提供できるよう学校と民俗芸能保持団体との橋渡しの支援を行う。	◎		○	○					

(11) 市民協働による調査・保存・活用

No	取組の名称	取組の内容	取組主体					取組期間			
			行政	市民	各種団体	所有者等	専門家	1期	2期	3期	4期
重点 取組 48	文化財調査・普及員の登録・育成	文化財ボランティアの登録制度による文化財調査・普及員の登録を促進し、文化財の調査・保存・活用を市民協働により積極的に展開できるよう、研修等を充実させて育成を図る。	◎	○							
49	文化財ボランティアガイド等の実施	史跡田名向原遺跡公園、史跡勝坂遺跡公園、博物館等の文化財公開施設で、文化財調査・普及員や市民学芸員等によるボランティアガイドや古民家園での公開による囲炉裏の火焚きによる燻蒸を市民協働で行う。	○		◎						
50	市民団体・個人・学生等による調査・研究の発表機会の提供	市民団体等と連携し、多様な主体が歴史文化に係る調査・研究を行った成果を発表できる機会として、博物館での学びの収穫祭や各地域の公民館まつりなどを開催する。	◎	○	◎		○				
51	市民団体等による文化財保存活用事業の財政的支援	市民団体等が主体となって地域の文化財を地域振興などの観点から保存活用する取組に対し、提案型市民協働事業や地域活性化事業等による財政的支援を行う。	◎		◎						

(12) 学芸員の人材確保・人材育成

No	取組の名称	取組の内容	取組主体					取組期間			
			行政	市民	各種団体	所有者等	専門家	1期	2期	3期	4期
52	学芸員の人材確保と育成	各種専門分野や年齢構成を考慮し、文化財所管課、博物館等の学芸員採用を計画的に進め、文化財の保存活用を担う学芸員かつ行政職員としての資質向上のための人材育成方針を定め、人材育成を図る。	◎								

(13) みんなで守り活かす体制整備

No	取組の名称	取組の内容	取組主体					取組期間			
			行政	市民	各種団体	所有者等	専門家	1期	2期	3期	4期
53	文化財保護審議会の開催	新たな文化財の市指定・登録を審議会で検討し、指定等に係る答申や、文化財の保存及び活用に関する重要事項の調査審議を行う。	◎				◎				

No	取組の名称	取組の内容	取組主体					取組期間			
			行政	市民	各種団体	所有者等	専門家	1期	2期	3期	4期
重点 取組 54	さがみはら地域遺産制度の創設	本条例の文化財の指定・登録は教育委員会が選定して保護措置を図るものとなっているため、地域団体や市民団体が自ら関わって積極的に地域の文化財の保存活用に取り組めるよう、地域遺産制度の創設を検討する。	◎	○	○	○	○				
55	相模原市文化財保存活用地域計画協議会等の設置	国庫補助を活用した本計画に基づく取組の実行を担う組織として新たに協議会等を設置し、シビックプライドの向上と市民協働による事業展開ができるよう運営する。	◎	○	◎	◎	○				

第6章 文化財の一体的・総合的な保存・活用

本計画では、前章までに述べたように、4つの視点に基づき個々の文化財の課題に対して取組を実施していきます。さらに、文化財を一体的に、そして総合的に保存・活用していく取組を併せて行っていきます。

具体的には、複数の文化財を群として捉える関連文化財群の設定、また空間的な枠組みで文化財を捉える文化財保存活用区域の設定を行います。さらに、新たにさがみはら地域遺産制度を創設し、さがみはら地域遺産ネットワークを構築することにより、さがみはら地域遺産を包括的に保存・活用していくことで、将来像の実現を目指します（図6-1）。

それぞれの詳細な内容は次のとおりです。

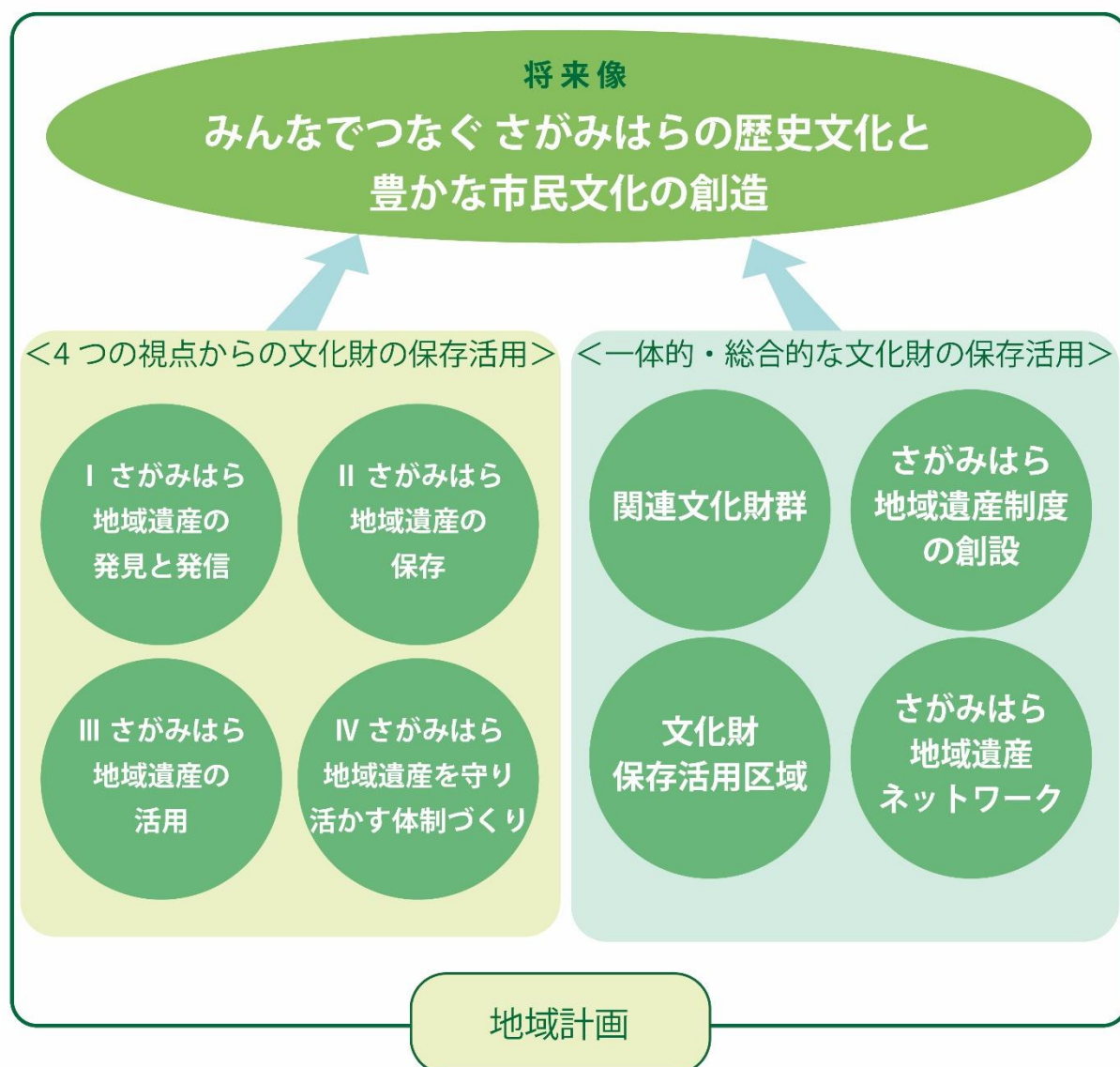


図 6-1 本計画全体の体系図

第1節 関連文化財群

1. 関連文化財群の考え方

(1) 関連文化財群の目的

さがみはら地域遺産は、文化財における有形、無形、指定、登録、未指定を問わず、また市域の歴史や文化を語る上で欠かせない歴史的地名や民話なども含みます。これらの地域資源は、地域社会の形成過程を理解するに当たって必要不可欠なものであり、かつ地域の歴史文化の多様性を顕著に示して市民のアイデンティティの基盤となります。その基盤の上に、観光や産業を振興していく魅力を創出させるものもあります。一方で、個々の地域遺産の中には、広い地域に点在しているため、単体ではその価値を十分に理解することや活用を図ることが困難なものも多く存在します。

広大で平坦な相模野台地、奥深い山間部を相模川や道志川などの河川に沿って回廊状につなげる台地、そこでは台地や河川を通じ人やものが行き来を繰り返してきました。山・台地・水など豊かな自然を背景に、交流を通じて本市固有の歴史文化が育まれてきました。

ここでは、山・台地・水などの環境を背景に展開してきた地域文化の特徴をもとに、相互に密接に関連する文化遺産を一括りに捉え、わかりやすいストーリーにまとめて関連文化財群として設定します。そのストーリーを語る上で必要な自然環境、景観、支える人々の活動等の文化財以外の要素も含めて一体的に捉えます。

関連文化財群を通じて、本市の歴史文化の特徴を、地域住民にわかりやすく伝え、第5章にて示した方針と取組を、より効率的に実施することを目指します。

(2) 関連文化財群の考え方

地域住民や行政等による保存・活用の取組が既に行われている文化財、または今後の取組が期待される文化財を中心に関連文化財群を設定します。本市の関連文化財群の考え方は次のとおりです。

- ・ 関連文化財群は、本市の歴史文化の特徴を象徴するキーワードをテーマとしたストーリーです。
- ・ 本市の歴史文化の特徴や多面性に沿って示すテーマに基づくストーリーを構成する文化財が対象になります。
- ・ 関連文化財の対象となる文化財は、既存の文化財類型や指定・登録等の有無に限りません。
- ・ 地域住民にとって歴史的価値が高いものも含めて、本市の歴史文化の特徴を良く表わす多種多様なものを対象とします。

これらの考え方にもとづき、悠久の大地の成り立ちや豊かな自然環境を含め、本市の歴史文化の特徴を示すテーマに沿って5つのストーリーを「さがみはら歴史文化物語」として設定します。

- ① 津久井山間部から相模野台地へと流れる相模川沿いで育まれた先史・古代の文化をテーマにした歴史文化物語
- ② 中世の武蔵国、相模国の国境であった境川周辺で語り継がれている領主支配にまつわる様々な伝承と祈りをテーマにした歴史文化物語
- ③ 戦国大名武田信玄など甲斐に対する守りの要「境目の城」津久井城と黄金伝説をテーマにした歴史文化物語
- ④ 関東と甲信地方を結ぶルートである甲州街道による物・人・文化の往来と、景勝と称えられ「桂^{かつらのさと}里」とよばれた相模四か宿をテーマにした歴史文化物語
- ⑤ 悠久の相模川の流れの豊かな水を利用した日本初の近代水道・横浜水道や相模川河水統制事業、畑地灌漑事業、広大な相模野台地に築かれた近代測量や旧軍事施設をはじめとして、水と台地を背景に生まれた近代の文化遺産をテーマにした歴史文化物語

これらのさがみはら歴史文化物語に関わる文化財を構成要素とした5つの関連文化財群を設けます。

さがみはら歴史文化物語 1 相模川が育む先史・古代文化の流れ

さがみはら歴史文化物語 2 武相境の中世伝承と祈り

さがみはら歴史文化物語 3 境目の城・津久井城と黄金伝説

さがみはら歴史文化物語 4 景勝の桂^{かつらのさと}里 甲州街道の相模四か宿

さがみはら歴史文化物語 5 水と台地を活かした近代化の文化遺産

2. 関連文化財群の課題・方針・取組

(1) さがみはら歴史文化物語 1 相模川が育む先史・古代文化の流れ

①ストーリー

富士山麓の山中湖を源流とする相模川は、本市の津久井山間部から相模野台地へと貫流し、相模湾へと流れます。古代相模国の国名を背負う象徴的な大河です。相模川沿いには、悠久の時を経て形成された台地が広がり、人々のくらしの場となります。

相模野台地の突端、相模川を眼下に一望できる**田名向原遺跡**で、2万年前の**国内最古の建物跡**が発見されています。テント状の建物内では火がとまり、中部高地の黒曜石で**石器**づくりが行われ、狩猟生活を営みました。自然資源を開拓し、過酷な自然環境に適応した旧石器時代の人々は、この地から雄大な相模川を望んでいたことでしょう。

勝坂遺跡は、相模川の悠久の歴史によって形成された豊富な湧水地帯を背景に、いくつもの集落が数百年間にもわたって営まれた縄文一等地です。集落の周辺では、クリの管理栽培が行われるなど、自然と共生した文化を築きあげます。勝坂にある江戸時代末の擬洋風建物の旧中村家住宅、その中村家の畑で大正時代末に発見された立体装飾の豊かな縄文土器は「**勝坂式土器**」と呼ばれ、中部高地との文化的関係性が色濃くみられます。相模川上流域の山間部、**大日野原遺跡**で発見された**土偶付きの勝坂式土器**は、中部高地との繋がりを象徴する土器です。

相模川が運んだ川原石を用いて、敷石住居がつくられます。神奈川県内で初めて発掘調査された敷石住居跡は、相模川上流の**寸沢嵐石器時代遺跡**です。地域住民の熱い思いで、昭和7（1932）年に遺構覆い屋施設である**六角堂**や**史跡標柱**が整備され、戦前における史跡の保存・活用を語る文化遺産です。津久井山間部と相模野台地との結節点に位置する**川尻石器時代遺跡**は、敷石住居など石造りの遺構が多く、縄文時代終末まで続く拠点的な集落です。

相模川上流の**三ヶ木遺跡**や**中野大沢遺跡**では弥生時代の到来を告げる**弥生土器**が出土しています。東海地方の土器づくりの影響を受けており、相模川を伝って人々の流れや文化的な交流が想像されます。

古墳時代には**勝坂有鹿谷の湧水地**で**銅鏡**や**子持ち勾玉**などを捧げた水辺の祭祀が行われます。下流の海老名耕地を支配する有力豪族により、神聖な水源地と崇められていました。現在は**有鹿神社の奥宮**として小祠があり、本宮である海老名市の有鹿神社により**水もらい神事（水引祭）**が執り行われています。川尻（広田）や当麻の耕地を望む台地には、川尻八幡神社古墳や**当麻東原古墳**や**谷原古墳群**が築かれます。相模川西岸の大山の麓は相武国造の中心支配地とされており、7世紀に入って相模川東岸から上流へと開発の波が押し寄せ、支配領域を広げます。

相模川に沿って脈々とつながる遺跡は、自然を開拓し、自然と共生し、自然を改変しながら築き上げていった文化であり、中部高地など他の地域との人々の流れ、文化の流れ、歴史の流れを物語っています。

②さがみはら歴史文化物語 1「相模川が育む先史・古代文化の流れ」を構成する文化財
 関連文化財群さがみはら歴史文化物語 1「相模川が育む先史・古代文化の流れ」を
 構成する文化財を次の表で示します。

	種類	名称	時代	地域	指定等
1	記念物（史跡）	田名向原遺跡	旧石器	田名	国指定
2		勝坂遺跡	縄文	磯部	国指定
3		寸沢嵐石器時代遺跡	縄文	寸沢嵐	国指定
4		川尻石器時代遺跡	縄文	川尻	国指定
5		当麻東原古墳	古墳	当麻	市指定
6		当麻谷原古墳（1号墳）	古墳	当麻	市指定
7	埋蔵文化財	大日野原遺跡	縄文	澤井	包蔵地
8		三ヶ木遺跡	弥生	三ヶ木	包蔵地
9		当麻谷原古墳群（1号墳除く）	古墳	当麻	包蔵地
10		川尻八幡神社古墳	古墳	川尻	未指定
11		春林横穴墓群	古墳	川尻	未指定
12	有形文化財（考古資料）	相模原市田名向原遺跡の住居状遺構出土の旧石器時代石器群	旧石器	田名	県指定
13		勝坂遺跡出土縄文時代草創期遺物	縄文	磯部	市指定
14		田名塩田遺跡群出土の真脇式土器	縄文	田名	市指定
15		田名塩田遺跡群出土のクルミ形土器	縄文	田名	市指定
16		勝坂遺跡D区出土のマメ圧痕土器	縄文	磯部	市指定
17		大日野原遺跡出土の土偶付深鉢形土器及び人体文深鉢形土器	縄文	澤井	市指定
18		川尻石器時代遺跡出土の祭祀遺物	縄文	川尻	未指定
19		津久井郡三ヶ木遺跡出土品	弥生	三ヶ木	県指定
20		中野大沢出土の弥生土器	弥生	中野	市指定
21		勝坂有鹿谷祭祀遺跡出土の祭祀遺物	古墳	磯部	市指定
22		当麻東原古墳及び東原遺跡出土品	古墳	当麻	市指定
23	記念物（植物）	勝坂の照葉樹林	—	磯部	市登録
24	記念物（動物）	勝坂のホトケドジョウ	—	磯部	市登録
25	有形文化財（建造物）	旧中村家住宅主屋	江戸	磯部	国登録
26		有鹿神社（石祠）	—	磯部	未指定
27		寸沢嵐石器時代遺跡の六角堂	昭和	寸沢嵐	未指定
28	有形文化財（歴史資料）	寸沢嵐石器時代遺跡の史跡標柱	昭和	寸沢嵐	未指定
29	無形民俗文化財	有鹿神社の水もらい神事（水引祭）	—	磯部	未指定

※有形文化財（考古資料）は、出土した遺跡の地域で示したが、その多くは市立博物館所蔵。

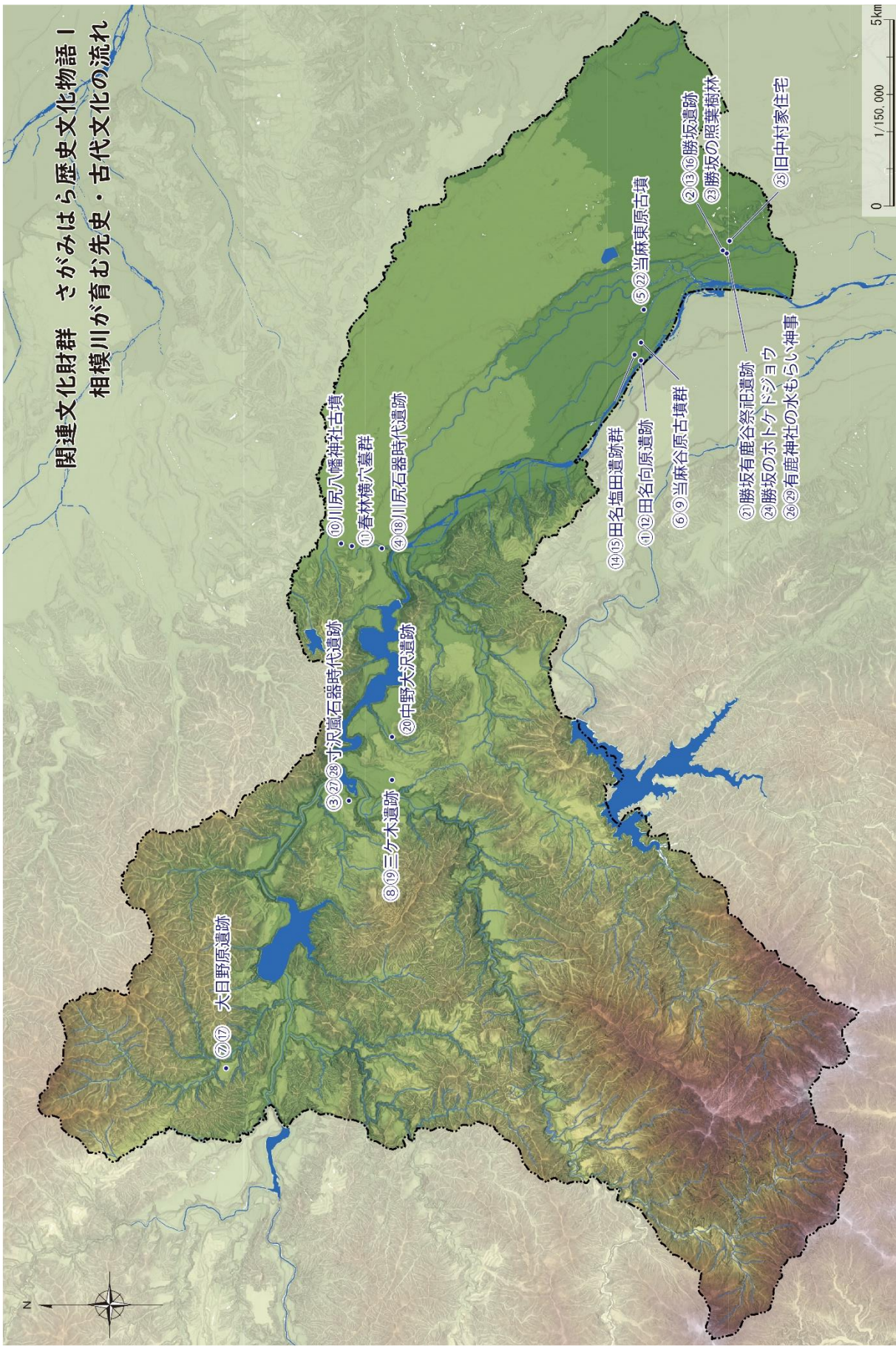


図 6-2 関連文化財群 さがみはら歴史文化物語 1
「相模川が育む先史・古代文化の流れ」の構成文化財分布図

③さがみはら歴史文化物語 1「相模川が育む先史・古代文化の流れ」の課題と方針

- 〈課題〉
- ・勝坂遺跡は上段の縄文集落エリアが整備されて遺跡公園として供用されていますが、追加指定された史跡全体の保存活用計画が策定されておらず、下段低湿地エリアは公園整備されていないため、来訪者に勝坂遺跡の魅力を十分に伝えできていません。
 - ・勝坂遺跡上段の縄文集落エリアは、復元住居等が経年劣化により腐朽し、来訪者の見学等にも支障が出ており、建替え等の修繕が必要です。
 - ・川尻石器時代遺跡は史跡の公有地化や内容確認調査が進んでいますが、保存活用計画が策定されておらず、史跡整備へと進められていないため、活用ができていません。
 - ・遺跡公園等では来訪者に史跡の魅力がより一層伝わるよう、文化財ボランティア（文化財調査・普及員）によるガイドの育成と支援を図る必要があります。

〈方針〉

勝坂遺跡の活用整備事業の促進

- ・史跡全体の保存活用計画の作成を進め、計画的な整備や復元住居の建替え修理を促進します。

川尻石器時代遺跡の活用整備事業の推進

- ・公有地化した史跡を適切に管理するとともに、保存活用計画の策定を進め、整備の方向性を示します。

文化財公開施設のボランティアガイド等の充実化

- ・史跡田名向原遺跡公園や史跡勝坂遺跡公園等の文化財公開施設で活用事業を促進させ、文化財調査・普及員によるボランティアガイドを育成し、史跡のガイドや活用事業を推進します。

④さがみはら歴史文化物語 1「相模川が育む先史・古代文化の流れ」の取組

No	取組の名称	取組の内容	取組主体					取組期間			
			行政	市民	各種団体	所有者等	専門家	1期	2期	3期	4期
56	川尻石器時代遺跡の保存活用計画の作成	相模川沿いで山地と台地の結節点に立地し、縄文時代の長期にわたる集落として営まれた国指定史跡川尻石器時代遺跡を歴史公園として整備して活用を図るため、史跡の保存活用計画の策定を進める。	◎	△	△		○				
57	川尻石器時代遺跡の史跡整備事業	国指定史跡川尻石器時代遺跡の保存活用計画をもとに、歴史公園としての整備を計画的に進める。	◎	△	△		○				
重点 取組 58	勝坂遺跡の復元住居の修理	史跡勝坂遺跡公園の上段部（縄文集落エリア）は復元住居等が整備されているが、経年劣化による腐朽が進行し、活用ができていない状況であるため、復元住居の修理再建を図る。	◎	△	△		○				

No	取組の名称	取組の内容	取組主体					取組期間			
			行政	市民	各種団体	所有者等	専門家	1期	2期	3期	4期
59	勝坂遺跡の保存活用計画の作成	良好な自然環境と共に残されている国指定史跡勝坂遺跡は歴史公園として一部整備がされており、下段部（低湿地エリア）を含めた全体的な整備を促進するため、史跡の保存活用計画の策定を進める。	◎	△	△		○				
60	勝坂遺跡の史跡整備事業	国指定史跡勝坂遺跡の保存活用計画をもとに、歴史公園としての整備を計画的に進める。	◎	△	△		○				
61	文化財ボランティアガイド等の実施	史跡田名向原遺跡公園や史跡勝坂遺跡公園等の文化財公開施設で、文化財調査・普及員によるボランティアガイドや市民協働による活用事業を展開する。	○		◎	△					

（２）歴史文化物語 ２ 武相境の中世伝承と祈り

①ストーリー

東京都との都県境となっている境川は、かつては相模国高座郡^{たかざぐん}の郡名を背負う高座川と呼ばれていました。境川周辺は古代以来の武蔵国、相模国の国境^{くにぎわい}でもあり、武家が台頭する世になってからは、領主支配にまつわる様々な伝承が残されています。

武蔵七党の一つ横山党は、多摩丘陵を本拠に相模国北部へと支配領域を拡大した武士団です。横山党の一族には、小倉氏や藍原（相原）氏、小山氏、野部（矢部）氏、田名氏などがおり、現在の本市及び対岸の町田市の地名として残されています。野部（矢部）氏は、境川右岸の上矢部に館を構え、上矢部の土塁や御嶽神社、薬師堂は野部氏にまつわる伝承として語り継がれています（土塁・堀の調査成果から、現在の土木遺構は館跡は室町時代まで下る）。地域で守られる乾元2（1303）年の板碑（市指定）は、鎌倉時代の建保元（1213）年に和田合戦で討死した野部三郎義兼供養のために建てられたものと伝承されています。薬師堂の本尊薬師如来像は秘仏で、33年に一度の本開帳と間17年目の中開帳により御開帳されます。地域で執り行われる開帳行事では、併せて板碑前で僧侶読経して供養が行われています。境川の渡河点で多摩地域とつながる橋本では、段切された平場や道、柵、お堂跡などが橋本遺跡で発見され、武相境の要衝であったことがわかります。

また、淵野辺から上鶴間にかけての境川沿いの道には、武家の都鎌倉へとつながる「鎌倉道」の伝承が各所に残されています。上鶴間の惣吉稻荷境内に残る延文4（1359）年の板碑（双碑）は、南北朝の兵乱期にあつてこの地の武将夫妻が、自らの平穏な来世を願い、生前供養の証として建てたものといわれます。境川沿いの領主慰霊を伝える龍像寺の岡野氏墓地や、惣吉稻荷境内の旗本大岡義成夫妻の墓碑などは、中世の小田原北条領国から近世の徳川領国への時代の移り変わりを物語る祈りの文化財です。境川上流域には、里地里山の谷戸景観が維持されている川尻に小松城が築かれ、丘陵上には櫓台や堀切などの土木遺構が往時を偲ばせます。麓に構えられた宝泉寺には、中世の石灯籠や板碑、宝篋印塔、五輪塔の石塔群が、祈りの聖域を今に伝えています。

淵野辺に館を構えていたといわれる淵辺義博^{ふちべのよしのひろ}は、足利尊氏の弟直義^{ただよし}の家臣です。『太平記』では、建武2（1335）年に直義が鎌倉を撤退する際、義博に命じて大塔宮^{だいとうのみや}護良親王を殺害させます。その後、義博は駿河の手越河原で討死したと記されます。これに対し、淵野辺の人々には、英雄伝承が随所に残されており、親王逃避行にまつわる縁切り榎や別れ橋（現中里橋）、宮城の石巻伝説、大蛇退治にまつわる龍像寺縁起と寺宝の矢尻などが伝わっています。あくまでも伝承ですが、歴史的な背景のもとに伝承が生まれ、地域で語り継がれれば、それもまた地域を語る歴史です。

②さがみはら歴史文化物語 2 「武相境の中世伝承と祈り」を構成する文化財

	種類	名称	時代	地域	指定等
1	埋蔵文化財	上矢部の土塁	中世	上矢部	包蔵地
2		淵辺義博館跡	中世	淵野辺	包蔵地
3		小松城跡	中世	川尻	包蔵地
4		橋本遺跡	中世	橋本	包蔵地
5	有形文化財（歴史資料）	上矢部乾元二年の画像板碑	中世	上矢部	市指定
6		中和田延文四年の板碑（双碑）	中世	上鶴間	市指定
7		幸延寺の古銭	中世	鶴野森	市登録
8		旗本大岡義成夫妻の墓碑	近世	上鶴間	市登録
9	有形文化財（建造物）	薬師堂	近世	上矢部	未指定
10	有形文化財（彫刻）	薬師堂の木造薬師如来坐像	近世	上矢部	未指定
11	有形民俗文化財	薬師堂境内の近世石仏群	近世	上矢部	未指定
12	記念物（史跡）	惣吉稲荷境内	中近世	上鶴間	市指定
13		龍像寺の岡野氏墓地	近世	淵野辺	市指定
14	記念物（植物）	縁切り榎（淵辺義博伝承）	—	淵野辺	未指定
15	文化的景観	小松・城北の里地里山	—	川尻	未指定
16	無形民俗文化財	御嶽神社例大祭の湯花神事	—	上矢部	未指定
17		薬師堂本尊の本開帳・中開帳	—	上矢部	未指定
18	地域遺産	御嶽神社本殿（野部義兼伝承）	—	上矢部	未指定
19		龍像寺（淵辺義博伝承）	—	淵野辺	未指定
20		日枝神社（淵辺義博伝承）	—	淵野辺	未指定
21		鹿島神社（淵辺義博伝承）	—	古淵	未指定
22		大日堂（井出の沢合戦供養伝承）	—	古淵	未指定
23		鎌倉道（古道地名）	—	—	未指定
24		中里橋（別れ橋：淵辺義博伝承）	—	淵野辺	未指定

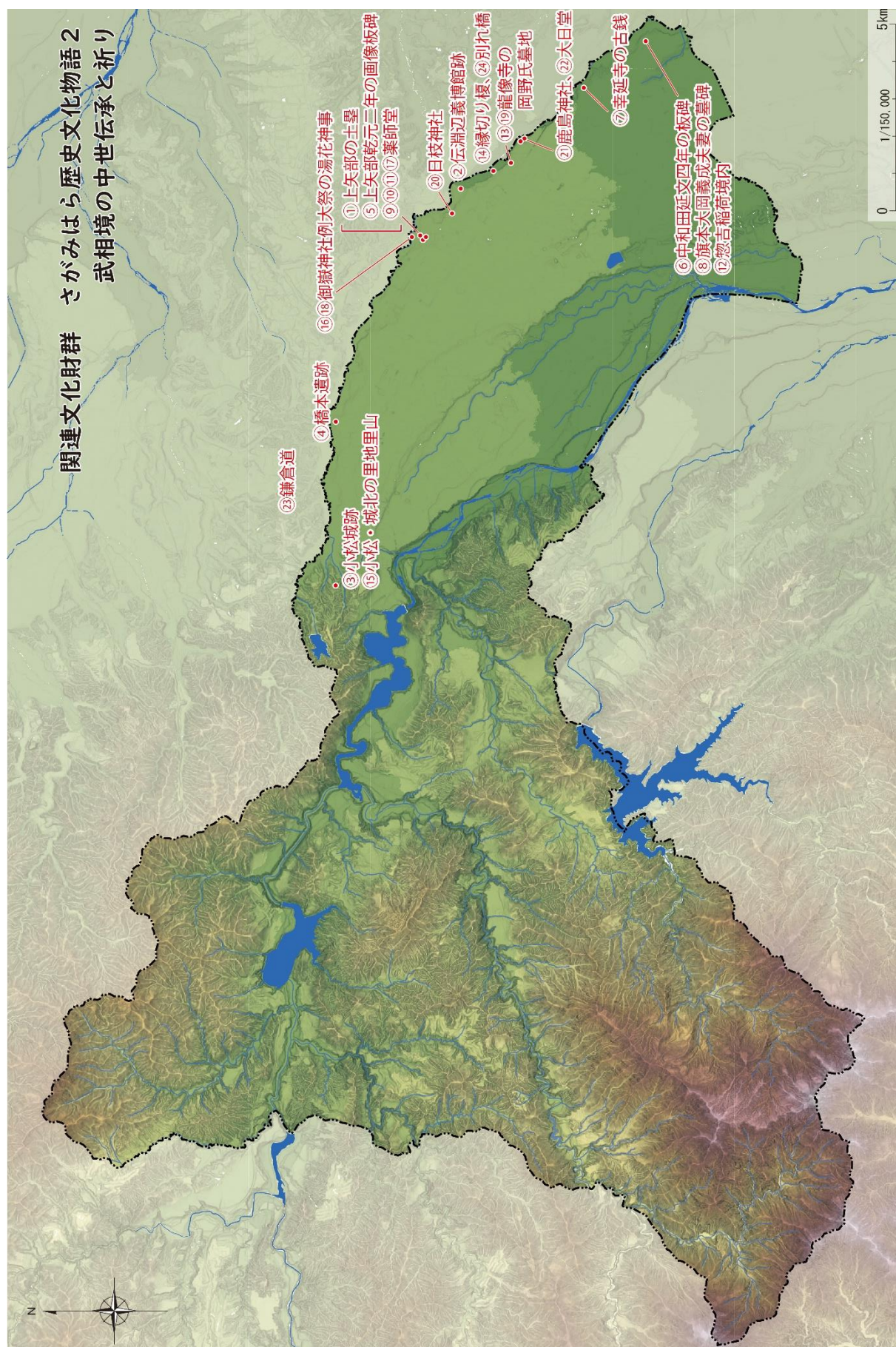


図 6-3 関連文化財群 さがみはら歴史文化物語2
「武相境の中世伝承と祈り」の構成文化財分布図

③さがみはら歴史文化物語2「武相境の中世伝承と祈り」の課題と方針

〈課題〉

- ・古くから語り継がれる伝承も地域の歴史文化の特性である一方、文化財の詳細調査を通して伝承と歴史を見極め、正しく市民や来訪者に伝える必要があります。
- ・道路事業を変更して現状保存された上矢部の土塁は、文化財としての保存・活用の取組がされておらず、市民や来訪者にその価値や魅力が十分に伝えられていません。

〈方針〉

文化財の詳細調査の推進

- ・中世伝承に関わる文化財の詳細調査を推進し、文化財としての価値の把握に努めます。

上矢部の土塁の史跡整備事業の促進

- ・地域の実情を考慮しながら、現状保存された文化財として保存管理や活用のあり方を検討し、指定・登録の保護措置を図り、市民に親しまれるよう史跡整備を促進します。

④さがみはら歴史文化物語2「武相境の中世伝承と祈り」の取組

No	取組の名称	取組の内容	取組主体					取組期間			
			行政	市民	各種団体	所有者等	専門家	1期	2期	3期	4期
62	上矢部の土塁の保護措置	境川沿いに残る中世武家館の一部を留める上矢部の土塁は、道路整備計画を一部変更して現状保存されており、指定もしくは登録史跡としての保護措置を図る。	◎				○				
重点 取組 63	上矢部の土塁の史跡整備事業	史跡として保存活用を図るため、中世の土木遺構を身近に感じられるよう環境整備し、二次元コードによりデジタルアーカイブとも連携した公開展示を図る。	◎	△	△		○				
重点 取組 5 再掲	個別文化財等の詳細調査	文化財指定等に関わらず、学術的価値等の把握、記録保存等による調査・研究を進め、文化財調査報告書として刊行する。特に継承が危ぶまれる無形の文化財や近代の文化遺産などを重点的に行う。	◎	○	○	△	○				
12 再掲	二次元コードを活用した文化財情報発信	文化財ホームページやさがみはらデジタルアーカイブと連携し、各所に設置した文化財説明板や標柱に二次元コードを表示し、現地での文化財情報発信の充実化を図る。	◎			△					

（3）さがみはら歴史文化物語3 境目の城・津久井城と黄金伝説

①ストーリー

津久井城は、津久井湖の南に聳^{そび}える城山に築かれた戦国時代の山城です。小田原城に本拠を置く戦国大名北条氏の支城として取り立てられ、内藤氏が歴代城主をつとめて津久井領を治めます。山頂には古城の記録を風化させまいと、江戸時代に建てられた**築井古城記碑**が今もひっそりと佇んでおり、山中に残る城郭遺構の土塁や堅堀などが往時を偲ばせます。発掘調査成果からは、戦国時代の礎石建物跡や庭園遺構なども発見されており、城主居館に相応しい拠点的な城郭の姿が蘇ります。

周辺には、内藤氏の菩提寺とされる**功雲寺**に**墓**が伝えられています。内藤氏によって何度も修築された**祥泉庵熊野堂（祥泉寺）**に**熊野三尊像**が祀られ、歴代当主が寄進状を送った**光明寺**に数多くの**内藤氏文書**が残されています。また、津久井城は戦国最強とうたわれる武田信玄など隣国甲斐に対する守りの要、「境目の城」として重要な位置にあります。戦国史に名高い三増合戦（愛川町）は、北条・武田の両軍勢が津久井城の南方ほど近くで激戦を繰り広げ、武田勢が退路をとった**信玄道**（歴史的地名）や**首塚**、**首洗い池**など、各地に信玄にまつわる遺跡や伝承が残されています。

双丘をなす津久井城の山頂東峰には、**飯縄神社**が祀られています。戦国時代には「天狗山」と呼ばれており、**津久井古城図**（江戸時代前期）には「飯縄大権現」が描かれています。飯縄権現は軍神と崇められる烏天狗をさし、北条氏滅亡後に内藤氏菩提寺である麓の功雲寺に下ろされたと伝えられています。現在も功雲寺本堂には烏天狗である**道了大薩埵**が祀られており、例年10月に**道了大祭**の法要が行われています。修験の寺院であった長竹の旧泉乗院に残される**紙本著色飯縄権現像**（16世紀）は、戦国の世の荒々しさを表すような形相が描かれています。

津久井城が築かれた城山は、地元では別名「**宝が峰**」と呼ばれ、古くは江戸時代前期の『甲陽軍鑑』に「寶が峯」と記されています。他にも、山頂には貴重な水源である「**宝が池**」の泉、山裾を流れる相模川の渌は「**宝が瀬**」と呼ばれています。津久井城にまつわる「宝」は、例えば明治時代に「築井城山を見通す茶木の下に黄金千枚朱千枚漆千枚埋りあり」と云い伝わるなど、地域に様々な**黄金伝説**が語り継がれています。そんな眉唾的なお話も、全く的外れではなさそうです。津久井城の発掘調査で、鍛冶工房跡から埴塙に転用された**金粒付着かわらけ**が発見され、城主の館で砂金を溶かして金の塊が作られていたことがわかってきました。津久井の山奥に流れる**神之川**では**砂金**が採取でき、その上流は「金山沢」と呼ばれています。大正時代の記録では、牧野でも採取が確認されています。また、津久井地域に継承される「**首長囃子**」は、明治時代に柳川長吉（“首長”は長吉のあだ名）が伝授した祭囃子ですが、もとは長吉が津久井の山で金が採れる噂を聞きつけ、多摩地域から来たのが発端です。津久井の山奥に産出する金をもとに、津久井城内で黄金を精製した城主内藤氏は、光明寺に朱印状を送っています。**光明寺文書**として残される五代当主直行の朱印は、砂金包のフォルムをした「**金割字寶朱印**」が使われていました。宝が峰に築かれた津久井城の黄金伝説はいま、歴史へと変わります。

②さがみはら歴史文化物語3「境目の城・津久井城と黄金伝説」を構成する文化財

	種類	名称	時代	地域	指定等
1	埋蔵文化財	津久井城跡（城山／宝が峰）	中世	根小屋	包蔵地
2		伏馬田城跡（尾崎城跡）	中世	牧野	包蔵地
3		金原の富士塚（首塚）	中近世	根小屋	包蔵地
4		反畑の首塚（浅間神社）	中近世	寸沢嵐	包蔵地
5	有形文化財（歴史資料）	築井古城記碑	近世	太井他	市指定
6		伝津久井城主内藤氏の墓	近世	根小屋	市登録
7		相州津久井領絵図（平本家本）	近世	津久井	市指定
8		相剏津久井城図但古城	近世	根小屋	未指定
9		相州三増峠図	近世	津久井	未指定
10	有形文化財（文書）	光明寺文書	中世	青山	市指定
11	有形文化財（考古資料）	津久井城跡出土品	中世	根小屋	未指定
12	有形文化財（建造物）	鳥屋諏訪神社本殿	近世	鳥屋	市指定
13	有形文化財（彫刻）	祥泉寺の木造阿弥陀如来立像・木造薬師如来立像・木造千手観音菩薩立像	中世	中野	市指定
14	有形文化財（絵画）	紙本著色 飯縄権現像	中世	長竹	市指定
15	記念物（地質鉱物）	神之川の砂金	—	青根	未指定
16		秋山川の砂金	—	牧野	未指定
17	無形民俗文化財	上溝のぼうち唄	—	上溝	市登録
18		功雲寺の道了大祭	—	根小屋	未指定
19		首長囃子	—	津久井	未指定
20	地域遺産	宝が池	中近世	太井	未指定
21		飯縄神社（天狗山）	—	太井	未指定
22		功雲寺（城主内藤氏の菩提寺）	—	根小屋	未指定
23		祥泉寺（熊野堂）	—	中野	未指定
24		光明寺（城主内藤氏寄進）	—	青山	未指定
25		信玄道	—	津久井	未指定
26		首洗池（三増合戦伝承）	—	寸沢嵐	未指定
27		下馬梅（津久井城落城伝承）	—	川尻	未指定

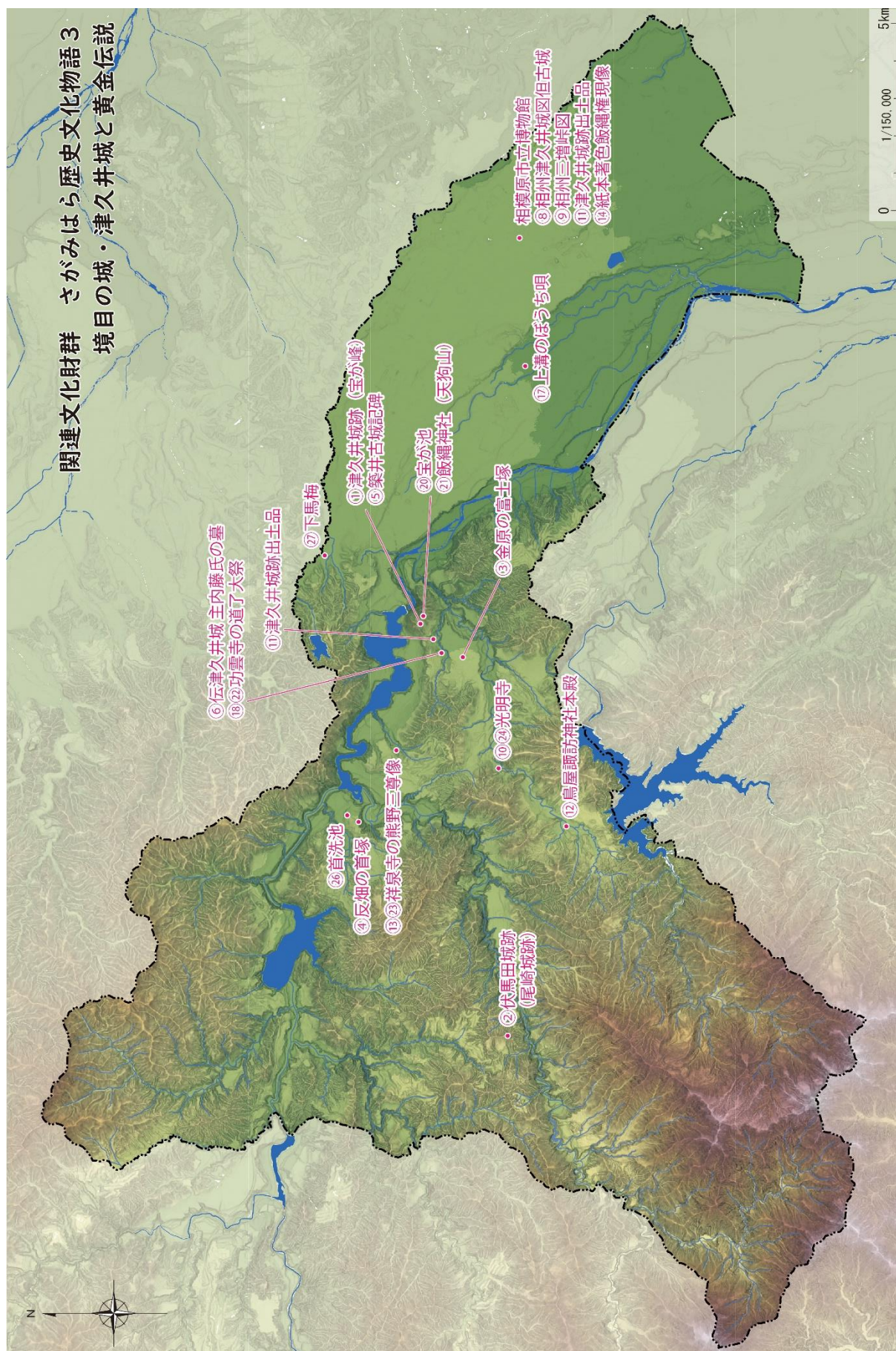


図 6-4 関連文化財群 さがみはら歴史文化物語3
「境目の城・津久井城と黄金伝説」の構成文化財分布図

③さがみはら歴史文化物語 3 「境目の城・津久井城と黄金伝説」の課題と方針

〈課題〉

- ・ 広大な山城である津久井城跡及び関連文化財の調査研究が十分ではありません。
- ・ 津久井城跡は県立津久井湖城山公園として供用されていますが、周辺地域を含めた歴史文化の特徴を一体的に捉えた情報発信が不十分であり、観光振興に生かされていません。

〈方針〉

津久井城の調査の推進

- ・ 津久井城を地域の歴史文化の中で評価や位置付けができるよう、専門家や市民調査員とも連携し、継続的に調査を進めます。

津久井城のPR促進

- ・ 津久井城に関わる歴史文化の特色や魅力のPRを図り、来訪者の利用促進につなげるため、県立公園や観光・商工団体等と連携して津久井城のPR活動を促進します。

④さがみはら歴史文化物語 3 「境目の城・津久井城と黄金伝説」の取組

No	取組の名称	取組の内容	取組主体					取組期間			
			行政	市民	各種団体	所有者等	専門家	1期	2期	3期	4期
64	津久井城跡市民協働等調査	戦国時代の津久井城跡は県立津久井湖城山公園に含まれ、土木遺構などが良好に保存されている。山城としての学術的価値を把握するため、市民協働調査を継続する。	◎	○	○	△	○				
13 再掲	ビッグイベントでのPR活動	各種のビッグイベントでの機会を活用し、歴史文化の体験教室や展示を通じた文化財PRブースによる情報発信を行う。	◎		○						

(4) さがみはら歴史文化物語 4 景勝の桂里^{かつらのさと} 甲州街道の相模四か宿

①ストーリー

戦国時代には津久井と甲府方面を結ぶ甲州道が存在していました。甲斐の武田信虎が猿橋に陣取って奥三方（津久井地域）に侵攻し、吉野の小猿橋で矢戦が行われたことや、越後の長尾景虎（後の上杉謙信）が小田原城への進軍で当麻の無量光寺に在陣した際、北条氏照は武田信玄の家臣に千喜良口（千木良村）への進軍を要請していること、武田信玄が北条氏照の滝山城（八王子市）を攻めた際、武田勢の別動隊（小山田信茂）が小仏峠から進軍したこと、三増峠合戦後に甲斐国上野原への撤退帰路などがそれを物語っています。

江戸時代に入り、徳川家康は五街道整備を進め、慶長6（1601）年にまずは東海道の宿駅伝馬制度（公用で宿場間を人馬で乗り継ぐ）がしかれ、同年中に甲州街道も成立します（江戸時代の呼称は「甲州海道」→「甲州道中」）。慶長11（1606）年には、姫路城主池田輝政の荷物が伝馬で小仏へ乗り継がれています。江戸時代初期より成立した甲州街道は、江戸日本橋から下諏訪宿を結びます。その間の相模国は、津久井山間部で東から小原宿、与瀬宿、吉野宿、関野宿の相模四か宿を通ります。この地域は相模川（桂川）の溪谷美にある村で、江戸時代にはその景勝を称えて「桂里^{かつらのさと}」と呼ばれていました。

五街道は大名の参勤交代に使用され、甲州街道を使用したのは、甲斐国谷村藩、甲府藩、信濃国高島藩（諏訪藩）、高遠藩、飯田藩です。宿場で大名が泊まる建物を「本陣」といい、県内で東海道含めて唯一残るのが小原宿本陣です。古民家の軒を連ねる小原地区は、宿場的な景観を今も残しています。小原宿本陣の襖^{ふすま}には、門を出て惜別を歌ったものや、山林の風景を見て、酒の宴を楽しんだ情景を歌った杜甫の漢詩の書があり、景勝地にある小原宿本陣の風情を感じることができます。与瀬宿、吉野宿、関野宿は本陣跡地として偲ばれ、明治天皇巡幸時に本陣で小休止した記念石碑が与瀬・吉野宿に残されています。吉野宿本陣には当時の3階建ての土蔵が残され、向かいには旅籠の名残を留めるふじや（藤屋）が街道宿場の景観を今に伝えます。

甲州街道の国境である小仏には関所が置かれていました。関所の取り締まりを避けるため、裏街道で千木良村を通行する人もでてきます。千木良村には古刹善勝寺や牛鞍神社、溝口桂巖屋敷跡の石垣が街道筋の往時の姿を留めます。千木良が生んだ漢詩人桂巖もまた、相模川の景勝をこよなく愛した一人でした。また、街道は富士山霊場の信仰により多くの人々が通行したほか、信濃・甲斐方面から産出される物資の運搬に利用され、江戸への物流を担う「中馬^{ちゅうま}」などが頻繁に往復し、経済性の高い街道として利用されました。参勤交代で街道を利用した高遠藩からは、石工が相模国に移っており、相模原地域には信州高遠石工によりつくられた石造物として、大沢の梅宗寺百観音や法性寺題目塔、大野北に残る秋葉灯籠があり、「高遠石工」が刻まれています。街道は物資だけではなく、人や技術も往来し、相模原の歴史文化にも刻まれていました。

②さがみはら歴史文化物語 4「景勝の桂里 甲州街道の相模四か宿」を構成する文化財

	種類	名称	時代	地域	指定等
1	有形文化財（建造物）	小原宿本陣	近世	小原	県指定
2		吉野宿ふじや	近代	吉野	市登録
3		吉野宿本陣土蔵	近世	吉野	未指定
4		牛鞍神社本殿 附 棟札 1 枚	近世	千木良	市指定
5	有形文化財（歴史資料）	相州津久井領絵図（平本家本）	近世	津久井	市指定
6		小原宿絵図	近世	小原	未指定
7		小原宿本陣屋敷間取図	近代	小原	未指定
8		小原宿高札	近世	小原	未指定
9		相州愛甲郡津久井甲州海道与瀬宿絵図	近世	与瀬	未指定
10		吉野宿小猿橋絵図	近世	吉野	未指定
11		吉野宿絵図	近世	吉野	未指定
12	有形文化財（書跡）	浄光寺本堂襖の狂歌・水墨画	近代	吉野	未指定
13	有形文化財（古文書）	小原宿本陣清水家文書	近世	小原	未指定
14		与瀬宿本陣坂本家文書	近世	吉野	未指定
15	有形文化財（彫刻）	浄光寺の木造阿弥陀如来坐像	中世	吉野	市指定
16	有形文化財（工芸品）	力士追手風喜太郎寄進の四神	近世	小湊	市登録
17		力士追手風喜太郎寄進の五具足	近世	小湊	未指定
18	有形民俗文化財	小原宿本陣清水家民具	近世	小原	未指定
19		梅宗寺の百観音	近世	大沢	市登録
20		大島法性寺の題目塔	近世	大沢	未指定
21		淵野辺日枝神社の標石	近世	淵野辺	未指定
22		秋葉灯籠	近世	大野北	未指定
23	史跡（遺跡）	溝口桂蔵ゆかりの地（屋敷跡石垣）	近世	千木良	市登録
24		与瀬宿本陣跡（屋敷跡石垣）	近世	与瀬	未指定
25		吉野宿の高札場跡	近世	吉野	未指定
26		小湊の一里塚跡	近世	小湊	未指定
27	天然記念物（植物）	小湊の一里塚跡の櫟	—	青根	未指定
28	伝統的建造物群	小原宿の古民家群	近代	小原	未指定
29	地域遺産	善勝寺	近世	千木良	未指定
30		与瀬神社（蔵王権現社）	近世	与瀬	未指定
31		慈眼寺	近世	与瀬	未指定
32		浄光寺	近世	吉野	未指定
33		増珠寺	近世	小湊	未指定

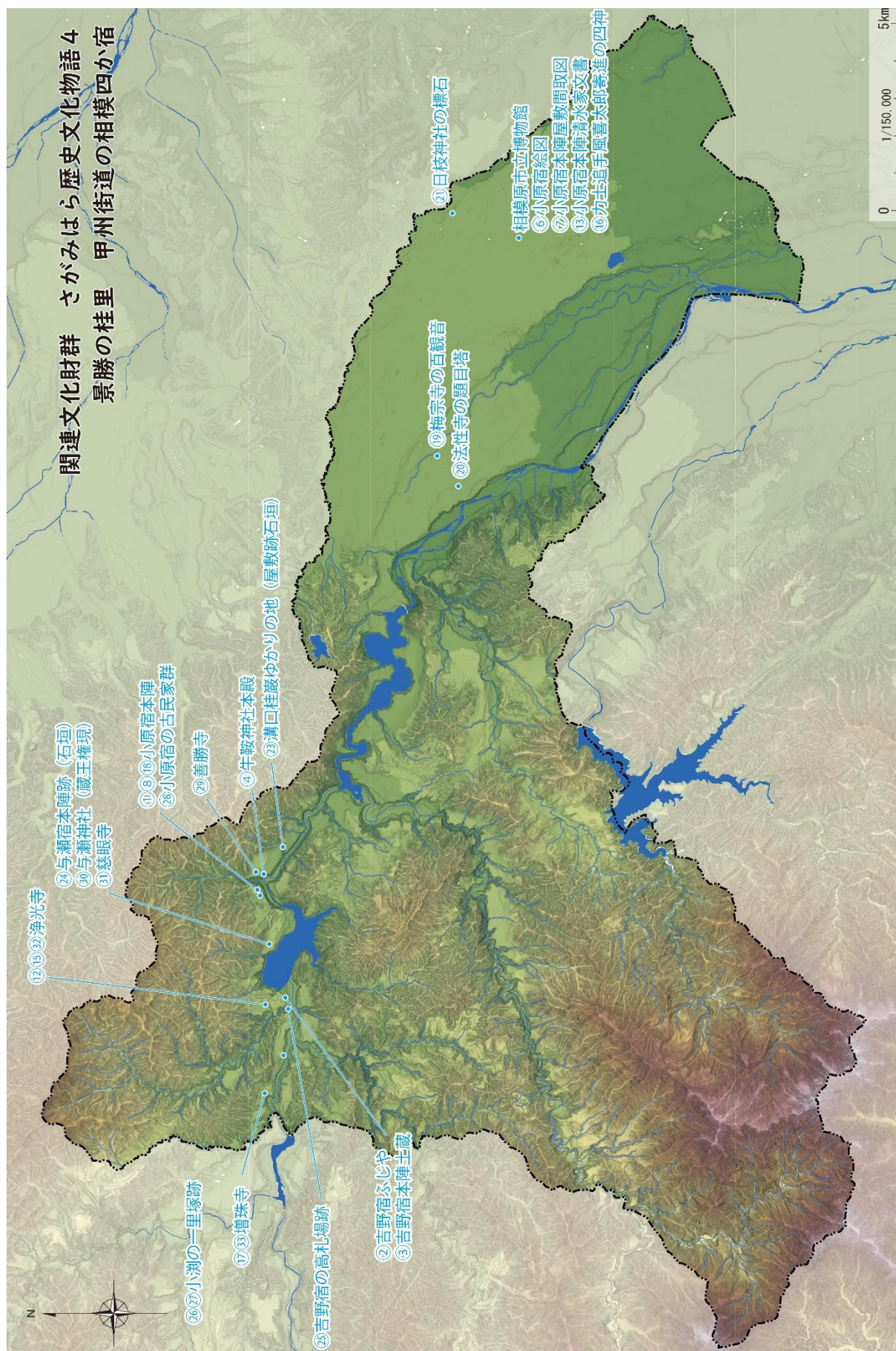


図 6-5 関連文化財群 さがみはら歴史文化物語 4
「景勝の桂里 甲州街道の相模四か宿」の構成文化財分布図

③さがみはら歴史文化物語 4 「景勝の桂里 甲州街道の相模四か宿」の課題と方針

〈課題〉

- ・小原宿本陣は県指定以前の50年以上前に建物全体の改修が行われていますが、老朽化が進み、耐震化など根本的な修理が必要です。
- ・小原宿本陣の価値や魅力が来訪者に十分伝わっていません。
- ・小原宿には文化財建造物である本陣、文化財関連施設である小原の郷、宿場的景観を留める伝統的建造物群（近代以降）が宿場的空間に一体的に残されていますが、市内のほか市外県外へのPRも不足しており、観光振興等に生かしきれていません。
- ・甲州街道の歴史文化の特徴を一体的に捉えた情報発信が不十分であり、来訪者に伝えきれていません。

〈方針〉

小原宿本陣の磨き上げ事業の促進

- ・中山間地域対策のモデル地区でもある小原宿において、文化財建造物の本陣建物を地域振興・観光振興の核ともなる魅力ある文化財公開施設として、根本修理と環境整備を促進します。

市民団体等による文化財保存活用事業の推進

- ・文化財建造物のユニークベニューとしての利活用促進を含め、地域振興や観光振興など多様な団体による文化財の普及活用の取組を支援します。

自治体間連携による文化財活用事業の推進

- ・甲州街道をテーマとした広域的な自治体間連携による文化財普及事業を展開します。
- ・歴史文化ガイドブック等や歴史文化のルートづくり等の活用の取組を図り、歴史文化の特色や魅力が来訪者に伝わるよう利用促進を図ります。

④さがみはら歴史文化物語 4 「景勝の桂里 甲州街道の相模四か宿」の取組

No	取組の名称	取組の内容	取組主体					取組期間			
			行政	市民	各種団体	所有者等	専門家	1期	2期	3期	4期
重点 取組 65	小原宿本陣の磨き上げ事業	県内に唯一残る本陣建物である小原宿本陣の改修・耐震化・防災設備の整備を行い、江戸時代の本陣を体感・体験できるよう整備し、小原の郷や小原の宿場的景観を留める古民家と連携した観光施設として磨き上げを図る。	◎	△	△		○				
14 再掲	さがみはら歴史文化ガイドブック等の作成	各地域版の歴史文化を巡るガイドブック等を作成し、歴史文化ツーリズムを促進する。	◎			△	△				
16 再掲	自治体間連携による文化財普及事業	甲州街道小原宿本陣を核とした街道沿いの関係自治体や、行政境となる河川沿いで一体的に歴史文化を形成する隣接自治体などと連携を強化し、活用事業を展開する。	◎								

No	取組の名称	取組の内容	取組主体					取組期間			
			行政	市民	各種団体	所有者等	専門家	1期	2期	3期	4期
42 再掲	歴史文化ツーリズム促進事業	各地域版の歴史文化を巡るウォーキングトレイル・サイクリングコースのルートを作成し、文化財や地域資源を周遊するネットワークを整備する。	◎			△					
51 再掲	市民団体等による文化財保存活用事業の財政的支援	市民団体等が主体となって地域の文化財を地域振興などの観点から保存活用する取組に対し、提案型市民協働事業や地域活性化事業等による財政的支援を行う。	◎		◎						

（５）さがみはら歴史文化物語 ５ 水と台地を活かした近代化の文化遺産

①ストーリー

富士の麓、山中湖を源流とする相模川と道志川は、津久井の山間^{やまあい}を抜けて寸沢嵐・三ヶ木・三井で合流し、さらにかつての津久井溪谷（現津久井湖）を流れて、相模野台地の北西部へと達します。広大で平坦な相模野台地もまた、悠久の相模川の流れと約9万年前以降の富士山の活発な火山活動により降り注いだ火山灰の堆積により形成されたものです。この水と台地が日本の近代化の歴史舞台となっていきます。

日本初の近代水道である**横浜水道**は、神奈川県^{かながわ}の御雇外国人であるイギリス陸軍技師パーマーによって設計されました。豊富な水量をもつ相模川・道志川の合流地点である三井村川井を取水地点として、急峻な津久井溪谷の断崖中腹を縫うように鑄鉄管の水道管を敷設し、明治20（1887）年に横浜市内に給水が開始されました。横浜水道の水路線は、鑄鉄管の運搬にトロッコが用いられたことから、「**トロッコ道**」や「**水道みち**」などと現在も呼ばれ、大島の段丘崖に石積みされた切通し状のトロッコ道が、土木工事の規模の大きさを物語っています。横浜水道は創設水道から戦前戦後にかけて4回の拡張工事と、関東大震災後の震災復興工事が行われ、取水地点も三井取水所から道志川の青山における**青山取水所**、**鮑子取水所**^{あびこ}へと変更、段丘崖開削から隧道への導水路線の変更などがされ、石積やレンガ積みの**取水施設**、**沈殿池**^{ちんてん}、**隧道**（**青山隧道**、**城山隧道**、**川尻隧道**）などが現在も残されています。大島にある市の老人福祉施設である溪松園は、昭和9（1934）年に完成した横浜水道の中間水槽である**大島送水井**^{そうすいせん}を、昭和47（1972）年にリノベーションしたものです。

横浜水道が横断する雛壇状の相模野台地は、見通しの良さから明治15（1882）年に日本初の近代測量による三角測量の基点となる直線、**相模野基線**が陸軍参謀本部測量課（現国土地理院）によって測量され、ここを基に、三角測量によって大正14（1925）年に五万分の一の全国地形図が完成します。本市の麻溝台に**北端点**、座間市域に**南端点**と中間点が設けられており、近代測量発祥の地といわれています。

首都東京に近い位置にある広大な相模野台地は、昭和12（1937）年の陸軍士官学校と練兵場の移転を皮切りに、軍関係施設が昭和18（1943）年までに相次いで設置

され、並行して神奈川県により「**相模原軍都計画**」による都市整備も進み、現在の国道16号線や**市役所前通り**など市街地区画が形成されます。一連の軍都計画により建造物や記念物、街並み景観が残される一方、広大な農地を練兵場として軍部に接収され、苦しい思いをした地域の人々の歴史を**旧麻溝村開墾記念碑**は物語っています。さらに神奈川県は、相模川河水統制事業により相模川の水資源の総合開発を進め、**相模ダム**、**津久井分水池**などの水利施設が建設されます。戦後は相模野台地の畑地灌漑事業へと展開し、**畑地灌漑用水**が高燥な相模野台地を潤していきます。

津久井の豊富な水源を起点とした近代水道と相模川の総合開発、広大で見通しの良い相模野台地を起点とした近代測量と軍事施設、戦後の畑地灌漑事業は、国内初や国内水と台地を生かした人々の英知による近代化の文化遺産を生み、近代化の歴史文化を特色付けます。

②さがみはら歴史文化物語5「水と台地を活かした近代化の文化遺産」を構成する文化財

	種類	名称	時代	地域	指定等
1	有形文化財（建造物）	横浜市水道局青山水源事務所 旧青山取水口	近代	青山	国登録
2		横浜市水道局青山水源事務所 旧青山沈殿池	近代	青山	国登録
3		横浜水道青山沈殿池水道神社	近代	青山	未指定
4		横浜水道青山沈殿池神社橋	近代	青山	未指定
5		横浜水道青山派出所	近代	青山	未指定
6		横浜水道鮑子取水施設	近代	吉野	未指定
7		横浜水道青山隧道下口	近代	青山	未指定
8		横浜水道城山隧道上口	近代	青山	未指定
9		横浜水道川尻隧道下口	近代	城山	未指定
10		横浜水道旧三井用水取水所沈殿池跡	近代	三井	未指定
11		横浜水道旧大島送水井（溪松園）	近代	大島	未指定
12		水道橋（近代アーチ橋）	近代	三ヶ木	未指定
13		旧陸軍通信学校将校集会所	近代	大野中	市登録
14		旧陸軍通信学校表門	近代	大野中	未指定
15		旧陸軍通信学校高架水槽	近代	大野中	未指定
16		旧陸軍通信学校倉庫	近代	大野中	未指定
17		旧相模陸軍造兵廠相模神社	近代	大野北	未指定
18		中野監視廠	近代	中野	未指定
19		青根監視廠	近代	青根	未指定
20		相模ダム	近代	与瀬	未指定
21		沼本ダム	近代	三井	未指定
22		津久井分水池	近代	川尻	未指定
23		畑地かんがい用水大野支線	現代	淵野辺	市登録
24		畑地かんがい用水東西分木工	現代	淵野辺	市登録

25	有形文化財（建造物）	畑地かんがい用水虹吹分水池	現代	上溝	未指定
26	有形文化財（歴史資料）	横浜水道本邦水道創設之处記念碑	近代	三井	未指定
27		旧陸軍電信第一連隊 電信神社碑及び奠 営訓辞碑	近代	大野中	市登録
28		旧麻溝村開墾記念碑	近代	麻溝台	未指定
29	史跡（遺跡）	横浜水道トロッコ道	近代	大沢	未指定
30		相模野基線北端点	近代	麻溝台	市指定
31	名勝	旧陸軍通信学校将校集会所庭園	近代	大野中	市登録
32	埋蔵文化財	百米比較室跡	近代	相武台	包蔵地
33	地域遺産	相模原都市建設区画整理事業による街 並み	近現代	相模原	未指定

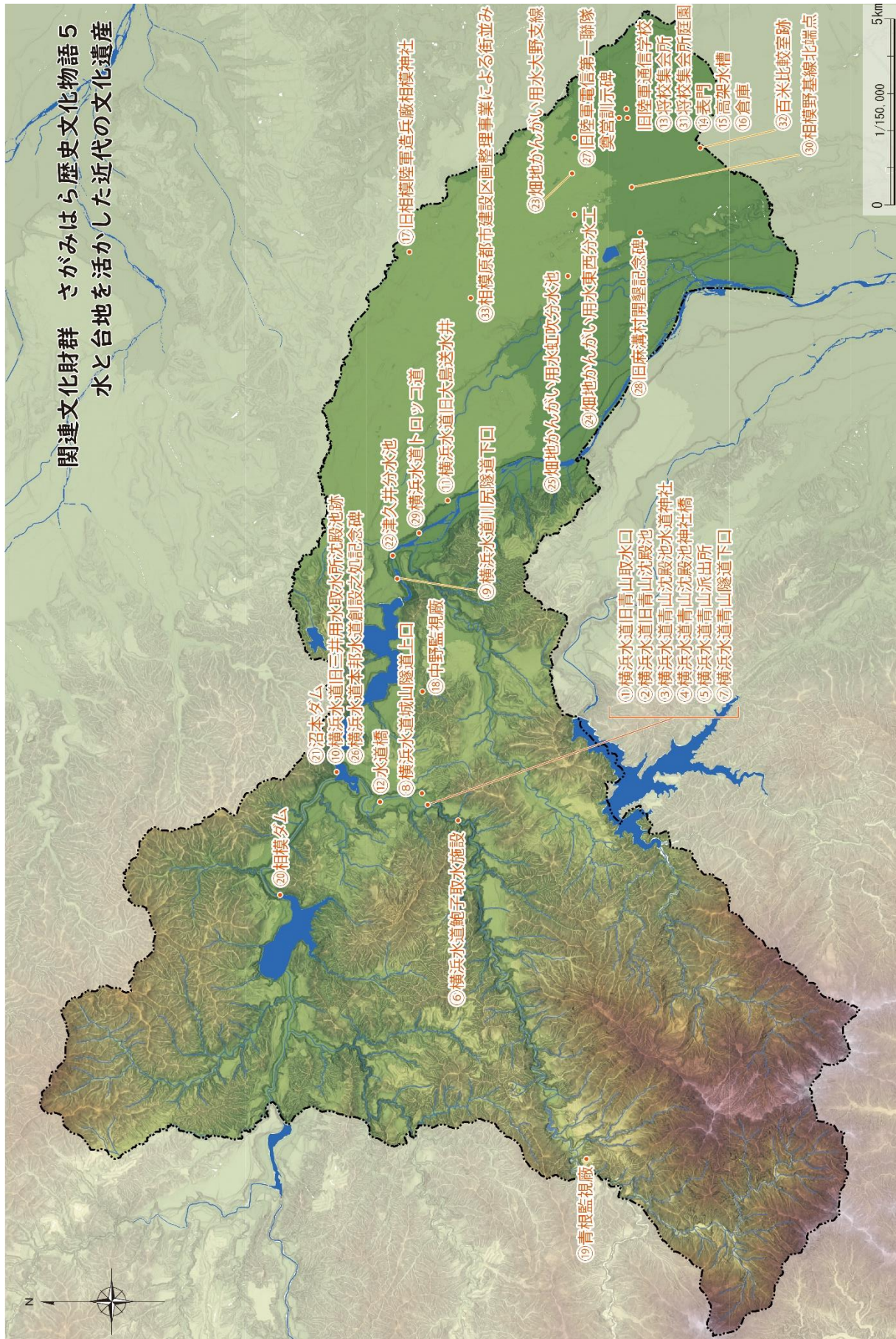


図 6-6 関連文化財群 さがみはら歴史文化物語5
「水と台地を活かした近代の文化遺産」の構成文化財分布図

③さがみはら歴史文化物語5「水と台地を活かした近代化の文化遺産」の課題と方針

〈課題〉

- ・県や市史・町史編さん事業による調査により、建造物等の近代の文化遺産の把握が進んでいますが、各文化財の詳細調査までは十分ではありません。
- ・埋蔵状態である近代の遺跡の所在把握が進んでいません。
- ・市内における近代の文化遺産の特色は水利施設や軍事施設にありますが、これら新しい時代の文化財の指定・登録が進んでいません。

〈方針〉

近代の文化遺産調査の推進

- ・近代の文化遺産の価値の把握や、老朽化等により現状保存が困難な場合など、様々なケースに応じた詳細調査や記録保存調査を進めます。
- ・埋蔵文化財としての近代の遺跡の把握調査を進めます。

近代の文化遺産の国登録等の推進

- ・本市の近代の文化遺産は近代水道や近代測量など日本初の発祥的性格をもつものや、相模川河水統制事業や畑地灌漑事業、軍都計画など当時としては国内最大の事業であった特色があり、国登録文化財等の保護措置を推進し、文化財の保存・活用を図ります。

④さがみはら歴史文化物語5「水と台地を活かした近代化の文化遺産」の取組

No	取組の名称	取組の内容	取組主体					取組期間			
			行政	市民	各種団体	所有者等	専門家	1期	2期	3期	4期
66	近代の文化遺産の調査事業	文化財指定等に関わらず、近代の文化遺産の現況把握や学術的価値等を把握する詳細調査、記録保存等による調査を進め、文化財調査報告書として刊行してその成果の公開を図る。	◎	△	△	○	◎				
7 再掲	埋蔵文化財の発掘調査	開発事業等と埋蔵文化財保護との円滑な調整を図るため、取扱いを判断する事前の試掘調査や記録保存の発掘調査を実施する。	◎			△					
重点 取組 22 再掲	近代の文化遺産の国登録等	本市には日本初の近代水道や相模川河水統制事業、軍都計画等による特徴的な近代の文化遺産が多く残されており、地域の歴史的環境の向上を図るため、国登録等による保護措置を進める。	◎			△	○				

第2節 文化財保存活用区域

1. 文化財保存活用区域の考え方

(1) 文化財保存活用区域設定の目的

文化財保存活用区域とは、文化財が特定の区域に集中している場合に、その周辺環境を含め、文化財群を核として文化的な空間を創出するために設定する計画区域を指します。本市の歴史文化の特性に応じて設定するもので、法令上の規制区域を設けるようなものではありません。文化財が集中する地域を面的に保存活用することで、歴史文化が薫る魅力的な空間の創出につなげていこうとするものです。

(2) 文化財保存活用区域設定の考え方

本市の文化財保存活用区域設定の考え方は、次のとおりです。

- ・指定文化財に限らず未指定文化財も含めて、市域でも特に文化財の集中する地域であること。
- ・関連文化財群に含まれる構成文化財が集中している地域であること。
- ・多様な文化財類型を含んでおり、本市の歴史文化の特性をよく示す文化財群で構成されていること。
- ・周辺環境を含めて古くからの景観が保たれ、自然と調和した地域であること。
- ・文化財の保存活用に関わる人々の活動があり、地域振興、観光振興にも寄与することが見込まれること。
- ・文化財関連施設が一つ以上含まれる地域であること。
- ・関連する法令や施策とも連携した保存活用に取り組むことで、より発展的に文化的な空間が創出され、魅力ある地域づくりが期待されること。

(3) 相模原市の文化財保存活用区域

文化財保存活用区域設定の目的や考え方に基づき、本市では自然と調和した歴史的な景観が残る区域として、「田名向原遺跡及び無量光寺周辺区域」を設定します。

区域の概要

保存活用区域	田名向原遺跡を含めて谷原古墳群から東原古墳までの東西範囲に、当麻地区の無量光寺を中心とした当麻宿や芹沢、市場の各集落及び笈退の遺跡がある谷部を含む区域
関連文化財群	1. 相模川が育む先史・古代文化の流れ
核となる文化財	・田名向原遺跡（国史跡） ・当麻谷原古墳（市史跡） ・当麻東原古墳（市史跡） ・無量光寺（各種市指定等）
核となる文化財関連施設	・史跡田名向原遺跡公園 ・史跡田名向原遺跡旧石器時代学習館（旧石器ハテナ館）
周辺の学校	・夢の丘小学校 ・麻溝小学校 ・光明学園相模原高等学校

周辺の主要交通	・ J R 相模線原当麻駅 ・ 圏央道相模原愛川インターチェンジ ・ 国道 129 号 ・ 県道 48 号 ・ 県道 52 号 ・ 県道 508 号
---------	--

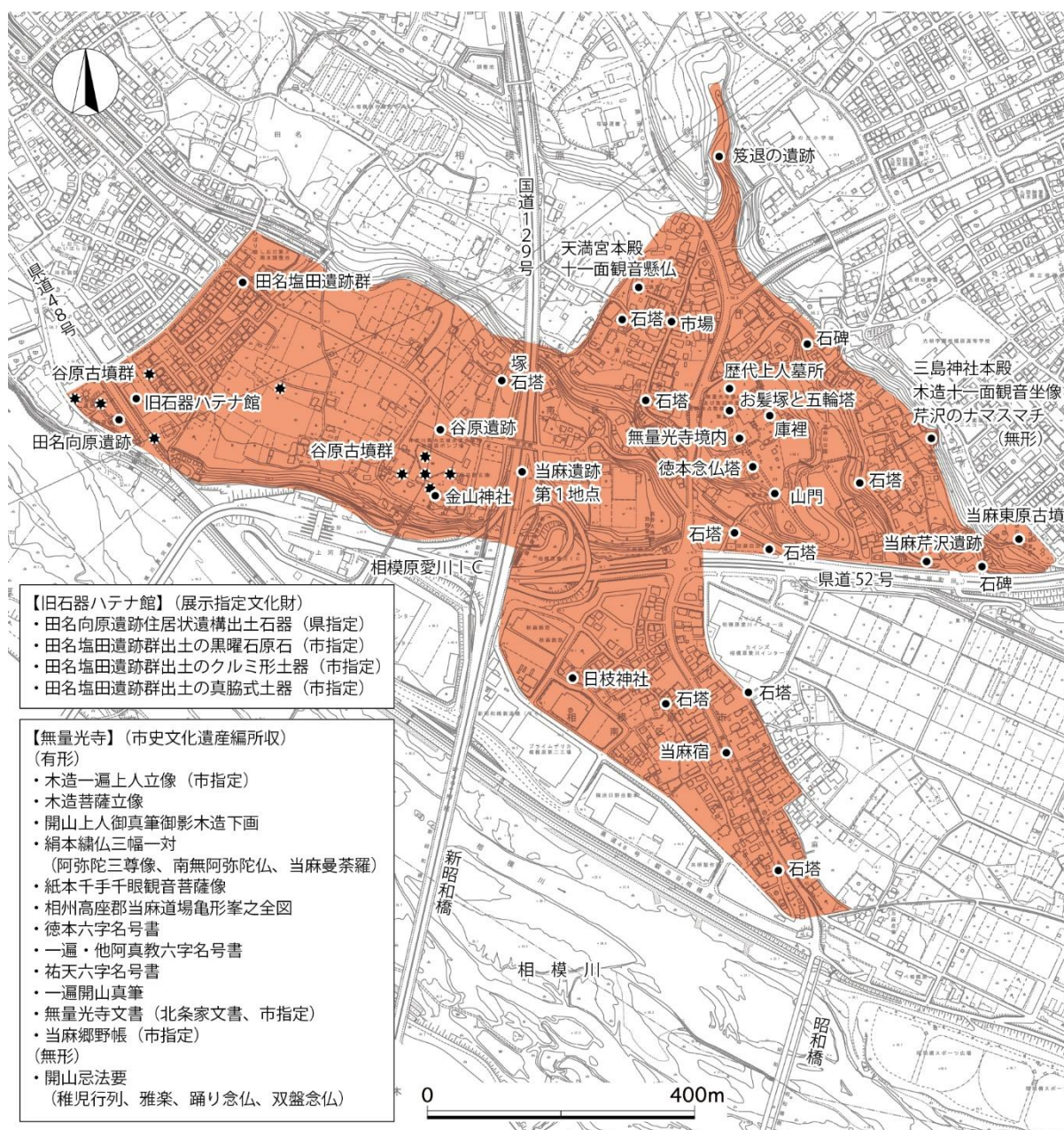


図 6-7 文化財保存活用区域 構成文化財分布図（当麻～田名塩田）

2. 文化財保存活用区域の課題・方針・取組

〈課題〉

- ・我が国の旧石器時代遺跡を代表する田名向原遺跡や、時宗開祖一遍上人が開いた当麻山無量光寺が所在し、遠方からの道路アクセスにも絶好な環境であるにも関わらず、来訪者が伸び悩んでいます。
- ・市内のほか市外県外へのPRが不足しており、観光振興等に生かされていません。
- ・地域の歴史文化の特徴を一体的に捉えた情報発信が不十分であり、来訪者に伝えられていません。
- ・史跡田名向原遺跡公園などにおいて、市民等と連携した活用事業の取組を継続・発展していくため、文化財ボランティアである文化財調査・普及員の育成や支援を図る必要があります。

〈方針〉

旧石器ハテナ館を核とした活用事業の推進

- ・遺跡公園のガイダンス施設として整備された旧石器ハテナ館を活動の中核として、史跡や周辺文化財を含めた活用事業を推進します。
- ・文化財調査・普及員や他の文化財の担い手等と連携して、歴史文化ガイドブック等や歴史文化のルートづくり等の活用の取組を推進します。
- ・区域の歴史文化の特色や魅力のPRを図り、来訪者に伝わるよう利用促進を図ります。

〈取組〉

No	取組の名称	取組の内容	取組主体					取組期間			
			行政	市民	各種団体	所有者等	専門家	1期	2期	3期	4期
67	市民協働による史跡田名向原遺跡活用事業の推進	文化財ボランティアである文化財調査・普及員や田名向原遺跡案内・普及実行委員会と、田名向原遺跡を含めた当麻地区の歴史文化ガイドブック等の作成、歴史文化ウォーキングトレイル等のルート作成、文化財説明板等の整備を市民協働で進める。	◎	○	○	○	△				
11 再掲	文化財説明板の設置・改修	文化財が所在する現地に文化財説明板の設置を行う。また経年劣化の状態を定期的に把握し、計画的に説明板の改修を行う。	◎	△	△	△					
14 再掲	さがみはら歴史文化ガイドブック等の作成	各地域版の歴史文化を巡るガイドブック等を作成し、歴史文化ツーリズムを促進する。	◎			△	△				

第3節 地域遺産制度の創設

1. 地域遺産制度の考え方

本市の指定等文化財は、文化財の価値付けのもとに、市にとって重要なものを指定し、保存・活用の取組が特に必要なものを登録してきました。これらは本条例の規定に基づき、教育委員会発意で文化財を選定し、その価値に応じ、所要の手続きを経て指定等の措置がとられたものです。これに対し、これまでの文化財の法律・条例等の枠組とは別に、「未指定等の文化財を地域で遺していきたい」、「地域の文化財を地域で保存活用に取り組みたい」といった市民発意によるものとして、「地域遺産」として認定する制度が全国のいくつかの自治体で進められています。

地域遺産制度は、関連文化財群のように、地域のいくつかの文化財をストーリーによって関連付けしたものを認定し、地域で一体となって保存・活用を図るものです。従前の指定等の枠組とは異なり、市民提案型の文化財保存活用の仕組みづくりとなります。本市には既に市民協働提案制度や地域活性化事業交付金制度があり、一部には文化財の保存・活用への取組に適用されていますが、地域遺産として将来にわたって遺していく永続性が求められます。

地域遺産制度は、地域の文化財の掘り起こし、新たな文化財価値の発見にもつながり、市民文化の創造に寄与しうるものです。従来型の教育委員会主導の指定・登録制度に加え、地域住民が大切に遺したいと思うものを認定する市民提案型の地域遺産制度により、市域全体の文化財の強固な保存活用の仕組みづくりにつながります。

2. 地域遺産制度の課題・方針・取組

No	取組の名称	取組の内容	取組主体					取組期間			
			行政	市民	各種団体	所有者等	専門家	1期	2期	3期	4期
重点 取組 54 再掲	さがみはら地域遺産制度の創設	本条例の文化財の指定・登録は教育委員会が選定して保護措置を図るものとなっているため、地域団体や市民団体が自ら関わって積極的に地域の文化財の保存・活用に取り組めるよう、地域遺産制度の創設を検討する。	◎	○	○	○	○				

第4節 さがみはら地域遺産ネットワーク

1. さがみはら地域遺産ネットワークの考え方

本市の人文、自然、天文の総合博物館である市立博物館では、市民とのパートナーシップに基づく歴史文化の発信事業として、博物館ネットワーク計画「相模原どこでも博物館」に取り組んでいます。「相模原どこでも博物館」は、市域全体を博物館と見立て、市域にあるさがみはら地域遺産の有効活用や、他の博物館関連施設（文化財関連施設）などとの連携により、新しい生涯学習機会の創出を目指すものです。市民があらゆる機会、あらゆる場所において、郷土の歴史文化を学習し、その成果を適切に生かすことができるようにすることを基本理念とし、「どこでも博物館見どころMAP」の作成や文化財散策ルートづくり、市民学芸員との博物館協働事業の取組、市民による研究成果の発表機会の提供、学芸員出前講座など、博物館を基点とした人・もの・ことのネットワーク化を進めています。

また、本市では市内に分散している文化財、歴史文化資源を含めた情報を一元化し、広く市民等に公開・共有するデジタルアーカイブの構築を進めています。本市のデジタルアーカイブの構築は、「知る・学ぶ・楽しむ@さがみはら」をコンセプトとして、本市の魅力向上やシビックプライドの醸成、地域課題の解決に資するものとなるよう、継続的に取組を進めます。デジタルアーカイブを通して、現地で見ることができる文化財の情報とつながり、文化財マップや歴史文化ガイドブック、歴史文化ツーリズム等の促進につなげます。

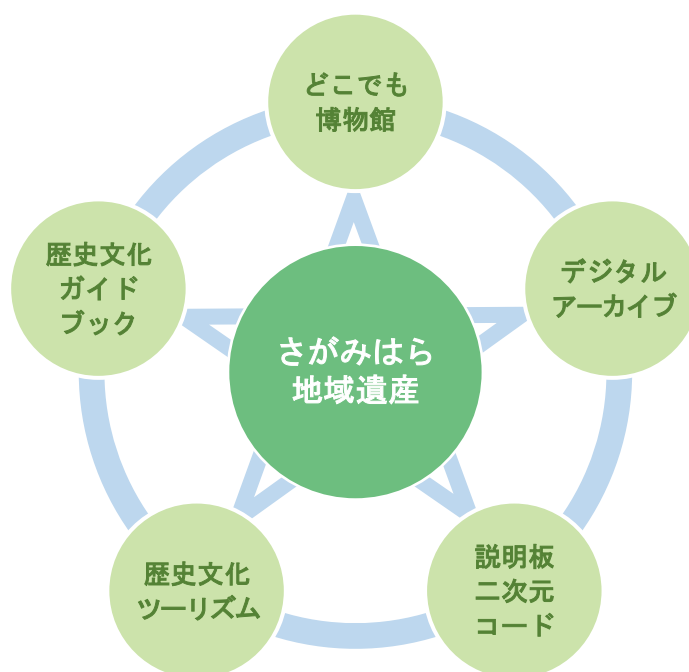


図 6-8 さがみはら地域遺産ネットワークのイメージ

2. さがみはら地域遺産ネットワークの課題・方針・取組

No	取組の名称	取組の内容	取組主体					取組期間			
			行政	市民	各種団体	所有者等	専門家	1期	2期	3期	4期
重点 取組 9 再掲	さがみはらデジタルアーカイブ	さがみはら地域遺産の検索・閲覧ができるようデジタルアーカイブ化し、文化財の位置情報もアーカイブ上のマップで閲覧できるよう構築する。	◎			△					
10 再掲	ホームページ・SNSを活用した文化財の情報発信	市のホームページで公開している地理情報システム(We b公開型GIS)による文化財情報や、各種普及事業等をホームページ・SNSを通じて情報発信を行う。	◎			△					
12 再掲	二次元コードを活用した文化財情報発信	文化財ホームページやさがみはらデジタルアーカイブと連携し、各所に設置した文化財説明板や標柱に二次元コードを表示し、現地での文化財情報発信の充実化を図る。	◎			△					
14 再掲	さがみはら歴史文化ガイドブック等の作成	各地域版の歴史文化を巡るガイドブック等を作成し、歴史文化ツーリズムを促進する。	◎			△	△				
19 再掲	相模原どこでも博物館推進事業	博物館をコア施設とした「相模原どこでも博物館」による関連施設と市民の学習活動のネットワーク化を促進する。	◎	○	○	○					
42 再掲	歴史文化ツーリズム促進事業	各地域版の歴史文化を巡るウォーキングトレイル・サイクリングコースのルートを作成し、文化財や地域資源を周遊するネットワークを整備する。	◎			△					

第7章 文化財の防災・防犯

第1節 文化財の防災・防犯に関する現状と課題

1. 現 状

(1) 風水害

明治期以降の堤防やダム建設などの治水対策により、河川からの氾濫（外水氾濫）の危険性は低下していますが、都市的な土地利用によって土地の保水能力が低下し、排水機能の飽和による内水の浸水被害が局所的に発生しています。また、本市域における土砂災害（特別）警戒区域の指定状況は、特別警戒区域を含め、急傾斜地の崩壊が1,357か所、土石流850か所、地すべり1か所が指定されており、その多くが山地を擁する津久井地域となります（令和6（2024）年4月1日時点）。暴風雨などによる倒木で文化財に被害が及ぶことも懸念されます。

近年国内では1時間に100mmを超えるような豪雨が頻発していますが、市内の地域気象観測所のこれまでの降水量の統計による極値と確率計算による降水量をみると、相模原中央では100年に一回程度の降雨、相模湖では30年以上に一回程度の雨が実際に観測されています。記憶に新しい「令和元年東日本台風」では、本市域も甚大な被害を受けており、床上床下浸水含めた建物被害が400棟以上、土砂災害は250か所にのぼりました。文化財においても、国登録有形文化財の旧中村家住宅など、文化財への直接的な被害も発生したほか、市登録有形民俗文化財の寸沢嵐沼本の徳本念仏塔がある石仏群の裏手岩盤が一部崩壊するなど、文化財のおかれている環境にも影響が出ています。このような豪雨が広域に発生した場合には、浸水想定のようなこれまでに経験のない豪雨災害が発生するおそれがあります。

表 7-1 風水害の履歴

発生日月日	理由	死傷者	住家被害等
昭和 57（1982）年 8 月 1 日	台風第 10 号	死者 5 名、負傷者 7 名	床上・床下浸水 69 棟（藤野地域）、崖崩れ 66 か所（津久井地域）
昭和 61（1986）年 3 月 23 日	大雪	なし	断水 8 万戸、停電 6 万 5 千戸
平成 2（1990）年 8 月 8 日	集中豪雨	なし	床上・床下浸水 76 棟
平成 3（1991）年 9 月 19 日	台風第 18 号	斜面崩壊による負傷者発生	床上・床下浸水 265 棟（非住家 20 軒）
平成 20（2008）年 8 月 28 日～29 日	大雨	なし	市内全域で床上・床下浸水 144 棟
平成 26（2014）年 2 月 14 日～17 日	大雪	負傷 104 名	停電 5 千軒以上
平成 28（2016）年 8 月 22 日	大雨	死者 1 名	床上・床下浸水 8 棟、崖崩れ 4 件、停電 400 軒
令和元（2019）年 10 月 11 日～13 日	令和元年東日本台風（台風 第 19 号）	死者 8 名、負傷者 3 名	床上・床下浸水 356 棟、崖崩れ 216 か所（藤野地域・相模湖地域・津久井地域・城山地域）停電 3,959 軒、断水 3,722 戸

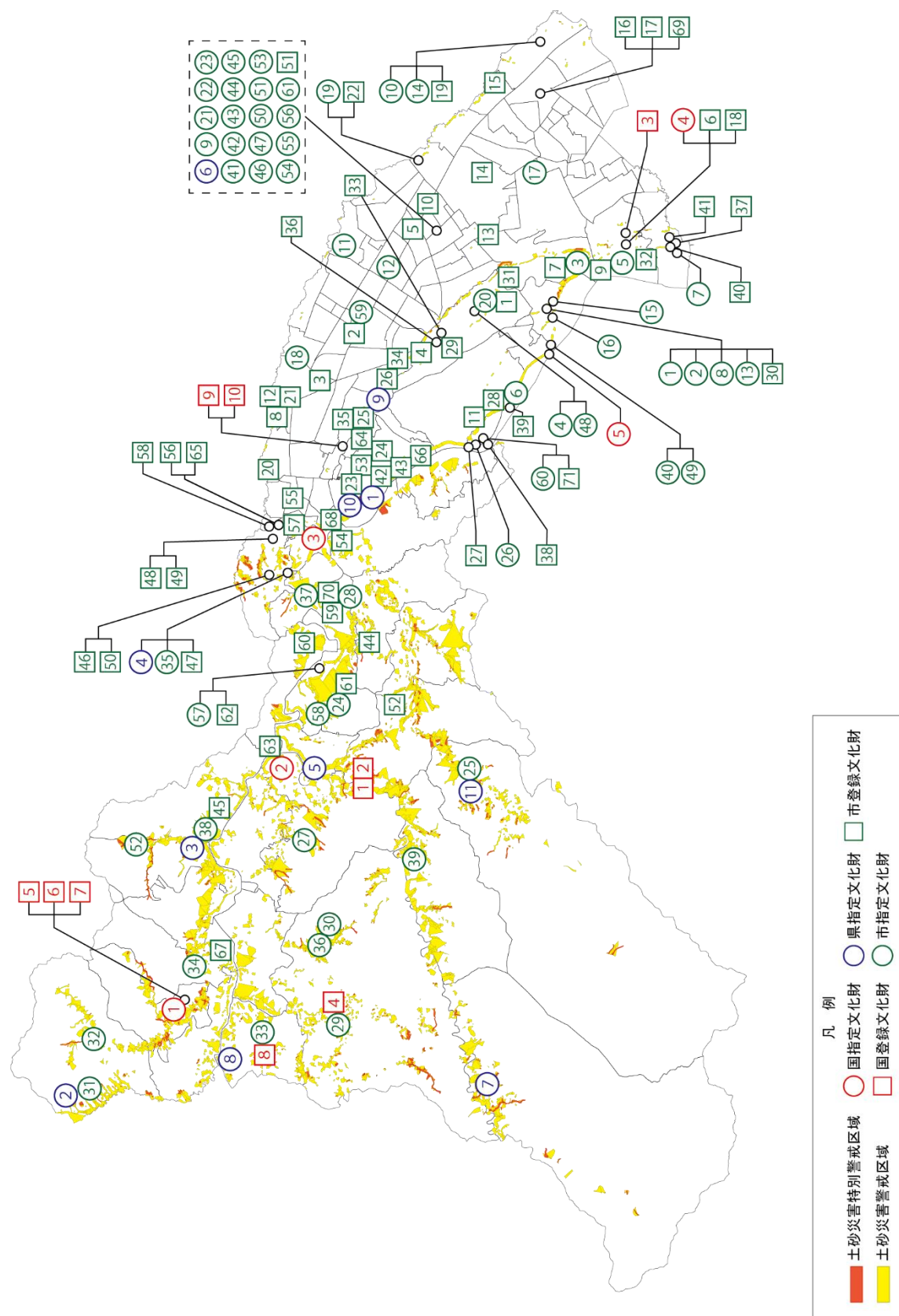


図 7-1 土砂災害の影響を受ける可能性のある区域

(2) 地震

本市を中心とする関東地方の地質構造、活断層の分布、地震の発生状況等の調査結果から、本市に被害を及ぼすおそれのある地震は、活断層による直下型地震、プレート境界の海溝型の地震、南関東直下の地震が挙げられています。また、相模川沿岸では低地部で液状化の危険性が指摘されています。

表 7-2 相模原市に影響を及ぼす地震

地震のタイプ	発生場所	地震の規模、発生確率等	住家被害等
活断層による直下型地震	国府津－松田断層帯	相模トラフ地震の分岐断層とみられる。	百年以上後に、震度6強程度
プレート境界の海溝型の地震	相模トラフ（大正12（1923）年関東地震の再来）	マグニチュード8程度（中長期的な対策の対象）	
	駿河トラフ（東海地震）、南海トラフ	マグニチュード8程度 切迫性がある。	近い将来、震度5強程度
南関東直下の地震	海側と陸側のプレートの境界面	マグニチュード7程度 ある程度の切迫性がある。	北関東で発生する可能性
	海側プレート内部		東京都以北で発生する可能性
	地表から浅い場所		どこで起きるか分からないが直下で起これば震度6強程度

(3) 火山災害

本市の周辺には、富士山や箱根山などの活火山があり、このうち、本市は富士山について、富士山火山防災対策協議会により富士山ハザードマップが改定（令和3（2021）年3月）されたことに伴い、令和3（2021）年5月31日に、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）に基づく火山災害警戒地域に指定されました。富士山の噴火により、溶岩流と降灰の影響が想定されます。また、箱根山の噴火による本市への影響は想定されていませんが、噴火の規模や風向によっては、市域への降灰の可能性が考えられます。

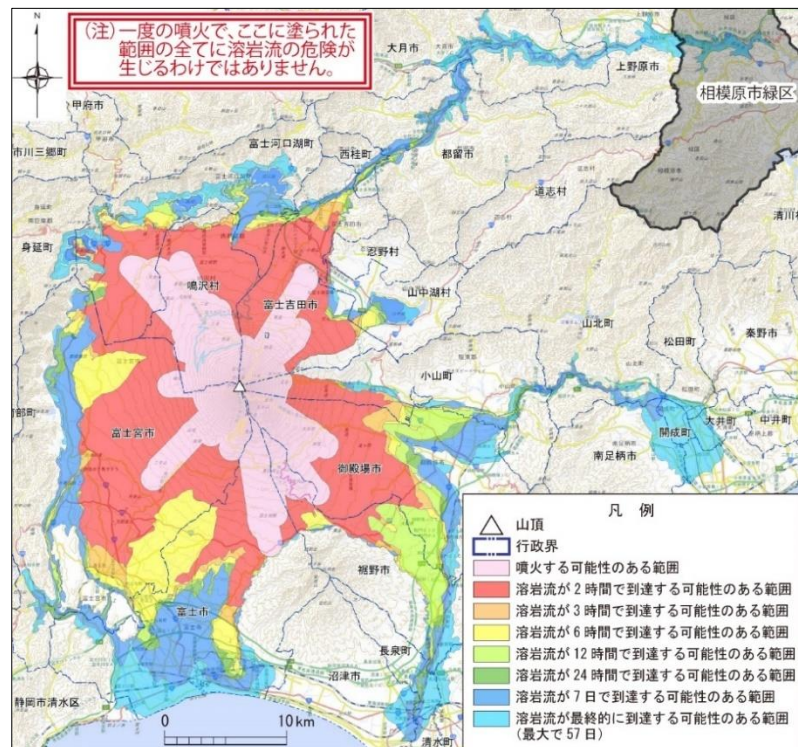


図 7-2 溶岩流可能性マップ
(出典：相模原市 令和3年 溶岩流可能性マップ)

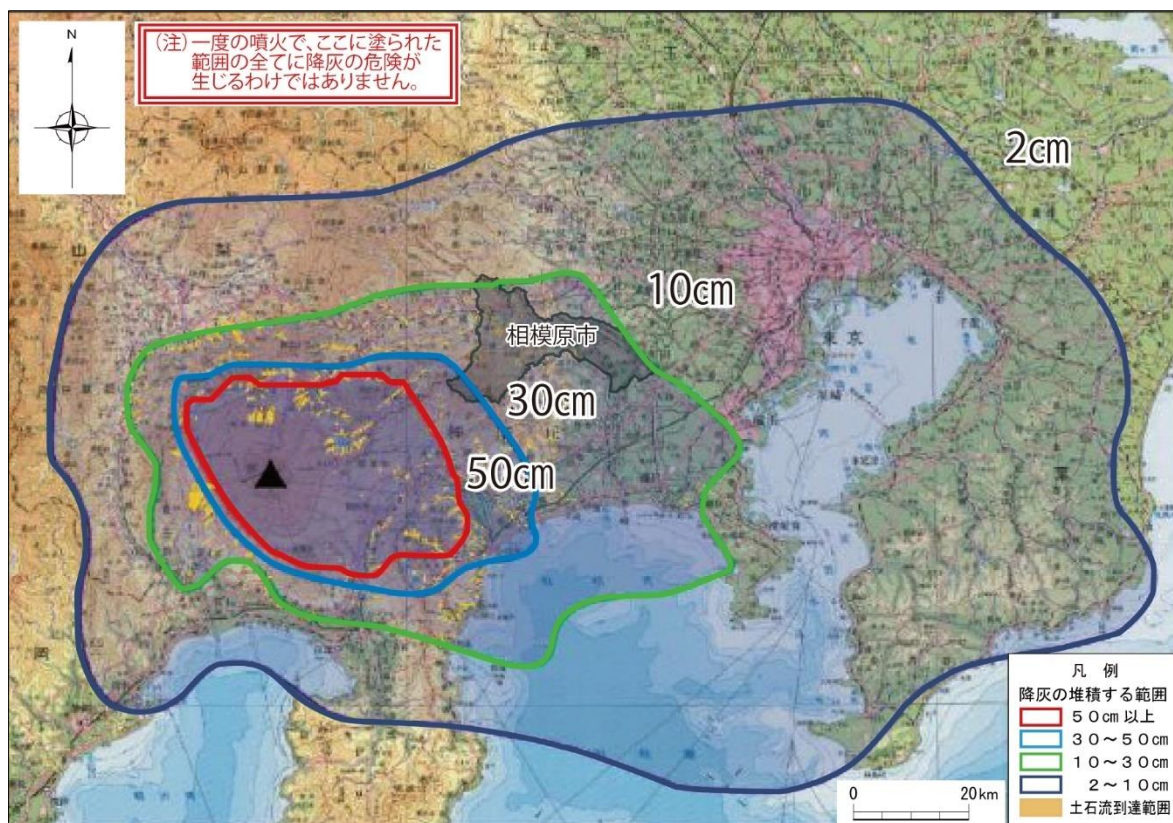


図 7-3 降灰可能性マップ（出典：相模原市 令和 5 年 神奈川県版「富士山防災マップ」）

（４）火 災

市内における令和 5（2023）年の火災件数は 150 件で、発生件数はほぼ一定に推移しています。出火原因は「たばこ」27 件が最も多く、次いで「こんろ」16 件となっています。文化財に関しては、古い建物施設であるがゆえに、漏電等の危険性をはらんでいることが多いとみられます。近年、フランスのノートルダム寺院や沖縄県の国史跡首里城跡などを代表とする文化財の火災などが発生し、火災による文化財の焼失を防ぐ実効的な対応が求められています。本市においても、戦前に建設され市内で唯一現存していた青根小学校の木造校舎が、平成 27

（2015）年 4 月に市登録有形文化財に登録されましたが、翌平成 28（2016）年 4 月に全焼し、登録抹消となっています。また、未指定文化財においても、平成 24（2012）年に下溝八幡宮本殿が焼失したほか、津久井城が築かれた城山の山頂付近に樹齢 900 年と伝える大杉がありましたが、平成 25（2013）年に落雷を受けて焼失しました。いずれも地域に親しまれ、シンボリックな存在であったものです。そのような中、本市では『相模原市地域防災計画』に基づき、防火訓練などの防火対策に取り組んでいます。



図 7-4 焼失した青根小学校校舎（登録抹消）

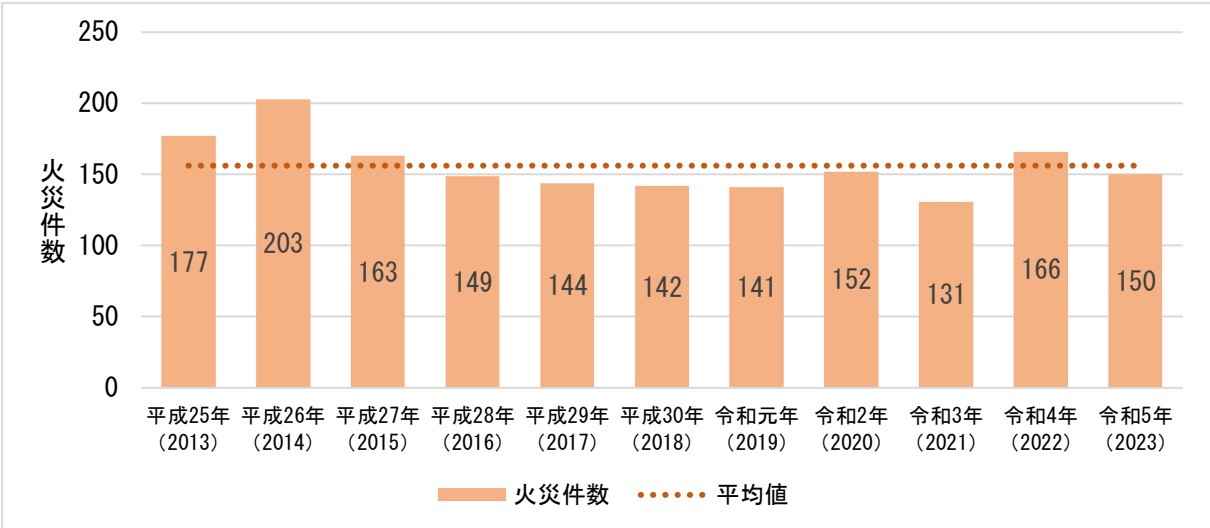


図 7-5 相模原市の10年間の火災の推移
(出典：相模原市消防年報 2023 (令和5年度版) 相模原市消防局)

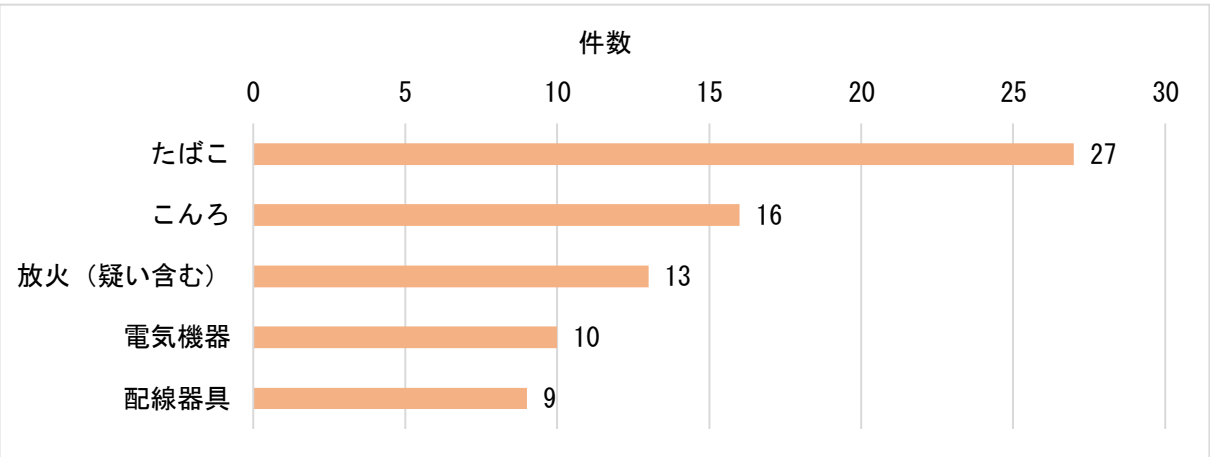


図 7-6 相模原市の令和5年の出火原因上位5位
(出典：相模原市 令和5年 火災概要 相模原市消防局)

(5) 防 犯

近年、国内の社寺等における美術工芸品の盗難や、文化財建造物の汚損等が発生しています。本市においても例外とはいえ、有形文化財においては、主に神社や寺院を中心に、監視カメラの設置など、防犯対策の取組が進められています。天然記念物においては、県指定のギフチョウなどをコレクターによる捕獲から守るため、地域の保存会が警察とも連携し、官民合同パトロールの実施がされています。今後も犯罪から文化財を守り、確実に後世へ継承していく取組が必要です。



図 7-7 しのだギフチョウの会によるパトロール

2. 課 題

本市における防災・防犯に関する現状を踏まえ、文化財における防災・防犯に関する課題を整理すると次のとおりです。

- ・既存の文化財のリストや所在地などの文化財情報が一元的に整理されておらず、災害発生時における文化財被害の状況を迅速に把握することは困難です。
- ・国・県指定文化財の所有者等向けに『神奈川県文化財防災対策マニュアル』が平成 30（2018）年 4 月に作成されていますが、本市の状況に則って、文化財所有者等や神奈川県教育委員会、博物館等と連携した文化財対応マニュアルが未整備であり、平時及び有事の際に適切な対応をとることができません。
- ・市所管の小原宿本陣や個人等が所有する文化財建造物には防災・防犯設備が十分に設置されておらず、災害への被害拡大を抑止する対応整備が遅れています。
- ・毎年 1 月 26 日の「文化財防火デー」の取組として、消防署と連携した防火訓練を実施していますが、市民の文化財防災に対する危機感が高まりません。文化財所有者の防災・防犯意識や、文化財を地域で守っていこうとする市民意識の向上を図る必要があります。
- ・文化財の防災・減災のためには、災害発生時に機能する迅速な初動対応が必要です。
- ・本市の文化財は、市内各所に点在し、市職員だけでその保存・管理の状況を把握することは困難です。

第2節 文化財の防災・防犯に関する方針と取組

1. 方針

本市における文化財の防災・防犯に関する課題を受け、文化財の防災・防犯の方針を次のとおり設定します。文化庁・消防庁・国土交通省が作成した『国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン』（令和2（2020）年12月改訂）及び『国宝・重要文化財（建造物）等に対応した防災訓練マニュアル』（令和2（2020）年3月）（消防庁）等を参考に、防災・防犯対策を推進します。

- ・災害への迅速な対応に向け、未指定文化財をはじめ、さがみはら地域遺産の分布を把握し、情報を一元化して管理する体制を構築します。
- ・災害発生時における市独自の文化財防災対応マニュアルを整備し、文化財防災の取組を推進します。
- ・文化財建造物を後世に適切に保存継承するため、耐震化や防災施設の整備を促進します。
- ・文化財の防災、防犯に対する文化財所有者や地域住民の意識の向上を促進する取組を推進します。
- ・市民の防災意識向上とともに、災害発生時の迅速な初動対応を担う文化財防災の体制構築を図ります。
- ・地域住民と連携しながら日常的に文化財を巡視し、保存・管理の状況を把握します。

2. 取組

No	取組の名称	取組の内容	取組主体					取組期間			
			行政	市民	各種団体	所有者等	専門家	1期	2期	3期	4期
8 再掲	文化財情報の一元的管理	文化財リストのデータベース化と地理情報システム（GIS）により文化財情報を一元的に管理し、防災・防犯に生かすとともに、災害発生時に活用できるようにする。	◎			△					
36 再掲	文化財防災防犯対策マニュアルの周知	『神奈川県文化財防災対策マニュアル』をもとに、指定等文化財の所有者等に配布するなど普及啓発を図り、防災対応、防災・防犯意識を高める。	◎	△	△	○					
37 再掲	文化財ハザードマップの作成・周知	各種ハザードマップ等を集約したさがみはら防災マップをもとに、文化財に関わる災害危険箇所等を把握し、さがみはら文化財ハザードマップを作成して文化財所有者等に注意喚起する。	◎	△	△	○					

No	取組の名称	取組の内容	取組主体					取組期間			
			行政	市民	各種団体	所有者等	専門家	1期	2期	3期	4期
38 再掲	文化財防災訓練	文化財防火デーの実施に伴い、消防署と文化財所有者等が連携した消防訓練や予防査察、文化財公開施設における防災訓練を継続的に実施する。	◎			○					
39 再掲	指定等文化財の防災・防犯設備の設置	文化財建造物の耐震化や防災・防犯施設の整備について、国等の文化財補助制度を活用して設置を促進する。	○			◎					

第3節 文化財の防災・防犯の連携による体制整備

本市に所在する文化財について、自然災害や火災、盗難・汚損等の災害発生時における対応及び被害状況確認等の連絡体制を次に示します。文化財は、一度滅失すれば再生は困難なため、損失を未然に防ぐとともに、災害発生時における迅速な対応が重要です。災害・被害発生時等のみならず、平時より、市民合同での訓練を定期的の実施して、関係機関との連携強化を図り、防災・防犯対策を推進します。

特に本市には郷土の自然及び文化並びに天文に関する資料の収集、整理、保管、展示及び調査研究を行う総合博物館としての市立博物館が設置されており、文化財レスキューによる対応が必要な大規模災害時には、文化財部局と博物館が中心となり、資料の一時避難や洗浄、保存処理等の応急措置が迅速に行えるよう、対応マニュアルを構築していく必要があります。

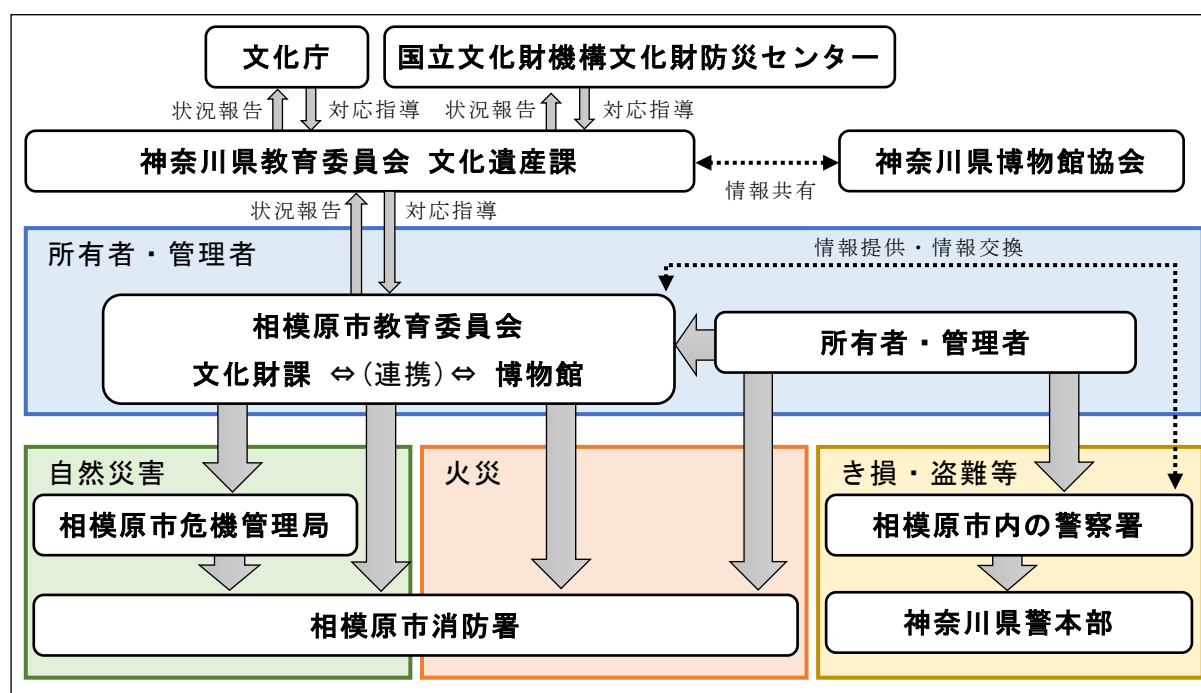


図 7-8 文化財の防災・防犯体制図

第8章 文化財の保存・活用の実施体制及び推進体制

第1節 計画の実施体制

第4章にて整理した方針に基づき、多様な主体が助け合い、協力するための体制を整備し、本計画を推進していきます。

本計画に定める取組の実施主体と主な役割は次のとおりです。

表 8-1 実施主体と主な役割

区分	部署及び団体名等	主な役割（文化財保存・活用との関係性）
相模原市 （行政）	文化財保護 主管課	教育委員会 文化財課
	庁内 関係課	市長公室 政策課
		市長公室 広報課
		市長公室 観光政策課
		市長公室 シティプロモーション戦略課
		危機管理局 危機管理統括部
		財政局 財政課
		市民局 市民協働推進課
		市民局 文化振興課
		環境経済局 水みどり環境課 津久井地域環境課
		環境経済局 公園課
		都市建設局 都市計画課
		都市建設局 建築政策課
		都市建設局 路政課
		区役所 各地域振興課 各まちづくりセンター
		消防局 予防課

区分		部署及び団体名等	主な役割（文化財保存・活用との関係性）
相模原市（行政）	庁内関係課	教育委員会 教育総務課	教育行政施策の調査研究及び実施の調整、教育委員会点検・評価の実施など。
		教育委員会 学校教育課	教育課程の編成及び実施の指導助言、教科用図書その他の教材の取り扱いに関すること。
		教育委員会 生涯学習課	生涯学習に関する施策の相対的な企画調整、公民館活動及び運営に係る支援など。
		公民館（32館）	歴史講座や文化財ウォーキング事業、郷土食づくりなどを含めた社会教育事業の実施。
		図書館及び相武台分館 相模大野図書館 橋本図書館	郷土史に関わる図書を含めた図書館資料の選択、整理、保存、提供や館内閲覧、貸出のほか、読書普及を目的とした各種普及事業の実施など。
		視聴覚ライブラリー	文化財記録映画を含めた視聴覚教材の利用や視聴覚教育に係る各種普及事業の実施など。
		博物館	博物館資料の収集、整理、保管、展示、調査研究や教育普及等の事業の実施など。
		公文書館	歴史的公文書及び行政資料等の保存、利用、利用促進等に関すること。
		史跡田名向原遺跡旧石器時代学習館	旧石器時代を中心に歴史及び文化財の学習を目的とした普及事業の実施など
	関係施設	（文化財公開施設） ・ 史跡田名向原遺跡公園（国史跡） ・ 史跡勝坂遺跡公園（国史跡） ・ 当麻東原公園（市史跡） ・ 旧中村家住宅（国登録） ・ 古民家園（県指定） ・ 小原宿本陣（県指定） （展示施設） ・ 博物館 ・ 尾崎罌堂記念館 ・ 史跡田名向原遺跡旧石器時代学習館 ・ 小原の郷 ・ 吉野宿ふじや ・ 相模の大風センター ・ 相模川ふれあい科学館	
神奈川県（行政）ほか	文化財保護主管課	教育委員会 文化遺産課 埋蔵文化財センター	県内における文化財の保護・活用、世界遺産登録の推進、埋蔵文化財の調査、出土品等の保管、活用など。
	庁内関係課	国際文化観光局 文化課	県が多様な主体と連携し、伝統文化の継承や体験事業等による普及事業を実施。
		環境農政局 農地課	県が地域の活動団体と協定を結び、小松・城北や牧野の里地里山の保全、再生、活用を促進。
		環境農政局 自然環境保全課	ギフチョウが生息する牧野などを自然環境保全地域を指定し、自然環境の保全を図る。
		環境農政局 水産技術センター内水面試験場	川や湖に生息する生きものの研究のほか、ミヤコタナゴやホトケドジョウなど希少魚を保護する研究。
		厚木土木事務所 津久井治水センター	津久井城跡がある県立津久井湖城山公園の整備と管理。
	関係施設	（文化財公開施設） ・ 県立津久井湖城山公園 （展示施設） ・ 津久井湖記念館 ・ 相模湖記念館（相模湖交流センター内） ・ 藤野芸術の家（藤野村歌舞伎公演） ・ 水産技術センター内水面試験場	
市民等		地域住民	文化遺産の保存・活用
		学校、自治会等	文化遺産の保存・活用

区分		部署及び団体名等	主な役割（文化財保存・活用との関係性）
各種団体		・相模原市文化財研究協議会 ・相模原市民俗芸能保存協会 ・相模原市地域文化財活用事業実行委員会 ・相模原市文化財調査・普及員 ・古民家園事業実行委員会 ・田名向原遺跡案内・普及事業実行委員会 ・勝坂遺跡活用実行委員会 ・津久井城市民調査グループ ・（公財）神奈川県公園協会 ・NPO法人建築文化研究会 ・小原宿活性化推進会議 ・城山エコミュージアム運営委員会 ・NPO法人ふじの里山くらぶ ・麻溝の地域遺産を未来につなぐ会 ・てくてくマップ実行委員会 ・新磯コンシェルジュ ・相模原市観光マイスター ・しのばらギフチョウの会 ・佐野川キマダラルリツバメ保存会 ・（公社）相模原市観光協会 ・城山観光協会 ・（一社）津久井観光協会 ・（一社）相模湖観光協会 ・（一社）藤野観光協会 ・大島観光協会 ・水郷田名観光協会 ・麻溝観光協会 ・新磯観光協会 ・相模原市商工会議所 ・城山商工会 ・津久井商工会 ・相模湖商工会 ・藤野商工会 その他、市内で活動しているさがみはら地域遺産に関連する団体	
所有者等	所有者	文化遺産を所有・保持する個人・団体等	文化遺産の保存
	管理者	文化遺産を管理する個人・団体等	文化遺産の管理
専門家		相模原市文化財保護審議会	教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議し、その結果を答申する。
		大学 民間研究所	文化財の調査や学術的評価の指導助言、文化財の保存に関する指導助言など
		神奈川県立歴史博物館 神奈川県立金沢文庫 神奈川県立生命の星・地球博物館 神奈川県博物館協会	文化財の調査や学術的評価の指導助言、文化財の保存に関する指導助言など

第2節 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、市内の連携体制の強化を図るとともに、国や県、関係機関との連携を進めます。

さらに、個人や民間団体との協力体制を構築し、多様な主体の参加により文化財の保存・活用を進めていきます。

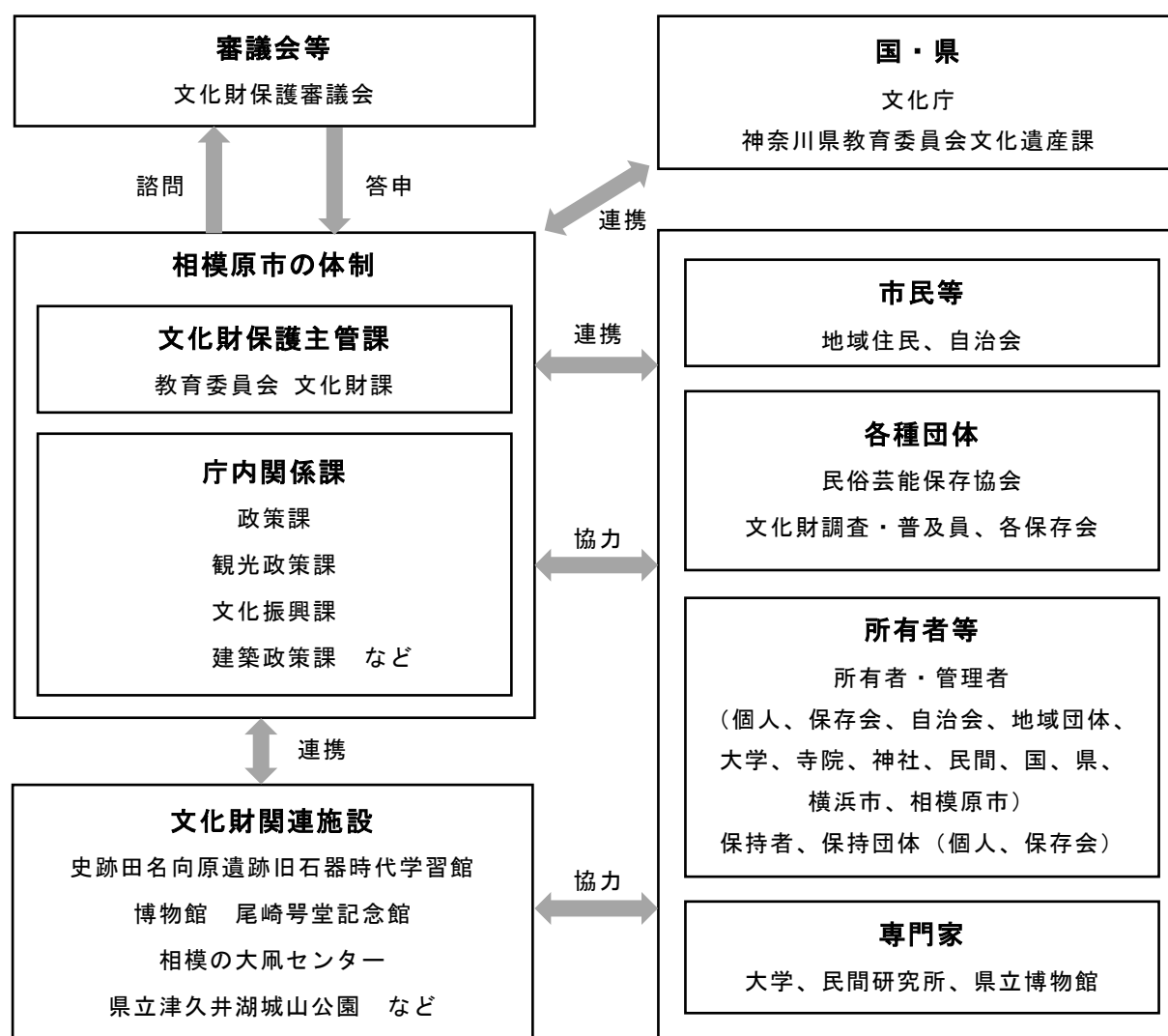


図 8-1 相模原市文化財保存活用地域計画の推進体制

資料編

1 検討組織体制と検討経過

相模原市文化財保護審議会委員構成

所 属 等 / 分 野	役 職	氏 名
元神奈川県立歴史博物館館長／ 中世美術史（彫刻）		薄井 和男
國學院大學教授／日本考古学	副会長	内川 隆志
東京工芸大学教授／建築史（近代建築史）		海老澤 模奈人
女子美術大学准教授／ 日本刺繍史、染織文化財（保存修復） 女子美術大学研究所特命教授・女子美術大学博物館学芸員／ 中世絵画		大崎 綾子 中島彩花（後任）
岐阜県立国際園芸アカデミー客員教授／ 造園学（景観）		鹿野 陽子
城西大学教授／日本近世史		神崎 直美
東京都市大学准教授／ 地球科学（地質学・岩石学・地球史）		萩谷 宏
桜美林大学教授／人文地理学		浜田 弘明
東京農業大学／植物分類・生態学		宮本 太
一般財団法人宮本記念財団理事／民俗学		山崎 祐子
元相模湖町文化財保護委員／郷土史		山田 正法
麻布大学名誉教授／発生学、解剖学（動物）	会長	山本 雅子

相模原市文化財保護審議会検討経過

回数	日時	場 所	主な議題
第1回	令和5年 8月18日	市役所会議室棟 第1会議室	・相模原市文化財保存地域計画の作成検討について
第2回	令和5年 11月8日	相模原市立博物館 小会議室	・相模原市文化財保存活用地域計画の骨子（案）について
第3回	令和6年 2月22日	ウェルネスさがみ はら 視聴覚室	・相模原市文化財保存活用地域計画について（諮問）
第4回	令和6年 7月18日	市役所南区合同庁 舎 会議室1	・相模原市文化財保存活用地域計画の本文について
第5回	令和6年 10月23日	市役所第2別館 第3委員会室	・相模原市文化財保存活用地域計画の本文について
第6回	令和7年 3月20日	市役所会議室棟 第1会議室	・相模原市文化財保存活用地域計画について（答申）

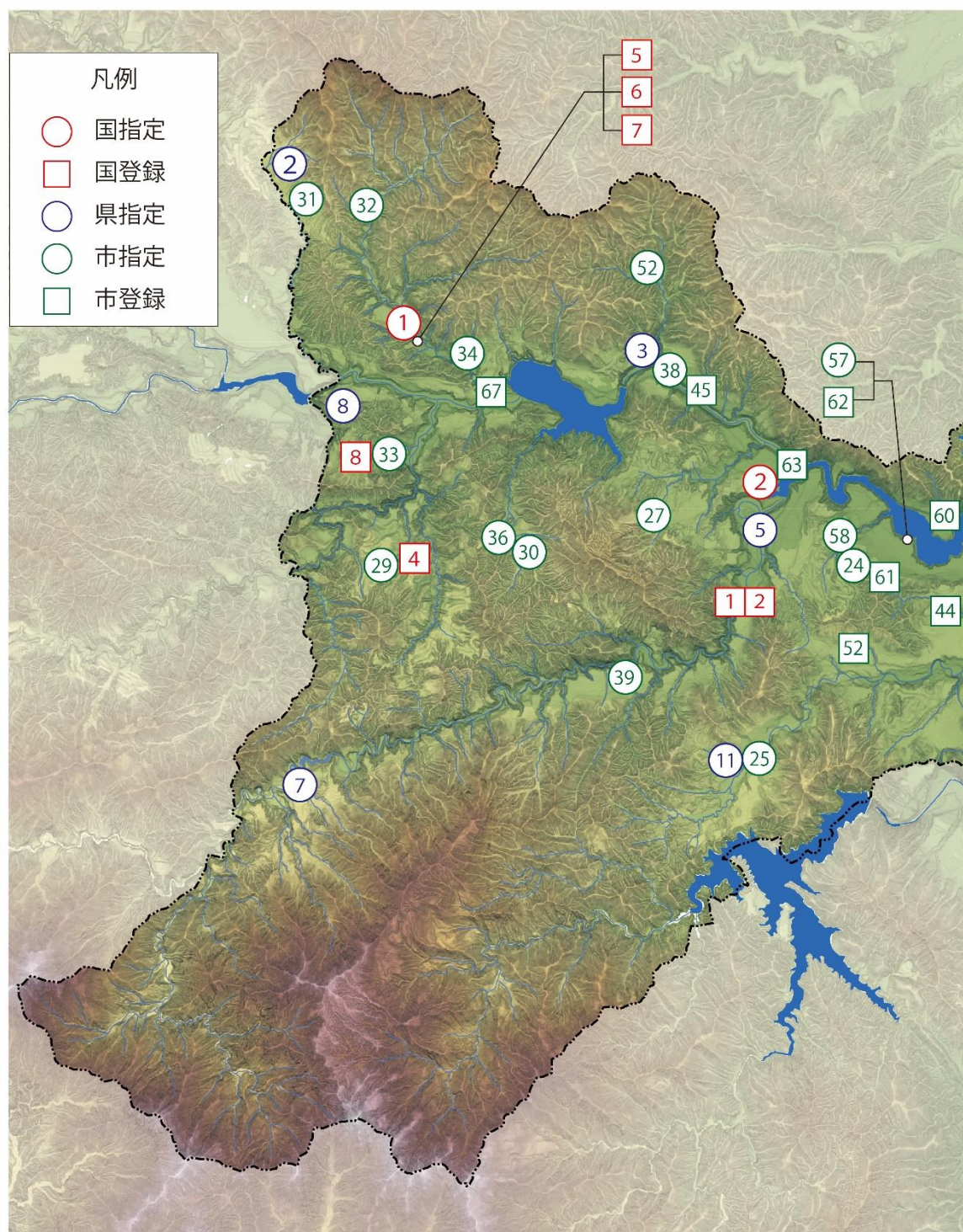
相模原市文化財保存活用地域計画作成検討協議会委員構成

所 属 等 / 分 野	構 成 員 枠	役 職	氏 名
法政大学名誉教授／文化遺産学	学識経験者		馬場 憲一
國學院大學教授／日本考古学／ 相模原市文化財保護審議会 副会長	学識経験者	会長	内川 隆志
相模原市文化財研究協議会 会長／ 神奈川大学非常勤講師／博物館学	文化財保存 活用団体		大貫 英明
相模原市民俗芸能保存協会 会長／ 田名八幡宮獅子舞保存会 会長	文化財保存 活用団体		篠崎 重雄
特定非営利活動法人 建築文化研究会 副理事長／一級建築士	文化財保存 活用団体		曾根 勝
宗教法人 無量光寺 代表役員	文化財所有者		飯田 覚隆
公益財団法人 神奈川県公園協会／ 県立津久井湖城山公園 園長	地域振興		野口 浩史
小原宿活性化推進会議 会長	地域振興		小林 幸治
公益社団法人 相模原市観光協会 代表理事 公益社団法人 相模原市観光協会 専務理事	観光振興	副会長	吉野 賢治 石原 朗（後任）
公募市民	市民		永山 一雄
公募市民	市民		横山 淑子
神奈川県教育委員会文化遺産課 副課長	文化財行政		谷口 肇
相模原市立博物館 学芸班総括副主幹 （学芸員）	博物館		秋山 幸也
相模原市教育委員会学校教育課（指導主事）	学校教育		藤原 啓
相模原市観光・シティプロモーション課 参事（兼）課長 相模原市観光政策課 参事（兼）課長	観光行政		市橋 剛輝 鈴木 一広（後任）
相模原市建築政策課 課長	景観行政		森 英紀 柴田 貴弘（後任）
相模原市文化振興課 参事（兼）課長 相模原市文化振興課 課長	文化行政		笠原 正則 田加井 英希（後任）

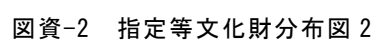
相模原市文化財保存活用地域計画作成検討協議会検討経過

回数	日時	場 所	主な議題
第 1 回	令和 5 年 10月25日	市役所第 2 別館 第 3 委員会室	・ 相模原市文化財保存活用地域計画の骨子について
第 2 回	令和 6 年 2 月22日	ウェルネスさがみ はら 視聴覚室	・ 相模原市文化財保存活用地域計画の本文について
第 3 回	令和 6 年 7 月23日	市役所第 2 別館 第 3 委員会室	・ 相模原市文化財保存活用地域計画の本文について
第 4 回	令和 6 年 10月28日	市役所第 2 別館 第 3 委員会室	・ 相模原市文化財保存活用地域計画の本文について
第 5 回	令和 7 年 3 月11日	市役所第 2 別館 第 3 委員会室	・ 相模原市文化財保存活用地域計画の本文について

2 指定等文化財



図資-1 指定等文化財分布図 1



表資-1 指定等文化財一覧

対図 番号	指定 区分	名称	種類	旧地域	所在	指定年月日
1	国指定	石井家住宅 附 古図1枚	建造物	旧藤野町	緑区澤井	昭和46(1971)年 12月28日
2	国指定	寸沢嵐石器時代遺跡	遺跡	旧相模湖町	緑区寸沢嵐	昭和5(1930)年 11月19日
3	国指定	川尻石器時代遺跡	遺跡	旧城山町	緑区谷ヶ原 2丁目	昭和6(1931)年 7月31日
4	国指定	勝坂遺跡	遺跡	旧相模原市	南区磯部	昭和49(1974)年 7月2日
5	国指定	田名向原遺跡	遺跡	旧相模原市	中央区田名塩田	平成11(1999)年 1月28日
一	国指定	太刀 銘 定吉	工芸品	非公開	—	昭和24(1949)年 2月18日
一	国指定	短刀 銘 賀州住真景 貞治六年月日	工芸品	非公開	—	昭和30(1955)年 6月22日
一	国指定	オオサンショウウオ	動物	地域定めず	(相模原市立相模川ふれあい科学館)	昭和27(1952)年 3月29日
一	国指定	カモシカ	動物	地域定めず	—	昭和30(1955)年 3月15日
一	国指定	ミヤコタナゴ	動物	地域定めず	(相模原市立相模川ふれあい科学館ほか)	昭和49(1974)年 6月25日
一	国指定	ヤマネ	動物	地域定めず		昭和50(1975)年 6月26日
1	国登録	横浜市水道局青山水源 事務所旧青山取水口	建造物	旧津久井町	緑区青山	平成10(1998)年 10月9日
2	国登録	横浜市水道局青山水源 事務所旧青山沈殿池	建造物	旧津久井町	緑区青山	平成10(1998)年 10月9日
3	国登録	中村家住宅主屋	建造物	旧相模原市	南区磯部	平成18(2006)年 3月2日
4	国登録	神原家住宅長屋門	建造物	旧藤野町	緑区牧野	平成18(2006)年 10月18日
5	国登録	遠藤家住宅主屋	建造物	旧藤野町	緑区澤井	平成18(2006)年 10月18日
6	国登録	遠藤家住宅衣装蔵	建造物	旧藤野町	緑区澤井	平成18(2006)年 10月18日
7	国登録	遠藤家住宅穀蔵	建造物	旧藤野町	緑区澤井	平成18(2006)年 10月18日
8	国登録	和智家住宅主屋	建造物	旧藤野町	緑区名倉	平成18(2006)年 10月18日
9	国登録	旧笹野家住宅主屋	建造物	旧相模原市	緑区上九沢	平成27(2015)年 11月17日
10	国登録	旧笹野家住宅長屋門	建造物	旧相模原市	緑区上九沢	平成27(2015)年 11月17日
1	県指定	旧青柳寺庫裡	建造物	旧相模原市	緑区大島	昭和56(1981)年 7月17日
2	県指定	石楯尾神社本殿	建造物	旧藤野町	緑区佐野川	平成8(1996)年 2月13日
3	県指定	小原宿本陣	建造物	旧相模湖町	緑区小原	平成8(1996)年 2月13日

対図 番号	指定 区分	名称	種類	旧地域	所在	指定年月日
4	県指定	鰐口(普門寺)	工芸品	旧城山町	緑区中沢	昭和44(1969)年 12月2日
5	県指定	津久井郡三ヶ木遺跡 出土品	考古資料	旧津久井町	緑区三ヶ木	昭和36(1961)年 3月14日
6	県指定	相模原市田名向原遺跡の 住居状遺構出土の旧石器 時代石器群	考古資料	旧相模原市	中央区田名塩田 中央区高根	平成22(2010)年 2月5日
7	県指定	諏訪神社の大杉	植物	旧津久井町	緑区青根	昭和28(1953)年 12月22日
8	県指定	石楯尾神社(名倉)の 二本杉と社叢	植物	旧藤野町	緑区名倉	昭和47(1972)年 2月25日
9	県指定	下九沢の獅子舞	無形の民俗 文化財	旧相模原市	—	昭和51(1976)年 10月19日
10	県指定	大島の獅子舞	無形の民俗 文化財	旧相模原市	—	昭和51(1976)年 10月19日
11	県指定	鳥屋の獅子舞	無形の民俗 文化財	旧津久井町	—	昭和51(1976)年 10月19日
—	県指定	絹本著色 熊野権現 影向図	絵画	横浜市 (寄託)	横浜市中区南仲 通	昭和34(1959)年 3月6日
—	県指定	絹本著色 夢窓疎石像	絵画	横浜市 (寄託)	横浜市中区南仲 通	平成19(2007)年 2月9日
—	県指定	紙本淡彩 十六羅漢図 久隅守景筆	絵画	横浜市 (寄託)	横浜市中区南仲 通	昭和33(1958)年 1月14日
—	県指定	キマダラルリツバメと その生息地	動物	旧藤野町	佐野川地区	昭和52(1977)年 11月18日
—	県指定	カタクリの自生地	植物	旧藤野町	牧野地区	昭和53(1978)年 6月23日
—	県指定	ギフチョウとその生息地	動物	旧藤野町	藤野地域	昭和57(1982)年 12月28日
1	市指定	無量光寺山門	建造物	旧相模原市	南区当麻	平成13(2001)年 4月1日
2	市指定	木造 一遍上人立像	彫刻	旧相模原市	南区当麻	平成13(2001)年 4月1日
3	市指定	木造 不動明王坐像	彫刻	旧相模原市	南区下溝 下溝八幡宮	平成13(2001)年 4月1日
4	市指定	木造 神像坐像	彫刻	旧相模原市	中央区上溝 亀ヶ池八幡宮	平成13(2001)年 4月1日
5	市指定	木造 不動明王坐像	彫刻	旧相模原市	南区磯部	平成13(2001)年 4月1日
6	市指定	木造 弁才天坐像	彫刻	旧相模原市	中央区田名	平成13(2001)年 4月1日
7	市指定	長松寺文書	古文書	旧相模原市	南区新戸	平成13(2001)年 4月1日
8	市指定	無量光寺文書	古文書	旧相模原市	南区当麻	平成13(2001)年 4月1日
9	市指定	当麻郷野帳	古文書	旧相模原市	中央区高根	平成13(2001)年 4月1日
10	市指定	中和延文四年の 板碑(双碑)	歴史資料	旧相模原市	南区上鶴間本町	平成13(2001)年 4月1日
11	市指定	上矢部乾元二年の 画像板碑	歴史資料	旧相模原市	中央区上矢部	平成13(2001)年 4月1日
12	市指定	村富神社の獅子頭	有形の民俗 文化財	旧相模原市	中央区矢部	平成13(2001)年 4月1日

対図 番号	指定 区分	名称	種類	旧地域	所在	指定年月日
13	市指定	無量光寺境内及び笈退の遺跡	史跡	旧相模原市	南区当麻ほか	平成13(2001)年 4月1日
14	市指定	惣吉稻荷境内	史跡	旧相模原市	南区上鶴間本町	平成13(2001)年 4月1日
15	市指定	当麻東原古墳	史跡	旧相模原市	南区当麻	平成13(2001)年 4月1日
16	市指定	当麻谷原古墳(1号墳)	史跡	旧相模原市	南区当麻	平成13(2001)年 4月1日
17	市指定	相模野基線北端点	史跡	旧相模原市	南区麻溝台	平成13(2001)年 4月1日
18	市指定	蓮乗院の順席	歴史資料	旧相模原市	緑区東橋本	平成14(2002)年 4月1日
19	市指定	龍像寺の岡野氏墓地	遺跡	旧相模原市	中央区東淵野辺	平成14(2002)年 4月1日
20	市指定	上溝正応五年の板碑	歴史資料	旧相模原市	中央区上溝	平成16(2004)年 4月1日
21	市指定	田名坂上遺跡出土三彩小壺	考古資料	旧相模原市	中央区高根	平成16(2004)年 4月1日
22	市指定	相模野周辺三十六ヵ村入会絵図	歴史資料	旧相模原市	中央区高根	平成17(2005)年 4月1日
23	市指定	小泉道場神文血判帳並びに序目録	歴史資料	旧相模原市	中央区高根	平成17(2005)年 4月1日
24	市指定	観音寺の仁王門	建造物	旧津久井町	緑区中野	平成19(2007)年 4月1日
25	市指定	鳥屋諏訪神社本殿 附 安永四年棟札1枚	建造物	旧津久井町	緑区鳥屋	平成19(2007)年 4月1日
26	市指定	宗祐寺の涅槃図	絵画	旧相模原市	中央区水郷田名	平成19(2007)年 4月1日
27	市指定	顕鏡寺の木造阿弥陀如来坐像	彫刻	旧相模湖町	緑区寸沢嵐	平成19(2007)年 4月1日
28	市指定	築井古城記碑	歴史資料	旧津久井町	緑区太井、緑区根小屋	平成19(2007)年 4月1日
29	市指定	牧野山蓮乗院の両界曼荼羅図	絵画	旧藤野町	緑区牧野	平成20(2008)年 4月1日
30	市指定	福寿院の木造薬師如来坐像	彫刻	旧藤野町	相模原市緑区牧野	平成20(2008)年 4月1日
31	市指定	浄禅寺の木造十一面観音坐像 附 鞆仏・木造十一面観音坐像	彫刻	旧藤野町	緑区佐野川	平成20(2008)年 4月1日
32	市指定	八幡神社の銅造聖観音菩薩立像	彫刻	旧藤野町	緑区佐野川	平成20(2008)年 4月1日
33	市指定	桂林寺の石造地藏菩薩坐像	彫刻	旧藤野町	緑区名倉	平成20(2008)年 4月1日
34	市指定	浄光寺の木造阿弥陀如来坐像	彫刻	旧藤野町	緑区吉野	平成20(2008)年 4月1日
35	市指定	普門寺の木造聖観音菩薩立像	彫刻	旧城山町	緑区中沢	平成20(2008)年 4月1日
36	市指定	大石神社の神楽殿	建造物	旧藤野町	緑区牧野	平成21(2009)年 7月27日
37	市指定	城山のウラジロガシ	植物	旧城山町	緑区城山	平成21(2009)年 7月27日
38	市指定	牛鞍神社本殿 附 棟札1枚	建造物	旧相模湖町	緑区千木良	平成22(2010)年 4月1日

対図 番号	指定 区分	名称	種類	旧地域	所在	指定年月日
39	市指定	井原寺の木造聖観音菩薩立像	彫刻	旧津久井町	緑区青野原	平成22(2010)年 4月1日
40	市指定	田名塩田遺跡群出土 黒曜石原石	考古資料	旧相模原市	中央区田名塩田	平成24(2012)年 4月1日
41	市指定	勝坂遺跡出土縄文時代 草創期遺物	考古資料	旧相模原市	中央区高根	平成24(2012)年 4月1日
42	市指定	当麻東原古墳及び東原 遺跡出土品	考古資料	旧相模原市	中央区高根	平成24(2012)年 4月1日
43	市指定	矢掛・久保遺跡出土品	考古資料	旧相模原市	中央区高根	平成24(2012)年 4月1日
44	市指定	勝坂有鹿谷祭祀遺跡出土 の祭祀遺物	考古資料	旧相模原市	中央区高根	平成25(2013)年 4月1日
45	市指定	下森鹿島遺跡第Ⅲ文化層 出土の石核	考古資料	旧相模原市	中央区高根	平成26(2014)年 4月1日
46	市指定	橋本遺跡出土の土偶	考古資料	旧相模原市	中央区高根	平成26(2014)年 4月1日
47	市指定	寺原遺跡出土の線刻画 土器	考古資料	旧相模原市	中央区高根	平成26(2014)年 4月1日
48	市指定	亀ヶ池八幡宮旧本殿 附 文禄五年棟札1枚	建造物	旧相模原市	中央区上溝	平成28(2016)年 4月1日
49	市指定	田名塩田遺跡群出土の クルミ形土器	考古資料	旧相模原市	中央区田名塩田	平成28(2016)年 4月1日
50	市指定	勝坂遺跡D区出土の マメ圧痕土器	考古資料	旧相模原市	中央区高根	平成28(2016)年 4月1日
51	市指定	田名半在家遺跡G地点 出土の龍文鏡	考古資料	旧相模原市	中央区高根	平成28(2016)年 4月1日
52	市指定	小原・桂林寺の木造 阿弥陀如来立像	彫刻	旧相模湖町	緑区小原	平成29(2017)年 4月1日
53	市指定	田名塩田遺跡群出土の 真脇式土器	考古資料	旧相模原市	中央区塩田	平成30(2018)年 9月30日
54	市指定	中野大沢出土の弥生土器	考古資料	旧相模原市	中央区高根	平成30(2018)年 9月30日
55	市指定	苦久保遺跡第3地点出土 の朱書土器	考古資料	旧相模原市	中央区高根	平成30(2018)年 9月30日
56	市指定	大日野原遺跡出土の土偶 付深鉢形土器及び人体文 深鉢形土器	考古資料	旧相模原市	中央区高根	令和元年(2019) 年9月30日
57	市指定	友林寺の鉄造聖観音菩薩 立像	彫刻	旧津久井町	相模原市緑区中 野	令和4(2022)年 9月30日
58	市指定	祥泉寺の木造阿弥陀如来 立像・木造薬師如来立像・ 木造千手観音菩薩立像	彫刻	旧津久井町	相模原市緑区中 野	令和4(2022)年 9月30日
59	市指定	大谷家旧主屋 (清兵衛新田開拓農家)	建造物	旧相模湖町	緑区与瀬	平成26(2014)年 4月1日
60	市指定	田名八幡宮の的祭	無形の民俗 文化財	旧相模原市	—	平成13(2001)年 4月1日
—	市指定	相模の大風揚げ	無形の民俗 文化財	旧相模原市	—	平成22(2010)年 4月1日
—	市指定	光明寺文書	古文書	横浜市 (寄託)	—	平成21(2009)年 7月27日
—	市指定	相澤日記	歴史資料	非公開	—	平成15(2003)年 4月1日
—	市指定	相州津久井領絵図 (平本家本)	歴史資料	非公開	—	平成19(2007)年 4月1日

対図 番号	指定 区分	名称	種類	旧地域	所在	指定年月日
—	市指定	沢井延文六年の阿弥陀 三尊来迎像陽刻板碑	歴史資料	非公開	—	平成 20(2008)年 4月1日
61	市指定	紙本著色飯縄権現像	絵画	非公開	中央区高根	令和 6(2024)年 4月1日
—	市指定	小原日天社の鰐口	工芸品	非公開	—	令和 6(2024)年 4月1日
1	市登録	清水家旧主屋・長屋門	建造物	旧相模原市	中央区上溝	平成 13(2001)年 4月1日
2	市登録	清兵衛新田開墾記念碑	歴史資料	旧相模原市	中央区清新	平成 13(2001)年 4月1日
3	市登録	橋本の棒杭(大山道道標)	遺跡	旧相模原市	緑区橋本	平成 13(2001)年 4月1日
4	市登録	照手姫伝説伝承地	遺跡	旧相模原市	中央区上溝	平成 13(2001)年 4月1日
5	市登録	でいらぼっち伝説伝承地	遺跡	旧相模原市	中央区鹿沼台	平成 13(2001)年 4月1日
6	市登録	勝坂の照葉樹林	植物	旧相模原市	南区磯部か	平成 13(2001)年 4月1日
7	市登録	福田家の長屋門	建造物	旧相模原市	南区下溝	平成 14(2002)年 4月1日
8	市登録	元橋本遺跡	遺跡	旧相模原市	緑区元橋本町	平成 14(2002)年 4月1日
9	市登録	上磯部の土塁	遺跡	旧相模原市	南区磯部	平成 14(2002)年 4月1日
10	市登録	新田稲荷神社の呼ばわり 山	遺跡	旧相模原市	中央区共和	平成 14(2002)年 4月1日
11	市登録	烏山領制札場跡	遺跡	旧相模原市	中央区田名	平成 14(2002)年 4月1日
12	市登録	牛久保家の長屋門	建造物	旧相模原市	緑区元橋本町	平成 15(2003)年 4月1日
13	市登録	畑地かんがい用水東西 分水工	建造物	旧相模原市	南区大野台	平成 15(2003)年 4月1日
14	市登録	畑地かんがい用水大野 支線	建造物	旧相模原市	南区大野台	平成 15(2003)年 4月1日
15	市登録	幸延寺の古銭	歴史資料	旧相模原市	南区鶴野森	平成 15(2003)年 4月1日
16	市登録	旧陸軍通信学校将校集会 所(相模女子大学第1本 部棟)	建造物	旧相模原市	南区文京	平成 15(2003)年 4月1日
17	市登録	旧陸軍通信学校将校集会 所庭園(相模女子大学フ ランス庭園)	名勝地	旧相模原市	南区文京	平成 15(2003)年 4月1日
18	市登録	勝坂のホトケドジョウ	動物	旧相模原市	南区磯部	平成 15(2003)年 4月1日
19	市登録	旗本大岡義成夫妻の墓碑	歴史資料	旧相模原市	南区上鶴間本町	平成 16(2004)年 4月1日
20	市登録	相原正泉寺の徳本念仏塔	有形の民俗 文化財	旧相模原市	緑区相原	平成 16(2004)年 4月1日
21	市登録	橋本の徳本念仏塔	有形の民俗 文化財	旧相模原市	緑区橋本	平成 16(2004)年 4月1日
22	市登録	淵野辺龍像寺の徳本念仏 塔	有形の民俗 文化財	旧相模原市	中央区東淵野辺	平成 16(2004)年 4月1日
23	市登録	大島長徳寺の徳本念仏塔	有形の民俗 文化財	旧相模原市	緑区大島	平成 16(2004)年 4月1日

対図 番号	指定 区分	名称	種類	旧地域	所在	指定年月日
24	市登録	大島日々神社の徳本念仏塔	有形の民俗文化財	旧相模原市	緑区大島	平成16(2004)年 4月1日
25	市登録	下九沢六地藏の徳本念仏塔	有形の民俗文化財	旧相模原市	緑区下九沢	平成16(2004)年 4月1日
26	市登録	下九沢宮下の徳本念仏塔	有形の民俗文化財	旧相模原市	緑区下九沢	平成16(2004)年 4月1日
27	市登録	田名山王坂の徳本念仏塔	有形の民俗文化財	旧相模原市	中央区田名	平成16(2004)年 4月1日
28	市登録	田名南光寺の徳本念仏塔	有形の民俗文化財	旧相模原市	中央区田名	平成16(2004)年 4月1日
29	市登録	上溝観音堂の徳本念仏塔	有形の民俗文化財	旧相模原市	中央区上溝	平成16(2004)年 4月1日
30	市登録	無量光寺の徳本念仏塔	有形の民俗文化財	旧相模原市	南区当麻	平成16(2004)年 4月1日
31	市登録	下溝古山の徳本念仏塔	有形の民俗文化財	旧相模原市	南区下溝	平成16(2004)年 4月1日
32	市登録	新磯学校木扁額	歴史資料	旧相模原市	南区磯部	平成17(2005)年 4月1日
33	市登録	上溝学校木扁額	歴史資料	旧相模原市	中央区上溝	平成17(2005)年 4月1日
34	市登録	下九沢小泉家の芭蕉句碑	歴史資料	旧相模原市	中央区上溝	平成17(2005)年 4月1日
35	市登録	下九沢八坂神社の芭蕉句碑	歴史資料	旧相模原市	緑区下九沢	平成17(2005)年 4月1日
36	市登録	上溝本町の芭蕉句碑	歴史資料	旧相模原市	中央区上溝	平成17(2005)年 4月1日
37	市登録	内藤清成陣屋跡	歴史資料	旧相模原市	南区新戸	平成17(2005)年 4月1日
38	市登録	烏山用水の石積み	遺跡	旧相模原市	中央区水郷田名	平成17(2005)年 4月1日
39	市登録	万平穴	遺跡	旧相模原市	中央区田名	平成17(2005)年 4月1日
40	市登録	新戸の揭示場跡	遺跡	旧相模原市	南区新戸	平成18(2006)年 4月1日
41	市登録	新戸の一里塚	遺跡	旧相模原市	南区新戸	平成18(2006)年 4月1日
42	市登録	大島中ノ郷のヤツボ	遺跡	旧相模原市	緑区大島	平成18(2006)年 4月1日
43	市登録	大島水場のヤツボ	遺跡	旧相模原市	緑区大島	平成18(2006)年 4月1日
44	市登録	伝津久井城主内藤氏の墓	歴史資料	旧津久井町	緑区根小屋	平成19(2007)年 4月1日
45	市登録	溝口桂巖ゆかりの地	遺跡	旧相模湖町	緑区千木良	平成19(2007)年 4月1日
46	市登録	宝泉寺の石灯籠	建造物	旧城山町	緑区川尻	平成20(2008)年 4月1日
47	市登録	普門寺の観音堂	建造物	旧城山町	緑区中沢	平成20(2008)年 4月1日
48	市登録	川尻八幡宮の春日神社本殿	建造物	旧城山町	緑区川尻	平成20(2008)年 4月1日
49	市登録	川尻八幡宮本殿	建造物	旧城山町	緑区川尻	平成20(2008)年 4月1日
50	市登録	宝泉寺の板碑	歴史資料	旧城山町	緑区川尻	平成20(2008)年 4月1日

対図 番号	指定 区分	名称	種類	旧地域	所在	指定年月日
51	市登録	力士追手風喜太郎寄進の 四神	歴史資料	旧相模原市	中央区高根	平成20(2008)年 4月1日
52	市登録	千部塚伝承地	遺跡	旧津久井町	緑区青山	平成21(2009)年 7月27日
53	市登録	大島上台の徳本念仏塔	有形の民俗 文化財	旧相模原市	緑区大島	平成23(2011)年 4月1日
54	市登録	小倉宮原の徳本念仏塔	有形の民俗 文化財	旧城山町	緑区小倉	平成23(2011)年 4月1日
55	市登録	原宿地藏堂の徳本念仏塔	有形の民俗 文化財	旧相模原市	緑区原宿	平成23(2011)年 4月1日
56	市登録	久保沢観音堂の徳本念 仏塔	有形の民俗 文化財	旧城山町	緑区久保沢	平成23(2011)年 4月1日
57	市登録	谷ヶ原大正寺の徳本念 仏塔	有形の民俗 文化財	旧城山町	緑区谷ヶ原	平成23(2011)年 4月1日
58	市登録	小松薬師堂の徳本念仏塔	有形の民俗 文化財	旧城山町	緑区広田	平成23(2011)年 4月1日
59	市登録	太井大蔵寺の徳本念仏塔	有形の民俗 文化財	旧津久井町	緑区太井	平成23(2011)年 4月1日
60	市登録	三井の徳本念仏塔	有形の民俗 文化財	旧津久井町	緑区三井	平成23(2011)年 4月1日
61	市登録	中野清雲庵の徳本念仏塔	有形の民俗 文化財	旧津久井町	緑区中野	平成23(2011)年 4月1日
62	市登録	中野友林寺の徳本念仏塔	有形の民俗 文化財	旧津久井町	緑区中野	平成23(2011)年 4月1日
63	市登録	寸沢嵐沼本の徳本念仏塔	有形の民俗 文化財	旧相模湖町	緑区寸沢嵐	平成23(2011)年 4月1日
64	市登録	梅宗寺の百観音	有形の民俗 文化財	旧相模原市	緑区上九沢	平成23(2011)年 4月1日
65	市登録	久保沢観音堂の百体観音	有形の民俗 文化財	旧城山町	緑区久保	平成23(2011)年 4月1日
66	市登録	大島古清水上組のヤツボ	遺跡	旧相模原市	緑区大島	平成25(2013)年 4月1日
67	市登録	吉野宿ふじや	建造物	旧藤野町	緑区吉野	平成26(2014)年 4月1日
68	市登録	小倉橋	建造物	旧城山町	緑区小倉から川 尻間	平成27(2015)年 4月1日
69	市登録	旧陸軍電信第一連隊 電信神社碑及び奠営 訓辞碑	歴史資料	旧相模湖町	緑区与瀬 南区東大沼	平成27(2015)年 4月1日
70	市登録	城山御林の「江川ヒノキ」	植物	旧津久井町	緑区太井	平成27(2015)年 4月1日
71	市登録	田名八幡宮の獅子舞	無形の民俗 文化財	旧相模原市	—	平成13(2001)年 4月1日
—	市登録	上溝のぼうち唄	無形の民俗 文化財	旧相模原市	—	平成13(2001)年 4月1日
—	市登録	大沼の土窯つき唄	無形の民俗 文化財	旧相模原市	—	平成13(2001)年 4月1日
—	市登録	藤野の村歌舞伎	無形の民俗 文化財	旧藤野町	—	平成21(2009)年 7月27日
—	市登録	上溝久保ヶ谷戸根岸家 墓地の徳本念仏塔	有形の民俗 文化財	非公開	—	平成16(2004)年 4月1日

3 調査報告書等文献

表資-2 調査報告書等文献一覧

種別	発行者	発行年	書名	副書名
自治体史	相模原市	1964	相模原市史	
自治体史	相模原市	1967	相模原市史	
自治体史	相模原市	1969	相模原市史	
自治体史	相模原市	1971	相模原市史	
自治体史	相模原市	1965	相模原市史	中世・近世資料集
自治体史	相模原市	1968	相模原市史	近代資料集
自治体史	相模原市	1972	相模原市史	別編
自治体史	相模原市	2009	相模原市史	自然編
自治体史	相模原市	2010	相模原市史	民俗編
自治体史	相模原市	2012	相模原市史	考古編
自治体史	相模原市	2015	相模原市史	文化遺産編
自治体史	相模原市	2017	相模原市史	近代資料編
自治体史	相模原市	2008	相模原市史	現代資料編
自治体史	相模原市	2011	相模原市史	現代通史編
自治体史	相模原市	2014	相模原市史	現代テーマ編 ～軍都・基地そして都市化～
自治体史	相模原市	2004	相模原市史	現代図録編
自治体史	相模原市	2018	相模原市史	別編
自治体市	相模原市教育委員会	1988	相模原市教育市 第四巻 現代通史編	
自治体史	城山町	1992	城山町史	資料編 考古・古代・中世
自治体史	城山町	1990	城山町史	資料編 近世
自治体史	城山町	1993	城山町史	資料編 近現代
自治体史	城山町	1988	城山町史	資料編 民俗
自治体史	城山町	1995	城山町史	通史編 原始・古代・中世
自治体史	城山町	1997	城山町史	通史編 近世
自治体史	城山町	1997	城山町史	通史編 近現代
自治体史	相模原市	2007	津久井町史	資料編 考古・古代・中世
自治体史	津久井町	2004	津久井町史	資料編 近世 1
自治体史	相模原市	2011	津久井町史	資料編 近世 2
自治体史	相模原市	2009	津久井町史	資料編 近代・現代
自治体史	相模原市	2016	津久井町史	通史編 原始・古代・中世
自治体史	相模原市	2015	津久井町史	通史編 近世・近代・現代
自治体史	相模原市	2013	津久井町史	自然編
自治体史	相模原市	2018	津久井町史	文化遺産編
自治体史	相模湖町	2001	相模湖町史	歴史編
自治体史	相模原市	2007	相模湖町史	民俗編

種別	発行者	発行年	書名	副書名
自治体史	相模原市	2008	相模湖町史	自然編
自治体史	藤野町	1994	藤野町史	資料編 上 原始・古代・中世・近世・寺社
自治体史	藤野町	1994	藤野町史	資料編 下 近現代・民俗
自治体史	藤野町	1995	藤野町史	通史編
自治体史	津久井郡勢誌編纂委員会	1953	津久井郡勢誌	
自治体史	津久井郡勢誌復刻・増補版編纂委員会	1978	津久井郡勢誌復刻・増補版	
自治体史	津久井町教育委員会	1987	津久井町郷土誌	
自治体史	相模原市教育委員会	1982	相模原市教育史	近代資料編
自治体史	相模原市教育委員会	1990	相模原市教育史	別編
文化財紹介	相模原市教育委員会	1966	さがみはらの文化財	田名の的祭
文化財紹介	相模原市教育委員会	1967	さがみはらの文化財	番田の神代神楽
文化財紹介	相模原市教育委員会	1968	さがみはらの文化財	当麻山無量光寺
文化財紹介	相模原市教育委員会	1969	さがみはらの文化財	獅子舞
文化財紹介	相模原市教育委員会	1970	さがみはらの文化財	相模原の考古遺跡
文化財紹介	相模原市教育委員会	1971	さがみはらの文化財	相模原の板碑
文化財紹介	相模原市教育委員会	1972	さがみはらの文化財	相模原の道祖神
文化財紹介	相模原市教育委員会	1972	さがみはらの文化財	新磯の大風
文化財紹介	相模原市教育委員会	1974	さがみはらの文化財	彫刻
文化財紹介	相模原市教育委員会	1975	さがみはらの文化財	相模原の指定文化財
文化財紹介	相模原市教育委員会	1994	相模原の文化財	相模原の指定文化財
文化財紹介	津久井郡広域行政組合	1983	津久井郡文化財	石像編
文化財紹介	津久井郡広域行政組合	1984	津久井郡文化財	史跡埋蔵編
文化財紹介	津久井郡広域行政組合	1986	津久井郡文化財	寺院編
文化財紹介	津久井郡広域行政組合	1987	津久井郡文化財	神社編
文化財紹介	津久井郡広域行政組合	1988	津久井郡文化財	養蚕と炭焼
文化財紹介	津久井郡広域行政組合	1989	津久井郡文化財	樹木と景勝編
文化財紹介	津久井郡広域行政組合	1993	津久井郡文化財	民俗編
調査報告	神奈川県教育委員会	1976	神奈川県内の潜在自然植生	
調査報告	神奈川県教育委員会	1993	神奈川県近世社寺建築調査報告書	
調査報告	神奈川県教育委員会	2006	神奈川県の民俗芸能	神奈川県民俗芸能緊急調査報告書
調査報告	神奈川県教育委員会	2009	神奈川県の祭り・行事	神奈川県祭り・行事調査報告書
調査報告	神奈川県教育委員会	2012	神奈川県の近代化遺産	
調査報告	相模原市教育委員会	1976	さがみはらの文化財	方言・伝承調査報告書
調査報告	相模原市教育委員会	1984	地名調査報告書	
調査報告	相模原市教育委員会	1984	相模原市文化財現況調査報告書	
調査報告	相模原市教育委員会	1984	相模原の動物生息状況調査報告書	蝶類について

種別	発行者	発行年	書名	副書名
調査報告	相模原市教育委員会	1984	相模原市植物調査報告書	
調査報告	相模原市教育委員会	1984	相模原の地形・地質調査報告書	
調査報告	相模原市教育委員会	1985	相模原の地形・地質調査報告書	第2報
調査報告	相模原市教育委員会	1986	相模原の地形・地質調査報告書	第3報
調査報告	相模原市教育委員会	1986	相模原の民家	
調査報告	相模原市教育委員会	1986	相模原の畑作調査報告書	
調査報告	相模原市教育委員会	1987	相模原の城館址	
調査報告	相模原市教育委員会	1987	相模原の養蚕業と上溝市場	
調査報告	相模原市教育委員会	1987	勝坂式土器分布調査概要	
調査報告	相模原市教育委員会	1987	相模原市村落景観調査報告	田名
調査報告	相模原市教育委員会	1987	昭和60年度植物調査報告書	
調査報告	相模原市教育委員会	1988	相模原市村落景観調査報告	当麻
調査報告	相模原市教育委員会	1988	相模原の製糸業	
調査報告	相模原市教育委員会	1988	相模原市の都市化	資料集
調査報告	相模原市教育委員会	1988	相模原の動物	鳥類および昆虫類目録
調査報告	相模原市教育委員会	1988	相模原市の植生	
調査報告	相模原市教育委員会	1988	相模原市植物目録(Ⅰ)	
調査報告	相模原市教育委員会	1989	中世の石造物	
調査報告	相模原市教育委員会	1989	相模川の砂利採取	
調査報告	相模原市教育委員会	1989	川漁調査報告書	
調査報告	相模原市教育委員会	1989	神楽と地芝居	
調査報告	相模原市教育委員会	1992	相模原軍都計画と地域変化	
調査報告	相模原市教育委員会	1999	神奈川県指定重要文化財 旧青柳寺庫裡復原修理工事報告書	
調査報告	相模原市教育委員会	2001	幕末の和洋折衷三階建て住宅－中村家住宅－	相模原市文化財調査報告書
調査報告	相模原市教育委員会	2015	国登録有形文化財 中村家住宅主屋旧三階部材確認調査報告書	相模原市文化財調査報告書
調査報告	相模原市教育委員会	2003	神奈川県指定重要文化財 旧青柳寺庫裡茅葺屋根等修繕報告書	
調査報告	相模原市教育委員会	2009	国指定史跡 田名向原遺跡保存整備報告書	

種別	発行者	発行年	書名	副書名
調査報告	相模原市立博物館	1997	上九沢・笹野家とその生活用具	博物館資料調査報告書
調査報告	相模原市立博物館	1999	大島地区の自然と文化	博物館資料調査報告書
調査報告	相模原市立博物館	1998	順席（慶応三年）	資料集
調査報告	相模原市立博物館	2000	地図資料目録Ⅱ 一般図・主題図・地形図	相模原市立博物館資料目録
調査報告	相模原市立博物館	2001	桐生亮コレクション標本目録	相模原市立博物館資料目録
調査報告	相模原市立博物館	2003	相模原市植物誌Ⅰー標本目録ー	相模原市立博物館資料目録
調査報告	相模原市立博物館	2005	博物館所蔵古文書目録	相模原市立博物館資料目録
調査報告	相模原市立博物館	2012	齊藤武一氏旧蔵資料目録	相模原市立博物館資料目録
調査報告	相模原市立博物館	2002	大島・上矢部・田名・上溝・当麻地区の民俗	相模原市民俗調査報告書
調査報告	相模原市	2007	旧石器時代遺跡資料調査報告書	相模原市史調査報告書
調査報告	相模原市	2009	動植物調査目録	相模原市史調査報告書
調査報告	相模原市	2009	相模原周辺の関東ローム層中の植物珪酸体からみた過去8万年間の気候植生変化史	相模原市史調査報告書
調査報告	相模原市	2009	相模原地域の第四紀地史研究のための指標手フラ（火山灰）	相模原市史調査報告書
調査報告	相模原市	2011	当麻山無量光寺 歴代上人墓所石造塔婆群調査報告書	相模原市史調査報告書
調査報告	相模原市	2009	縄文時代遺跡資料調査報告書	相模原市史調査報告書
調査報告	相模原市	2010	勝坂有鹿谷祭祀遺跡資料調査報告書	相模原市史調査報告書
調査報告	町田市立博物館・相模原市立博物館	2006	境川流域民俗調査報告書	
調査報告	相模原市	2009	旧相模原地域 石造物・景観調査報告書（20年度）	
調査報告	相模原市	2010	旧相模原地域 石造物・景観調査報告書（21年度）	
調査報告	文化庁	2020	関東の大風揚げ習俗Ⅱ	無形の民俗文化財 記録
調査報告	城山町	1985	城山町史資料所在目録	公文書
調査報告	城山町	1986	城山町史資料所在目録	近現代文書・近世文書補遺
調査報告	城山町	1987	城山町史新聞記事目録	
調査報告	城山町教育委員会	1993	城山町講中調査報告書	

種別	発行者	発行年	書名	副書名
調査報告	城山町教育委員会	1996	城山町小祠報告書	
調査報告	城山町教育委員会	1989	城山町民具所在目録	
調査報告	城山町教育委員会	2001	城山町の地名（改訂版）	
調査報告	相模原市	2010	公文書 1	津久井町史資料目録
調査報告	相模原市	2012	公文書 2	津久井町史資料目録
調査報告	相模原市	2010	事務報告 1	津久井町史資料叢書
調査報告	相模原市	2010	事務報告 2	津久井町史資料叢書
調査報告	相模原市	2004	津久井町の昆虫Ⅰ	津久井町史調査報告書
調査報告	相模原市	2008	津久井町の昆虫Ⅱ	津久井町史調査報告書
調査報告	相模原市	2012	津久井町の昆虫Ⅲ	津久井町史調査報告書
調査報告	相模原市	2012	津久井町の植物	津久井町史調査報告書
調査報告	相模原市	2013	津久井町の動物	津久井町史調査報告書
調査報告	相模原市	2013	津久井町の気象	津久井町史調査報告書
調査報告	津久井町教育委員会	1989	つくい町の古道	
調査報告	津久井町教育委員会	1991	つくい町の屋号	
調査報告	津久井町教育委員会	1994	つくい町の地名	
調査報告	津久井町教育委員会	1997	つくい町 関東大震災体験記録集	
調査報告	津久井町教育委員会	2000	津久井町の歴史今昔	
調査報告	津久井町教育委員会	2001	つくい町戦争体験記	
調査報告	津久井町教育委員会	2004	つくい町の水車	
調査報告	相模湖町教育委員会	1968・1969	郷土さがみこ（1983 再版）	千木良地区 内郷・小原・与瀬地区
調査報告	相模湖町教育委員会	1970	郷土さがみこ	寺院号
調査報告	相模湖町教育委員会	1972	郷土さがみこ	社寺宝物集
調査報告	相模湖町教育委員会	1974	郷土さがみこ	（神社編）
調査報告	相模湖町教育委員会	1984	郷土さがみこ	廿三夜講、塔調査編
調査報告	相模湖町教育委員会	1986	郷土さがみこ	名木調査編
調査報告	相模湖町教育委員会	1986	郷土さがみこ	史跡編
調査報告	相模湖町教育委員会	1993	郷土さがみこ	屋号調査編
調査報告	相模湖町教育委員会	1994	相模湖町の仏像	相模湖町内仏像悉皆調査報告書
調査報告	相模湖町教育委員会	1995	郷土さがみこ	古道編
調査報告	相模湖町教育委員会	1996	郷土さがみこ	地名編
調査報告	藤野町教育委員会	1973	ふじ乃町の野立石像群	
調査報告	藤野町教育委員会	1974	藤野町の神社と寺院	
調査報告	藤野町教育委員会	1974(1981)	渡邊土平治騒動記とその資料（再刊）	
調査報告	藤野町教育委員会	1975	ふじ乃町の野立石像群・神社と寺院追録	
調査報告	藤野町教育委員会	1976	ふじ乃町の民俗文化財第 1 集	葛原・和田・奥牧野調査
調査報告	藤野町教育委員会	1977	ふじ乃町の民俗文化財第 2 集	甲州街道とその周辺
調査報告	藤野町教育委員会	1977	藤野の石仏	

種別	発行者	発行年	書名	副書名
調査報告	藤野町教育委員会	1978	ふじ乃町の埋蔵文化財	
調査報告	藤野町教育委員会	1979	ふじ乃町の地名	附 屋号
調査報告	藤野町教育委員会	1980	ふじ乃町の古民家	
調査報告	藤野町教育委員会	1983	ふじ乃町の樹木	附 名勝と動植物
調査報告	藤野町教育委員会	1984	ふじ乃町の職人と諸道具	
調査報告	藤野町教育委員会	1985	ふじ乃町の年中行事	
調査報告	藤野町教育委員会	1986	ふじ乃町の古道	
調査報告	藤野町教育委員会	1987	ふじ乃町の芸能	
調査報告	藤野町教育委員会	1988	ふじ乃町の旧寺院	
調査報告	藤野町教育委員会	1989	ふじのの蝶	
調査報告	藤野町教育委員会	1991	ふじ乃町の馬	
調査報告	藤野町教育委員会	1991	藤野町の仏像	藤野町仏像悉皆調査報告書
調査報告	藤野町教育委員会	2006	ふじ乃町の石文化	
調査報告	藤野の歴史的建造物めぐり協議会	2015	藤野の歴史的建造物めぐり	
記録映画	相模原市教育委員会	1984	相模原の養蚕	
記録映画	相模原市教育委員会	1985	相模原の神代神楽	
記録映画	相模原市教育委員会	1986	相模原の機織	
記録映画	相模原市教育委員会	1987	相模原の炭焼き	
記録映画	炭焼窯制作実行委員会	1987	記念誌 大沼の炭焼き	
記録映画	相模原市教育委員会	1988	相模原の畑作	
記録映画	相模原市教育委員会	1989	相模原の祭礼行事	
近代化遺産	神奈川県	1916	相模原開田調査書	
近代化遺産	神奈川県	1935	神奈川県高座郡相模原土地利用計画書	
近代化遺産	神奈川県	1937	神奈川県高座郡相模原開田計画説明書	
近代化遺産	神奈川県	1939	相模原軍部建設連絡委員会書類	
近代化遺産	神奈川県	1939	相模原都市建設事業参考資料	
近代化遺産	神奈川県	1941	相模原都市建設区画整理事業概要説明書	
近代化遺産	神奈川県	1950	相模原都市建設区画整理事業経過報告	
近代化遺産	神奈川県	1952	相模川河水統制事業史	
近代化遺産	神奈川県	1953	農業実態報告第一編 相模原畑地灌漑地域における調査	高座郡相模原町古山
近代化遺産	神奈川県	1961	神奈川県における首都圏整備の概況	
近代化遺産	神奈川県	1964	神奈川県における首都圏整備の概要	

種別	発行者	発行年	書名	副書名
近代化遺産	神奈川県	1965	神奈川県相模原開発畑地かんがい技術史	
近代化遺産	神奈川県	1966	相模川の砂利	
近代化遺産	神奈川県開拓十年刊行委員会	1955	神奈川県開拓十年	
近代化遺産	神奈川県砂利販売共同組合	1989	神奈川県の砂利	
近代化遺産	神奈川県新聞社	1958	相模川	
近代化遺産	相模原商工会議所	1976	相模原商工発展史	
近代化遺産	相模原市立星が丘公民館	1990	地域史	

用語解説

ウェルビーイング（well-being）：well（満足な、健康な）＋being（存在（であること））
人々が、身体的・精神的・社会的に良い状態、充実・充足した状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念です。多様な個人がそれぞれの幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念です。

シビックプライド

まちに対する誇り、愛着及び共感を持ち、まちのために自ら関わっていかこうとする気持ちのことをいいます。人口減少や少子高齢化社会を迎えるにあたり、シビックプライドを醸成することは、定住人口の確保のほか、市民のまちづくりへの参画意識が高まり、協働によるまちづくりの推進や地域コミュニティの活性化につながります。

パブリックコメント

行政機関が政策の策定にあたり、広く一般から意見を募集する制度です。その意見を考慮することにより、行政運営の公正さの確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に役立てることを目的としています。

有形文化財

建造物、工芸品、彫刻、書跡、典籍、古文書、考古資料などの有形の文化的所産で、我が国にとって歴史上、芸術上、学術上価値の高いものを総称して「有形文化財」と呼んでいます。

無形文化財

演劇、音楽、工芸技術、その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上または芸術上価値の高いものを「無形文化財」といいます。無形文化財は、人間の「わざ」そのものであり、具体的にはそのわざを体得した個人または個人の集団によって体現されます。

民俗文化財

衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣装、器具、家屋、その他の物件など人々が日常生活の中で生み出し、継承してきた有形・無形の伝承で人々の生活の推移を示すものです。

記念物

貝塚、古墳、都城跡、城跡旧宅等の遺跡で我が国にとって歴史上または学術賞価値の高いものを「史跡」、庭園、橋梁、溪谷、海浜、山岳等の名勝地で我が国にとって芸術上または鑑賞上価値の高いものを「名勝」、動物、植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いものを「天然記念物」とし、これらを総称して「記念物」と呼びます。

文化的景観

地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないものを「文化的景観」といいます。

伝統的建造物群保存地区

城下町、宿場町、門前町など全国各地に残る歴史的な集落・町並みの内、我が国にとって価値が高いものを「伝統的建造物群保存地区」に選定しています。

指定文化財

国あるいは地方公共団体が指定したものを指定文化財といいます。

登録文化財

登録文化財は、従来の「指定」文化財制度を補完して、幅広く文化財を保護するために、平成8（1996）年の文化財保護法改正により創設されました。当初は建造物を対象としていましたが、現在は有形文化財や民俗文化財、記念物も対象とされています。

保存

文化財の適切な状態での維持（日常的な管理、修理等）をすることを言います。

保全

保護して安全を保つことを言います。

保護

文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを言います。